

熊本県 食料・農業・農村 基本計画



「食のみやこ熊本県」の創造に向けた
稼げる農畜産業の実現を目指して

令和7年(2025年)7月
熊本県



「食のみやこ熊本県」の創造に向けた 稼げる農畜産業の実現を目指して

熊本県の農畜産業は、変化に富む気候に加え、豊富な地下水などの豊かな自然環境のもと、生産者のたゆまぬ努力により営まれてきた重要な産業です。

また、高品質でおいしい農畜産物は、全国の食卓に届けられるだけでなく、地元の食品産業や観光業とのつながりも深く、熊本県の豊かな食文化を支える基盤となっています。



私は、農畜産業の振興を「食のみやこ熊本県」の創造の中核として、県政の重要課題に位置付けています。そこで、畜産、野菜、果樹、米など、バランスよく生産されている多種多様な農畜産物を生かし、生産・加工から販売に至るまでの過程を磨き上げることで、稼げる農畜産業の実現に取り組んでいきます。

このため、今回改定した「熊本県食料・農業・農村基本計画」では、親元就農をはじめとする担い手対策の強化に加え、生産性向上や高付加価値化、並びに激甚化・頻発化する自然災害、世界情勢の変化に伴う生産資材等の価格高騰などの外的リスクへの対応などの取組みを進め、農畜産業の更なる発展を目指していきます。

本計画の実現は、経済的な豊かさだけでなく、農村地域の活性化、ひいては県土全域の均衡ある発展にも寄与するものであり、生産者をはじめ県民総参加で、くまもとの食、農業、農村の維持発展に取り組む必要があります。県民の皆様におかれましては、施策の推進に対する一層の御理解と御協力をお願いします。

令和7年（2025年）年 7月

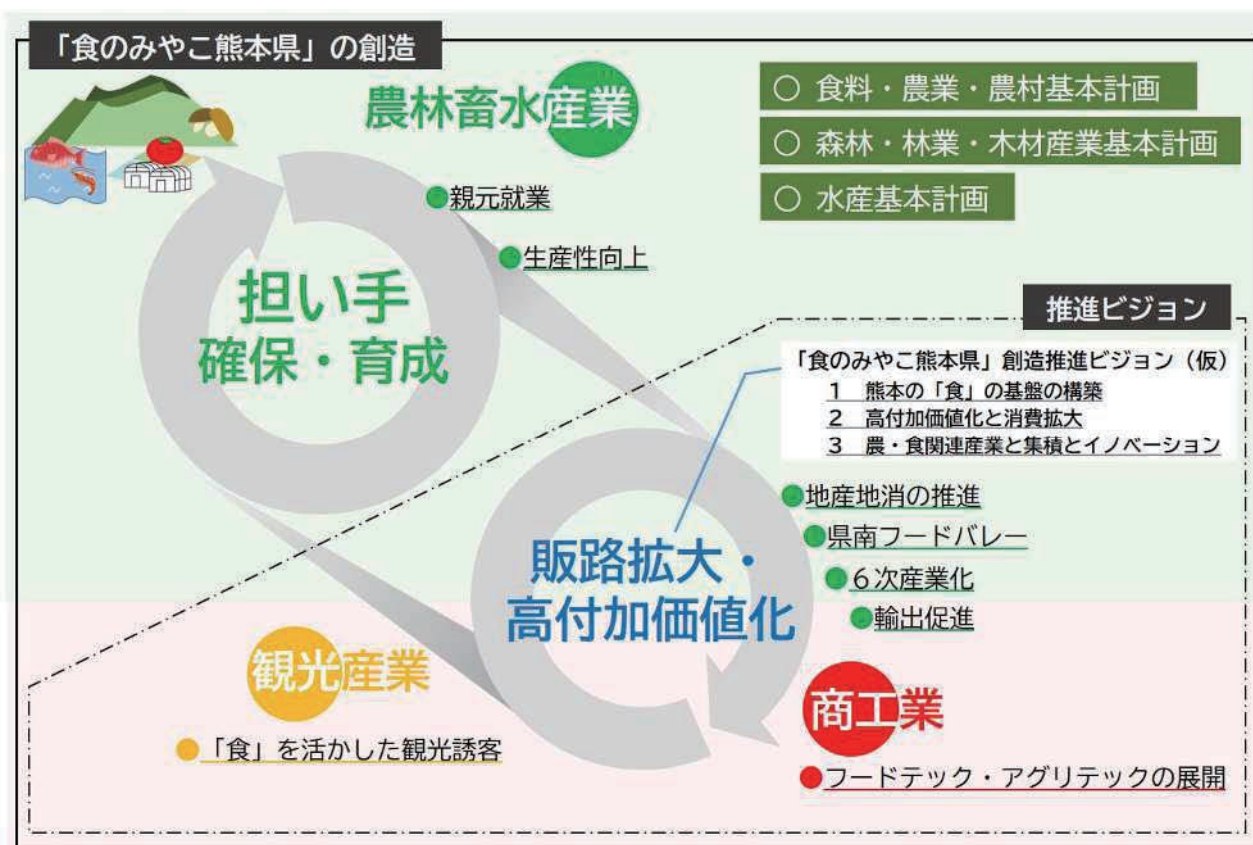
熊本県知事

木村 敬

「食のみやこ熊本県」の創造に向けた取組みについて

- ・本県は、天草などの海から阿蘇等の標高の高い山間地域まで変化に富んだ地形や気候、球磨川などの一級河川や豊富な地下水を活かして、多種多様で魅力ある農林畜水産物が生産されています。
- ・また、各地域の豊かな地域資源や風土に加え、地元の人々が育んだ郷土料理・伝統食、県産酒も多く、独自の食文化が形成されています。
- ・「食のみやこ熊本県」の創造とは、このような日本の食を支えている本県の農林畜水産物と食文化が持つポテンシャルを最大限に活用し、関係者が一丸となって、「食」を通じて国内外の人々を魅了し、「稼げる農林畜水産業」の実現や「熊本の食関連産業」の発展につなげる施策です。
- ・要となる農林畜水産業の担い手確保・育成のほか、令和6年（2024年）10月に新設した「食のみやこ推進局」を中心に推進ビジョンを定め、生産・加工から販売に至るまでの過程の磨き上げなどによる高付加価値化、商工業や観光産業との連携強化に取り組み、将来にわたり持続的で活力あふれる熊本を目指します。
- ・熊本県食料・農業・農村基本計画では、具体的な取組みとして、担い手確保・育成、生産性向上・競争力強化、高付加価値化・販売力強化などを取りまとめています。

取組みイメージ図



目 次

■はじめに（計画の策定に当たって）

1 策定の背景	1
2 計画の期間	1
3 県民の皆さまとの協働	2

総 論

第1章 くまもとの農畜産業の今

1 くまもとの農畜産業の概況	3
2 くまもとの人口推移、農業の担い手	8
3 農業の生産基盤	12
4 自然災害の発生状況と対応	13
5 農産物の流通	15
6 くまもとの農村（中山間地域）	18

第2章 くまもとの農畜産業を取り巻く情勢と課題

1 人口減少・高齢化社会への対応	21
2 国内外の食をめぐる情勢の変化への対応	21
3 農地・農業用施設等の整備・保全	22
4 自然災害、病害虫・家畜伝染病の侵入・まん延リスクへの対応	22
5 中山間地域等の農業・農村の振興	22

第3章 くまもとの農畜産業の目指す姿

1 目指す姿	23
2 施策の展開方向	26

各 論

目指すべき姿の実現に向けた取り組み

1 持続的で活力あふれる稼げる農畜産業の実現	28
（1）担い手の確保・育成と経営基盤強化	
①担い手の確保・育成と経営継承の取り組み拡大	30
②農業・農村を支える人材の確保・育成	34
③企業等の農業参入の促進	36
④担い手への農地の集積・集約	38
⑤農畜産業振興と半導体関連企業等の進出との両立に向けた営農継続支援	40
⑥農業団体の経営基盤・活動の強化	42
（2）農畜産物の生産性向上・競争力強化	
①スマート農業・DXの実装加速化による生産性向上	43
②生産力の強化に向けた新品種・新技術の開発・普及	45
③魅力ある農産物の生産体制強化	47
④持続的な畜産経営に向けた生産基盤強化・収益性向上	49
⑤強固な生産基盤の整備と保全管理	51

（３）農畜産物の高付加価値化・販売力強化

- ①県産農畜産物の販売力強化と生産、加工等工程の最適化…………… 53
- ②６次産業化等の推進…………… 55
- ③地産地消の推進…………… 57
- ④農畜産物の輸出拡大…………… 59

（４）環境に優しく変化に対応した生産体制の確立

- ①地下水と土を育む農業及びみどりの食料システムの推進…………… 60
- ②農業・農村の国土強靱化の推進と災害対応…………… 62
- ③自然災害・価格低迷等に対応したリスク軽減対策の推進…………… 64
- ④家畜伝染病、病害虫の侵入リスクを最小化する防疫対策強化…………… 66

２ 中山間地域等の農村活性化

（１）地域資源を活用した元気で豊かな農村の実現

- ①中山間地域の特徴を活かした「しごと」「くらし」づくり…………… 68
- ②都市と農村との交流による地域活力の向上…………… 70

（２）次世代へ引き継ぐ農業生産の強化と農業・農村の多面的機能の維持・発揮

- ①中山間地域における農地基盤整備と集積による基盤強化…………… 72
- ②多面的機能の維持・発揮…………… 74
- ③鳥獣被害対策とジビエの利活用の推進…………… 76

■トピック

- 食料の安全保障に係る本県の取組み…………… 78

■参考資料

- 計画とSDGsとの関連性…………… 80
- 専門用語…………… 81

はじめに（計画の策定に当たって）

1 策定の背景

令和3年(2021年)2月に熊本県食料・農業・農村基本計画を策定し、熊本地震や令和2年7月豪雨からの復旧・復興、新型コロナウイルス感染症の影響緩和とともに、稼げる「くまもと農業」の実現に向けて様々な施策を講じてきました。

具体的には、水稻オリジナル品種「くまさんの輝き」の普及拡大、「くまもと黒毛和牛」や「くまもとあか牛」などの農畜産物のブランド力向上などにより、競争力の強化を図りました。

また、労働力が減少する中、基盤整備による農地の大区画化、水田の汎用化や農地の集積・集約化に加え、防除用ドローンや酪農の搾乳ロボット、施設園芸の環境制御機器などのスマート農業技術の現地導入を進め、生産性・収益性の高い農畜産業経営の確立を図りました。

担い手の確保・育成の取組みについては、相談・研修・就農・定着まで、切れ目のない支援を展開するとともに、「くまもと農業経営継承支援センター」を開設し、経営継承の支援体制の強化を図りました。

このほか、中山間地域対策では、持続可能なモデル地域形成を全国に先駆けて支援し、地域の特産物を活かした新たな価値の創出による、農業+αの所得確保に取り組み、地域の活力向上を図ってきました。

このように、様々な施策を展開した結果、本県農畜産業は、熊本地震、令和2年7月豪雨災害、新型コロナウイルスの感染拡大などの困難な状況に直面する中、全国上位の認定新規就農者数や認定農業者数を維持し、農業産出額や生産農業所得が向上するなど、「稼げる農業」の実現に向けた成果が着実に現れています。

しかし、将来に向けては、依然として進展する生産者の減少・高齢化に加え、国内人口の減少に伴う需要の減少、生産資材の高騰、気候変動に伴う異常気象の頻発化など、不安や不確定要素が大きくなっています。また、半導体企業等の進出に伴い、主要産地の農畜産物の生産環境が急速に変化するなど、これまでに経験したことがない情勢変化や課題への対応が求められています。

そこで、今回、社会構造や自然環境などの多くの変化に柔軟に対応しながら本県の農業・農村が持続的に発展していくため、これまでの計画を見直し、目指すべき姿に向け重点的に取り組む課題や施策を示していくこととします。

2 計画の期間

この計画は、「くまもと新時代共創基本方針」と歩調を合わせた農業・農村に係る具体的な振興計画として、令和9年度(2027年度)までを計画年度とします。

また、農業・農村をめぐる情勢変化に対応して効率的な施策展開が図られるよう、必要に応じ見直すものとします。

3 県民の皆さまとの協働

食料・農業・農村を取り巻く諸課題は、農業者だけでなく、農畜産物の合理的な価格形成も含め、消費者など県民の皆さまの十分な理解を得た上で、県民一人ひとりの行動によって解決していく必要があるものです。さらに、食料安全保障や農業・農村が有する多面的機能など、都市部の住民にも本県の農業・農村が果たす役割をしっかりと認識して頂くことも重要です。

したがって、この計画は、本県の農業・農村の維持、発展に向け、農業者をはじめ県民総参加で取り組む方向性を示す指針であるとともに、県民の皆さまに対するメッセージとしての性格を持っています。

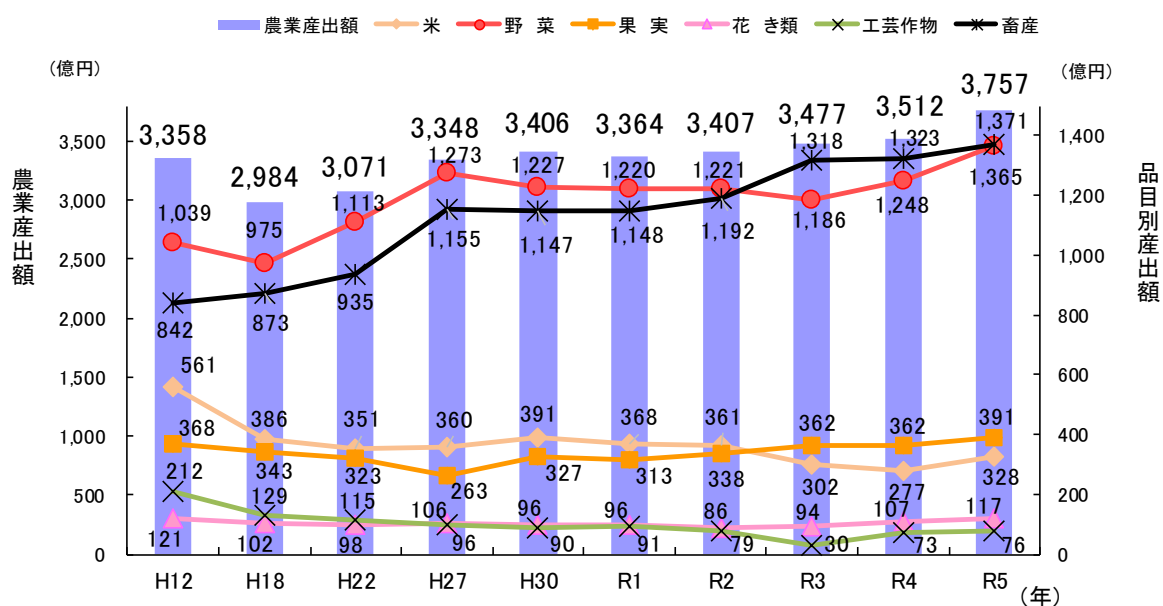
第1章 くまもとの農畜産業の今

1 くまもとの農畜産業の概況

(1) 農業産出額の推移

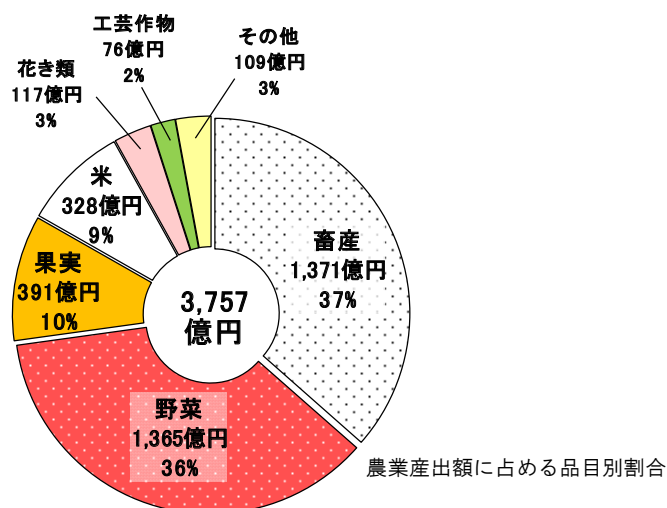
- 農産物などの価格に生産量を乗じた農業産出額は、平成2年（1990年）の4,016億円をピークに長らく下落傾向が続き、2,984億円（平成18年（2006年））まで減少しましたが、以降、増加に転じています。近年、主食用米や工芸農作物の作付け減少が見られる一方、野菜、肉用牛及び生乳生産の伸びや畜産物価格の上昇等によって令和5年（2023年）の農業産出額は3,757億円（全国第5位）となっています。
- 品目別の産出額は、畜産が37%、野菜が36%、果実が10%、米が9%と一部品目への偏りが少なくバランスが良いことが本県の特徴となっています。

■ 農業産出額の推移



(資料)農林水産省「生産農業所得統計」

※農業産出額＝単価×生産量



(2) 全国に占める熊本県農業の地位

- 主要農畜産物の生産量で見ると、全国1位の品目が多数（不知火類（デコポン）、宿根カスミソウ、葉たばこ、トマトなど）あり、その他多くの品目が全国的にも上位にあります。

■主要農畜産物の収穫量・飼養頭数

	単 位	全 国	熊 本 県	熊本県の全国に占める	
				順位	割合(%)
不知火類（デコポン）（R3年）	千 t	43.9	17.9	1	40.9
宿根カスミソウ（R5年）	千本	47,200	18,600	1	39.4
葉たばこ（販売量）（R5年）	千 t	8.8	2.0	1	22.5
ト マ ト（R5年）	千 t	681.4	132.6	1	19.5
す い か（R5年）	千 t	303.7	46.5	1	15.3
カ リ フ ラ ワ ー（R5年）	千 t	22.1	2.9	1	12.9
い ぐ さ（R5年）	千 t	...	5.4	1	—
な つ み か ん（R3年）	千 t	29.4	6.3	2	21.3
メ ロ ン（R5年）	千 t	145.2	24.1	2	16.6
な す（R5年）	千 t	288.8	36.3	2	12.6
トルコギキョウ（R5年）	千本	84,300	10,300	2	12.2
く り（R5年）	千 t	15.0	1.8	2	12.1
し ょ う が（R5年）	千 t	45.6	5.3	2	11.5
ア ス パ ラ ガ ス（R5年）	千 t	24.6	2.3	2	9.2
い ち ご（R5年）	千 t	161.8	11.7	3	7.2
乳用牛（飼養頭数）（R5年）	千頭	1,313.0	43.0	3	3.3
うんしゅうみかん（R5年）	千 t	681.6	80.6	4	11.8
肉用牛（飼養頭数）（R5年）	千頭	2,672.0	134.0	4	5.0
うち褐毛和種（あか牛）	千頭	23.4	17.0	1	72.6
か ん し ょ（R5年）	千 t	715.8	18.4	6	2.6
荒 茶（R5年）	t	75,200	1,320	7	1.8
豚（R5年）	千頭	8,798.0	347.9	8	4.0
小 麦（R5年）	千 t	1,094.0	19.1	9	1.7
大 豆（R5年）	千 t	259.8	4.5	13	1.7
水 稲（R5年）	千 t	7,165.0	155.4	16	2.2

（資料）農林水産省「作物統計」、「野菜生産出荷統計」、「果樹生産出荷統計」、「花き生産出荷統計」、「畜産統計」他

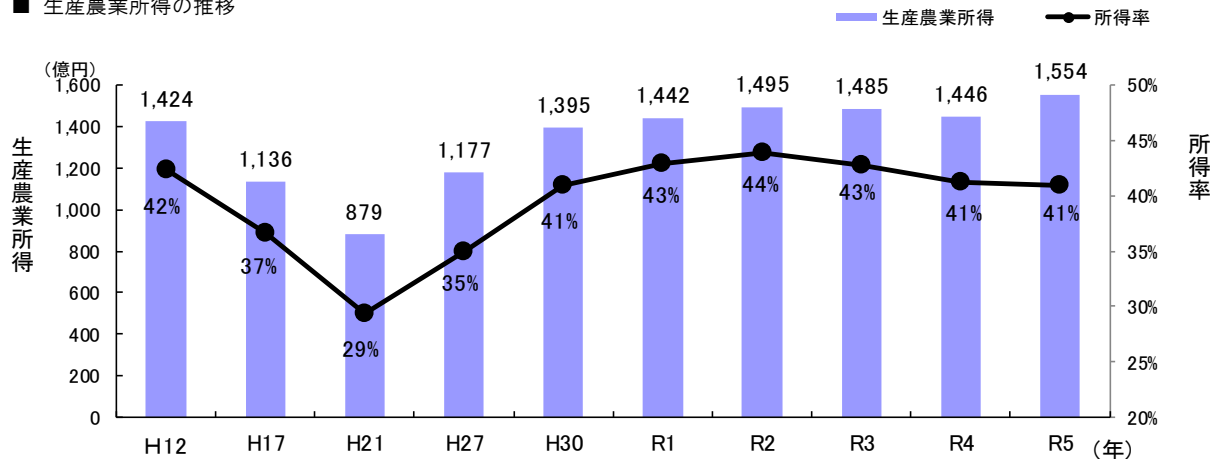
注1)品目右側の()は、収穫量及び飼養頭数の調査対象年

2)主要農産物の生産量の欄の「...」は、主産地県のみ調査されている作物。（順位は主産地県中の順位）

(3) 生産農業所得の推移

- 農業産出額から物的経費を控除し、補助金などを加算した生産農業所得は、長らく下落傾向が続いていましたが、平成 21 年（2009 年）の 879 億円を底に増加に転じ、近年は 1,400 億円台で推移しています。令和 5 年（2023 年）は、1,554 億円と九州 1 位、全国 2 位となっています。

■ 生産農業所得の推移



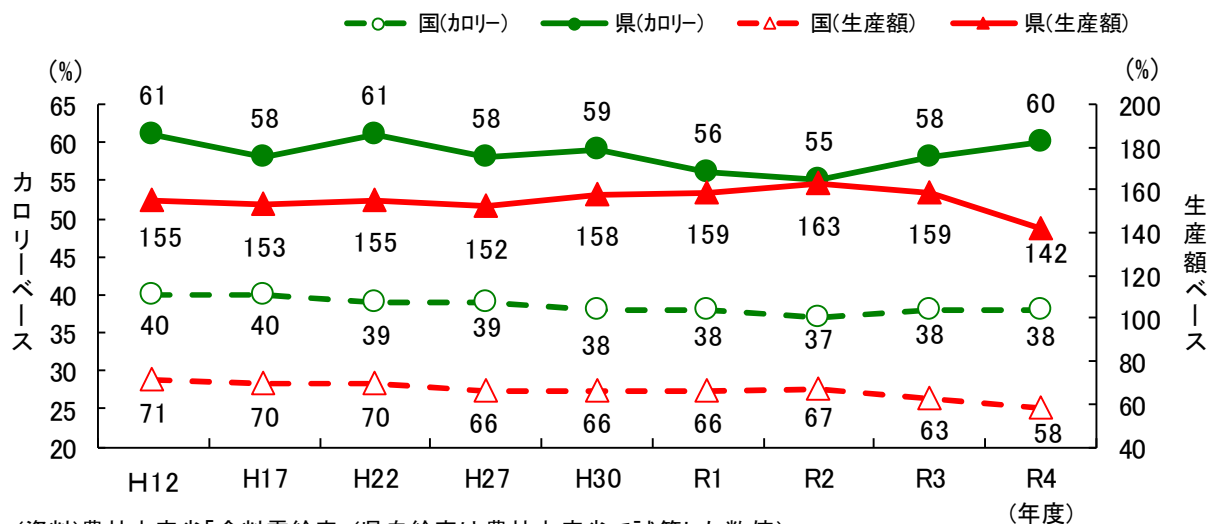
(資料)農林水産省「生産農業所得統計」

※生産農業所得＝農業産出額－物的経費＋補助金等

(4) 食料自給率の推移

- 本県の食料自給率は、令和 4 年度（2022 年度）において、カロリーベースで 60%、生産額ベースで 142%となっています。

■ 食料自給率の推移



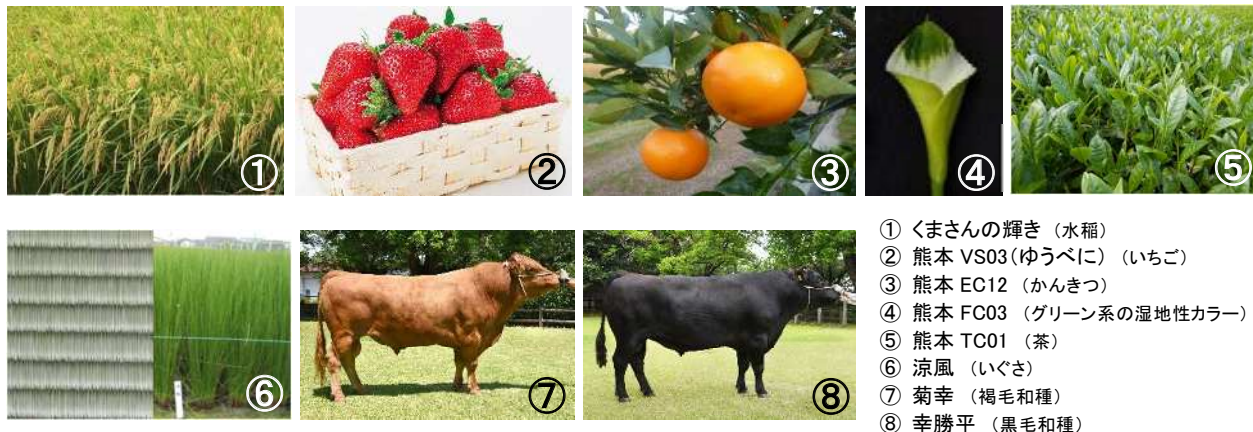
(資料)農林水産省「食料需給表」(県自給率は農林水産省で試算した数値)

(5) 魅力ある新たな品種・技術の開発

- 農業研究センターでは、「くまさんの輝き」(水稻)、「ゆうべに」(いちご)など、多くの本県オリジナル新品種の開発・選定に取り組んでいます。

また、オリジナル品種も含む新しい技術について、普及組織や関係団体と一体となって、普及及び産地づくりを進め、高品質な農産物づくりに取り組んでいます。

■ 開発・選定された主な品種・種雄牛



- ① くまさんの輝き (水稻)
- ② 熊本 VS03(ゆうべに) (いちご)
- ③ 熊本 EC12 (かんきつ)
- ④ 熊本 FC03 (グリーン系の湿地性カラー)
- ⑤ 熊本 TC01 (茶)
- ⑥ 涼風 (いぐさ)
- ⑦ 菊幸 (褐毛和種)
- ⑧ 幸勝平 (黒毛和種)

(6) 農産物価格指数と農業生産資材価格指数

- 農産物価格指数は、「農産物総合」で見ると、上昇傾向にあります。

■ 類別農産物価格指数の推移

区 分	H12	H17	H27	R1	R2	R3	R4	R5
農産物総合	82.4	82.2	90.1	98.5	100.0	100.8	102.2	108.6
米	101.5	93.2	77.6	101.7	100.0	88.6	82.0	90.2
野 菜	76.1	79.6	101.1	95.9	100.0	96.7	106.2	113.3
果 実	65.8	59.7	75.1	87.5	100.0	100.9	101.4	105.3
花 き 類	93.1	97.5	98.9	107.9	100.0	107.8	117.2	119.1
工 芸 作 物	145.7	128.4	105	104.7	100.0	113.4	113.1	111.7
畜 産 物	70.9	77.5	98.0	102.2	100.0	105.6	105.3	113.4

資料) 農林水産省「農業物価指数」(R2=100) 注1) 主要作目のみ掲載

- 農業生産資材価格指数は、「農業生産資材総合」で見ると、上昇傾向にあります。

近年、農業生産資材のうち、肥料、飼料、光熱動力、建築資材の指数は、農産物価格指数を大きく上回る上昇となっており、農業経営に大きな影響を与えています。

■ 類別農業生産資材価格指数の推移

区 分	H12	H17	H27	R1	R2	R3	R4	R5
農業生産資材総合	78.7	80.8	98.2	100.1	100.0	106.7	116.6	121.3
種 苗 ・ 苗 木	83.4	84.7	94.8	97.4	100.0	101.5	104.0	106.8
畜 産 用 動 物	61.0	71.3	94.0	111.5	100.0	105.9	96.2	88.3
肥 料	67.3	69.4	101.2	99.2	100.0	102.7	130.8	147.0
飼 料	63.0	70.8	102.1	99.4	100.0	115.6	138.0	145.7
農 薬	90.0	86.5	97.8	98.2	100.0	100.2	102.9	112.9
光 熱 動 力	71.6	83.0	100.9	107.8	100.0	112.3	127.3	126.9
農 機 具	93.6	91.2	97.7	98.4	100.0	99.9	100.9	105.0
建 築 資 材	81.7	78.1	94.3	98.4	100.0	113.0	133.3	137.2
賃借料・料金	90.1	89.7	96.3	97.9	100.0	100.8	102.3	105.0

資料) 農林水産省「農業物価指数」(R2=100) 注1) 主要項目のみ掲載

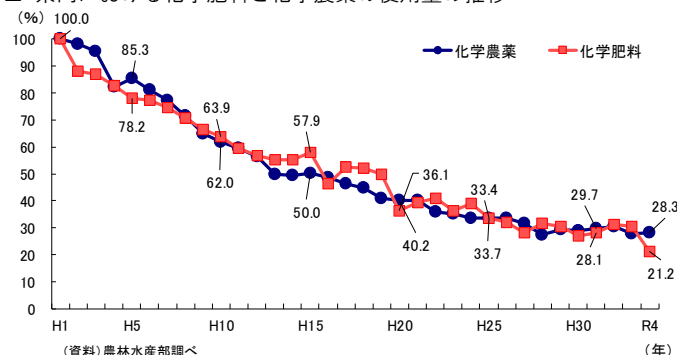
(7) 地下水と土を育む農業及びみどりの食料システムの推進

- 熊本の宝であるきれいで豊かな地下水と肥沃な土を農業の力で守り育むことを目的として「熊本県地下水と土を育む農業推進条例」を平成 27 年（2015 年）4 月に施行しました。本条例では、①土づくりを基本とした化学肥料及び農薬削減の取組み、②家畜排せつ物を使用した良質な堆肥生産及び流通の取組み、③飼料用米等の生産及び湛水等による水田有効活用の取組みを「地下水と土を育む農業」として推進し、施策を展開しています。

(化学肥料・化学農薬の使用量低減の取組み)

平成 2 年度（1990 年度）から「土づくり・減農薬運動」を全国に先駆けて展開し、平成 17 年度（2005 年度）からは「くまもとグリーン農業」として、土壌分析に基づく施肥や化学肥料・化学農薬の削減技術の普及に取り組んできました。その結果、化学肥料及び化学農薬の使用量ともに減少しています。

■ 県内における化学肥料と化学農薬の使用量の推移

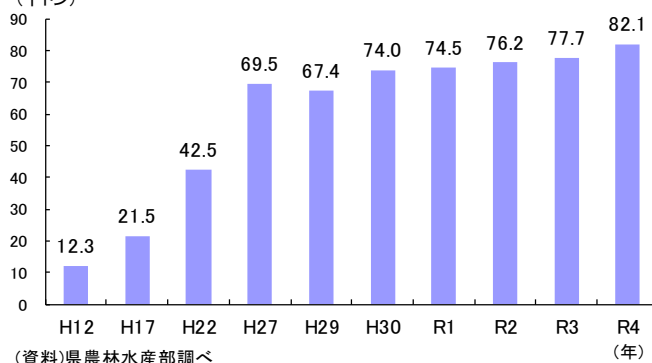


(堆肥の広域流通)

地域資源である家畜排せつ物由来の堆肥の利活用を図るため、耕種地帯と畜産地帯の連携を進めています。

良質堆肥生産、肥料としての堆肥の需要増加が増えたことなどにより、地域を越えた広域的な堆肥流通は増加しています。

■ 堆肥の広域流通量の推移



(くまもとグリーン農業の推進)

国の「みどりの食料システム法」に基づく認定制度の創設に併せ、令和 5 年（2023 年）6 月から土づくりや化学肥料・化学農薬の使用低減などの環境負荷低減に取り組む農業者に対し、新たなマークを付与して環境に配慮した農産物の PR につなげていきます。

■ 新たな「くまもとグリーン農業」マーク



©2010 熊本県くまモン

(生産宣言)



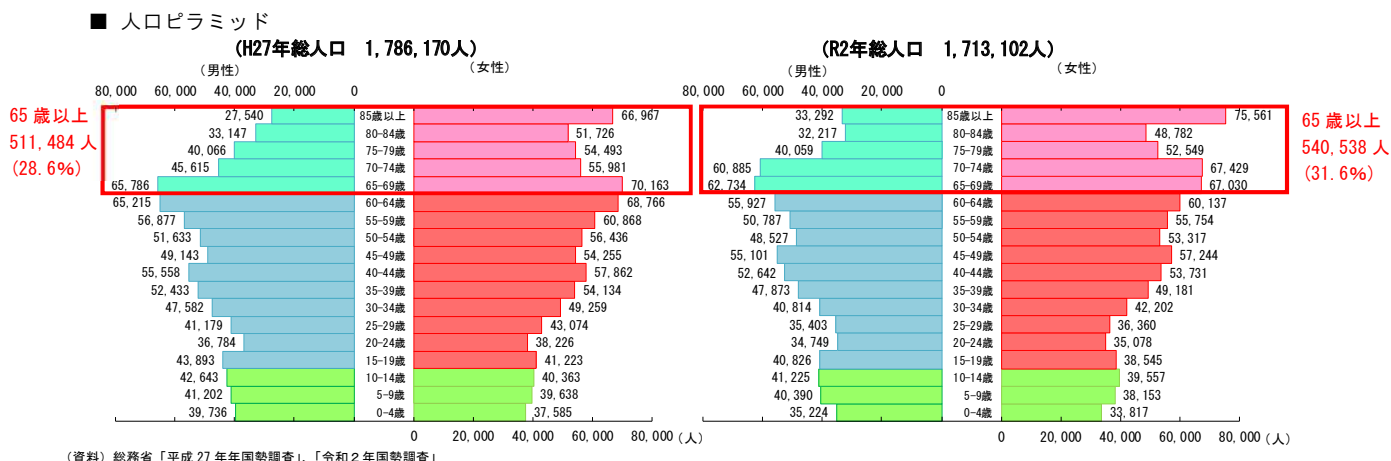
応援宣言
くまもとグリーン農業

(応援宣言)

2 くまもとの人口推移、農業の担い手

(1) 人口ピラミッド

- 本県における総人口は、平成 27 年（2015 年）10 月 1 日現在からの 5 年間で約 73 千人減少し約 1,713 千人となっています。また、人口に占める 65 歳以上の割合は、5 年間で 3 % 上昇して 31.6% となっており、全国平均の 28.8% と比べて高齢化が進んでいます。

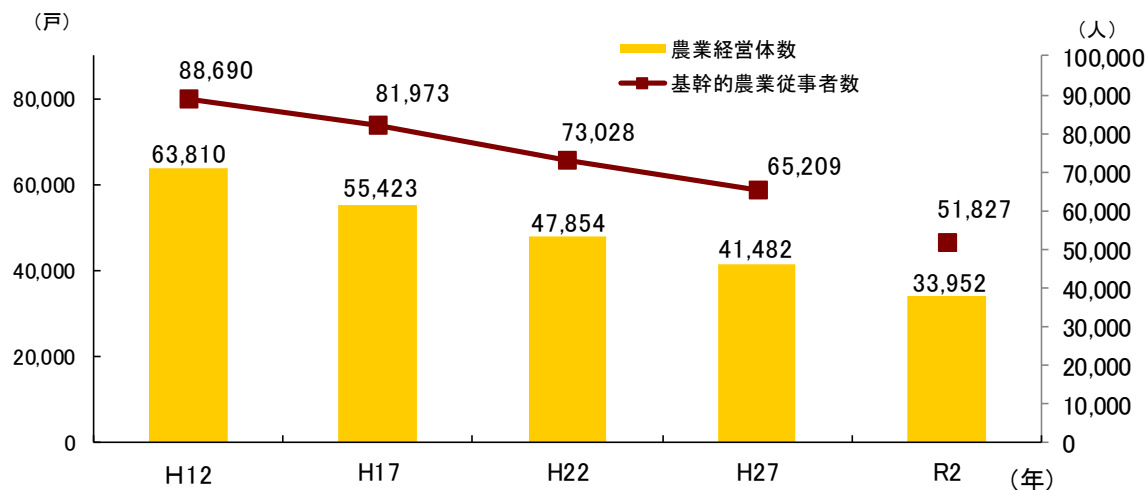


(2) 農業経営体数、基幹的農業従事者人口ピラミッド

- 令和 2 年（2020 年）の農業経営体数は 33,952 経営体（全国 9 位）、基幹的農業従事者数は、51,827 人（全国 4 位）と全国でも上位にあるものの、いずれも減少傾向にあります。

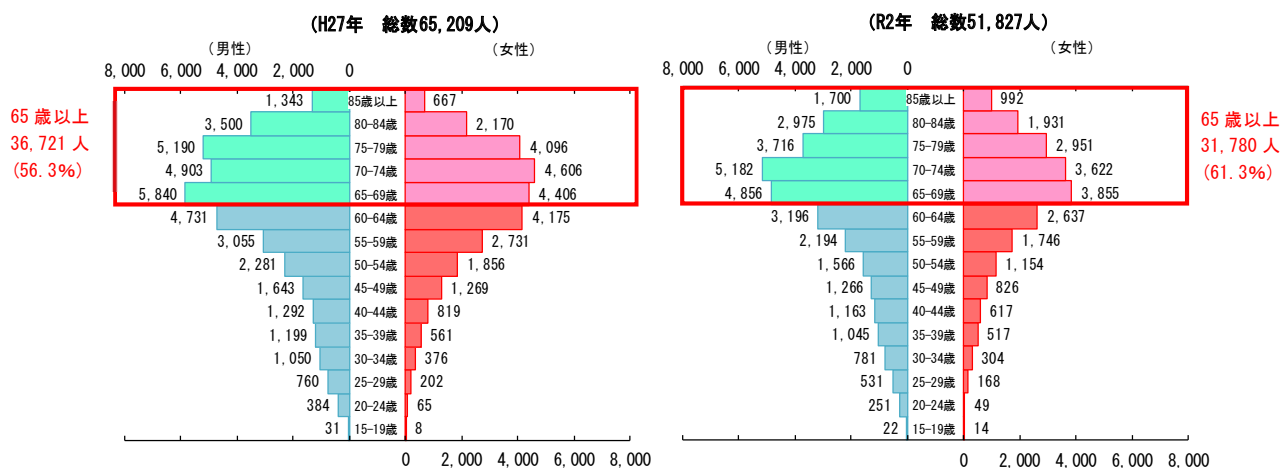
また、基幹的農業従事者の高齢化も進展しており、65 歳以上の占める割合が 61.3% となっていることから、本県農業を支える新たな担い手の育成・確保がますます重要となっています。

■ 農業経営体数及び基幹的農業従事者数の推移



H27 までは販売農家、R2 は農業経営体（個人経営体）の数値

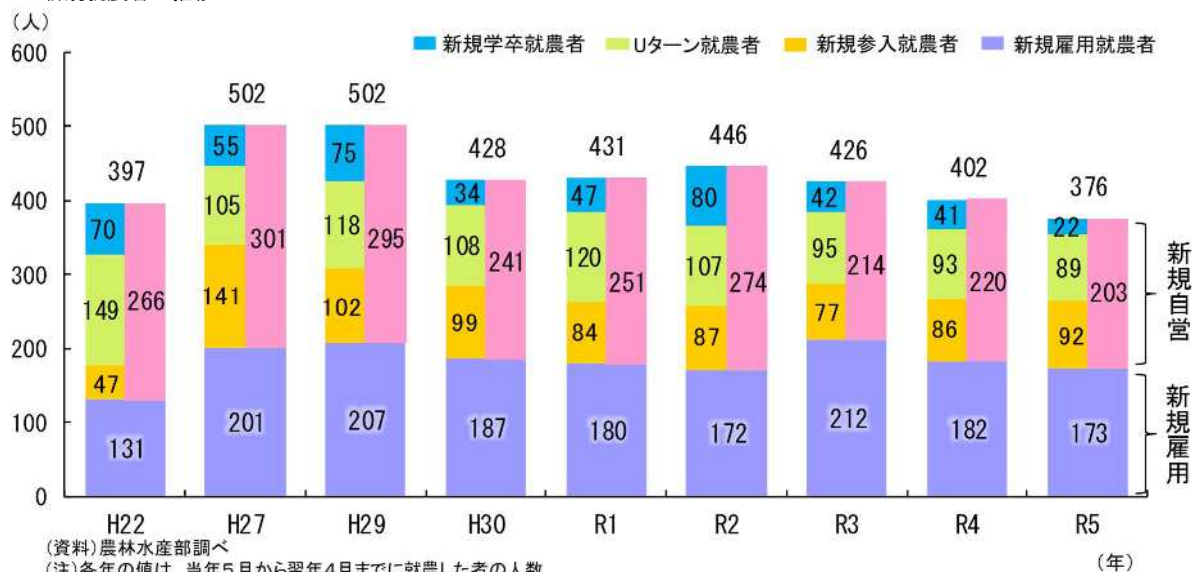
■ 基幹的農業従事者の人口ピラミッド



(3) 新規就農者

- 多様な就農形態に対応した支援策を講じていますが、近年、新規就農者数は、減少傾向で推移しており、令和5年（2023年）は376人となっています。

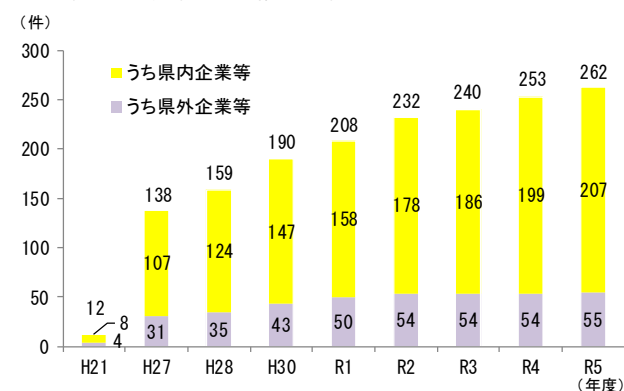
■ 新規就農者の推移



(4) 企業などの農業参入

- 企業などの農業への参入は、平成21年（2009年）及び平成27年（2015年）の農地法改正により企業等の農業参入が容易になったことなどから、県内では、平成21年度（2009年度）から令和5年度（2023年度）末までに262件の参入がありました。
- 企業の農業参入は、農業の新たな担い手としてだけでなく、地域における雇用の創出、耕作放棄地の解消、地域の活性化など様々な効果が期待されています。

■ 企業などの農業参入の推移（累計）



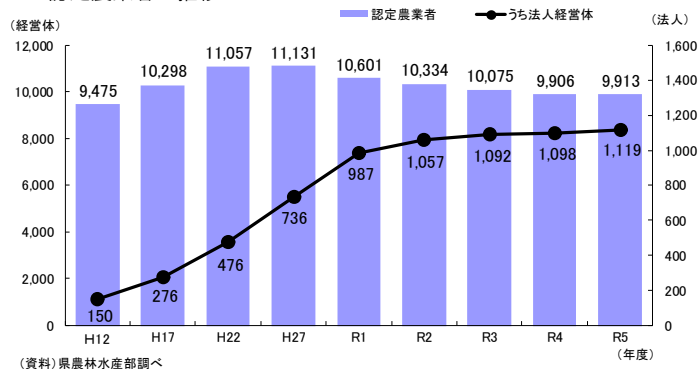
■ 参入企業（262 件）の内訳

業 種 別	飲食・食品関連業 76、卸売・小売業 43、建設業 27、製造業 18、農業機械・建設機械販売業 11、JA3、その他 84
県 内 外 別	県内企業 207、県外企業 55
参入地域別	県央 77、県北 105、県南 60、天草 20

(5) 認定農業者

- 本県農業の担い手の中核である認定農業者は、令和5年度（2023年度）が9,913経営体であり、北海道、新潟県に次ぐ全国3位となっています。
- 認定農業者数は微減傾向ですが、そのうち法人経営体数は増加傾向にあります。

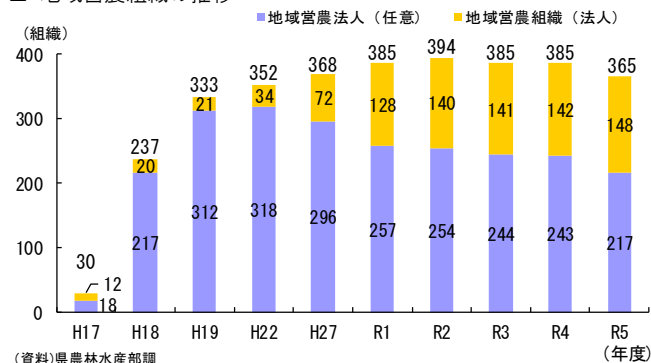
■ 認定農業者の推移



(6) 地域営農組織

- 米、麦、大豆を中心とした土地利用型農業における生産組織は、作業受託組織が中心でしたが、平成19年度（2007年度）から開始された国の品目横断的経営安定対策を機に、地域営農組織が増加しました。
- 近年の組織数は、組織の再編・統合等で減少していますが、法人形態は増加傾向にあります。

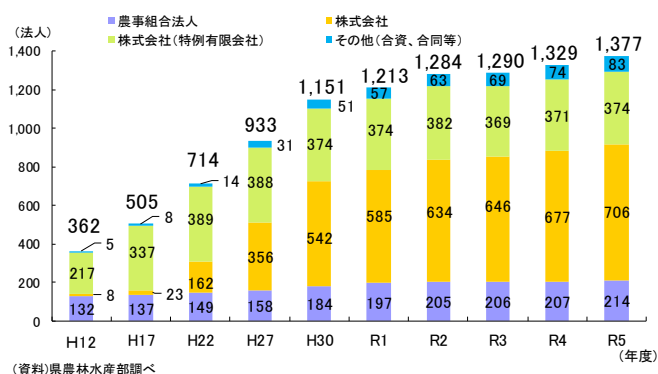
■ 地域営農組織の推移



(7) 農業法人

- 農業法人は、農業生産や雇用創出、雇用就農者の生産・経営能力習得など、本県の農業に大きく貢献しています。経営の多角化や安定化を図る有効な手段として法人化を推進してきた結果、年々増加し、令和5年度(2023年度)末で、1,377法人まで増加しています。

■ 農業法人の推移

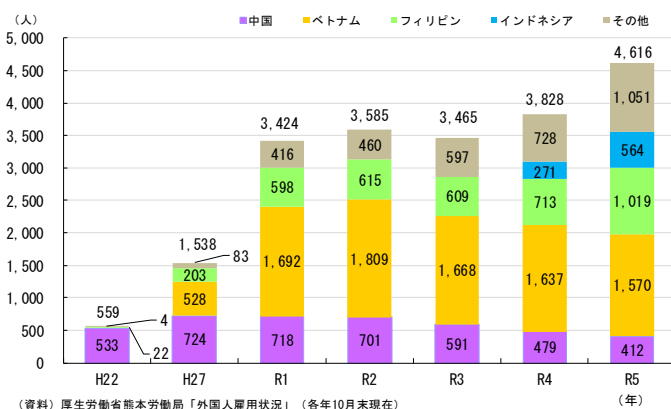


(8) 外国人材

- 農業や林業における外国人材は年々増加傾向にあり、令和5年(2023年)10月末現在では、4,616名が農業及び林業に従事しています。

主に、ベトナムやフィリピン国籍の外国人材が雇用されています。

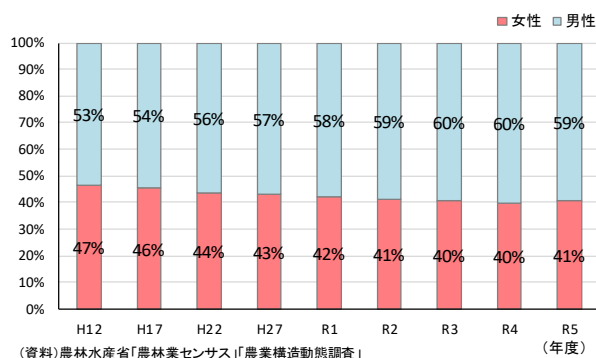
■ 外国人材の国籍別雇用状況(農業、林業)



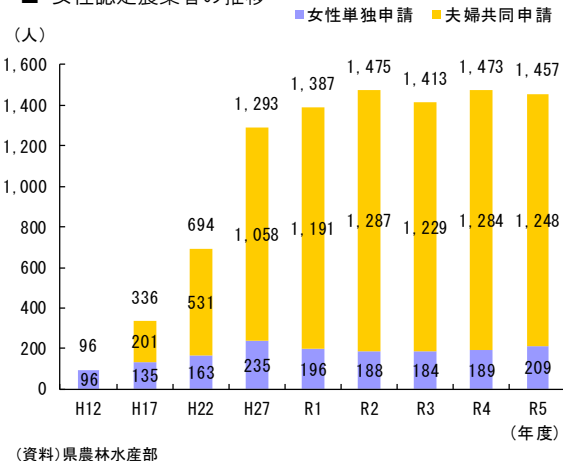
(9) 女性農業者

- 基幹的農業従事者のうち、女性が占める割合は約4割で推移しています。女性認定農業者数は、令和5年度(2023年度)に1,457人となっており、近年は1,400人前後で推移しています。

■ 基幹的農業従事者の男女比の推移



■ 女性認定農業者の推移

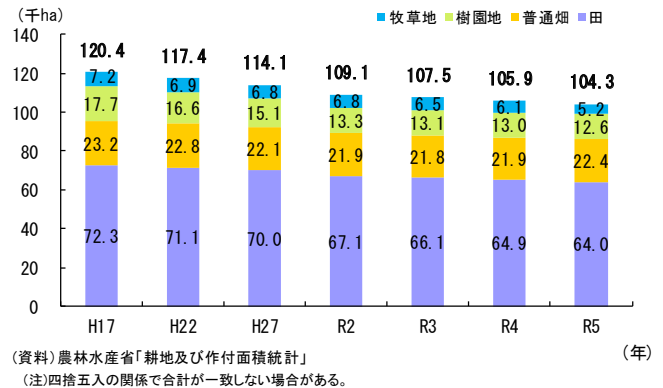


3 農業の生産基盤

(1) 耕地面積

- 耕地面積は、近年、緩やかな減少が続いており、令和5年(2023年)は、104.3千ha(田64.0千ha、畑40.3千ha)となっています。

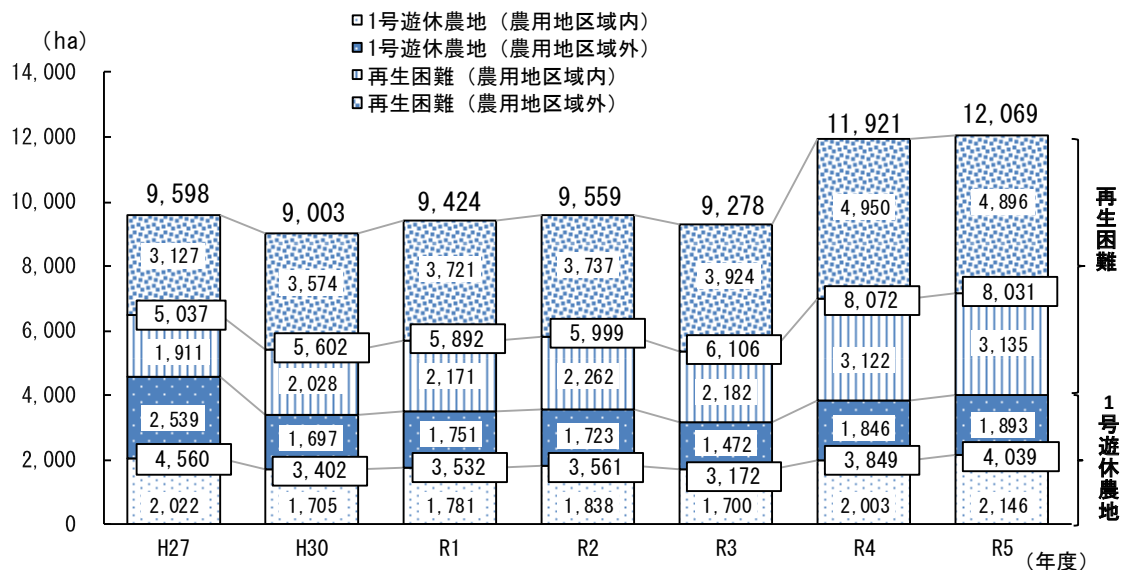
■ 耕地面積の推移



(2) 遊休農地(耕作放棄地)の現状

- 県内の遊休農地(耕作放棄地)は12,069ha(令和5年(2023年))となっています。再生利用が可能な農地(1号遊休農地)の割合は約1/3、再生が困難な農地の割合は約2/3となっています。

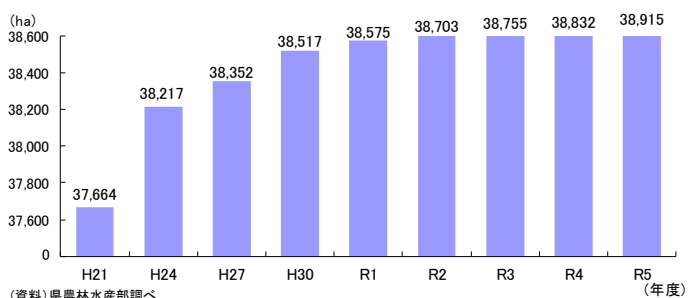
■ 遊休農地(耕作放棄地)の推移



(3) 農地の整備状況

- 農用地区域内の水田(約58,500ha)は、令和5年度(2023年度)末現在で、全体の約7割に当たる38,915haの整備が完了しています。

■ 農用地区域内の水田の整備状況



(4) 農業水利施設

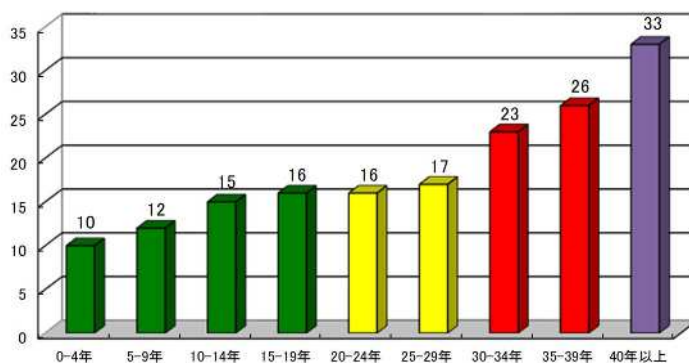
- 農業用ダムをはじめ頭首工や農業用水路など、多くの農業水利施設が設置されており、特に、広大な農地が広がる海岸部の平坦地には、排水対策のための機場が多数設置され、農業のみならず地域の浸水被害防止に貢献しています。
- 一方、既に耐用年数を超えた施設も多く、老朽化対策が課題となっています。

■ 農業水利施設の現状

施設名		箇所数等
①	農業用ダム	9箇所
②	頭首工	144箇所
	うち受益面積100ha以上	53箇所
③	基幹的農業用水路	約570km
④	基幹的農業排水路	約210km
⑤	排水機場	168箇所
⑥	ため池	2,308箇所
	うち防災重点農業用ため池	826箇所

(資料) 県土地改良施設ストック実態調査 他
 ※基幹的農業用排水路とは受益面積が100ha以上のもの
 ※頭首工については、法河川や準用河川に設置されているもので
 水利権(許可、慣行)を有しているもの

■ 排水機場の設置箇所数(経過年数別)



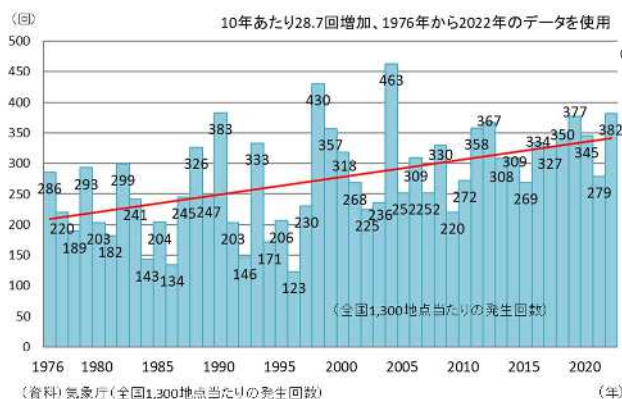
(資料) 県農林水産部調べ(R6.4月現在)

4 自然災害の発生状況と対応

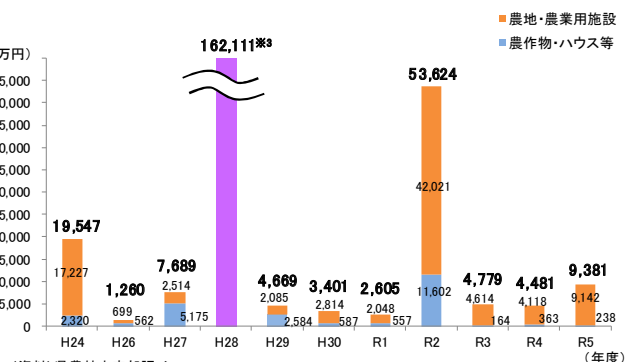
(1) 自然災害の発生状況

- 平成28年熊本地震では過去最大の被害(農業被害額: 約1,353億円^{※1})、令和2年7月豪雨では県南地域を中心に過去2番目となる被害(農業被害額: 約512億円^{※2})が発生しました。近年、自然災害は頻発化、激甚化しているため、本県農畜産業への影響が懸念されます。

■ 1時間降水量50mm以上の年間発生回数



■ 農業気象災害の被害額推移



※1: H28年度の農業関係被害額 162,111百万円の内数

※2: R2年度の農業関係被害額 53,624百万円の内数

※3: 162,111百万円の内訳

農作物・ハウス等の被害: 67,268百万円

農地・農業用施設の被害: 94,844百万円

(2) 災害に強い施設の導入

- 施設園芸が盛んな本県では、台風等による被害を軽減させる取組みとして、気象災害に強いハウスの導入を積極的に進めています。

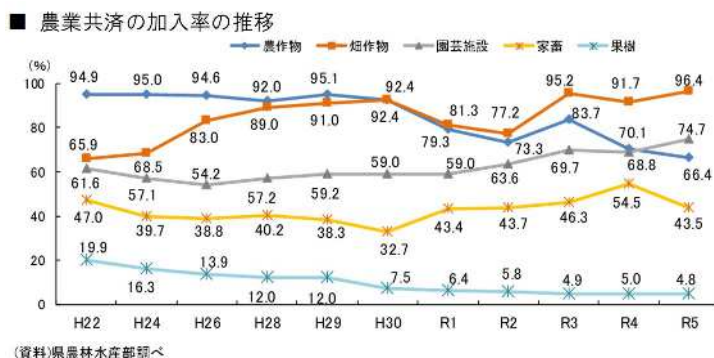
平成 24 年度 (2012 年度) から国庫事業で本格的に導入が始まっており、これまで約 292ha の低コスト耐候性ハウスが設置されています。



(3) 農業保険の加入状況

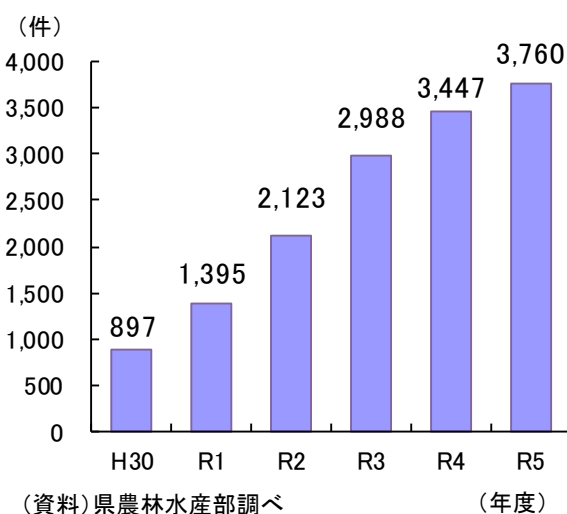
- 農業共済は、自然災害等への備えとして加入を働きかけているところです。

加入率は、共済の種類によって大きな違いがありますが、畑作物や園芸施設共済は増加しています。



- 収入保険制度は、平成 31 年 (2019 年) 1 月から法制化され、令和 5 年 (2023 年) の加入者数は 3,760 件と増加しています。

■ 収入保険の加入件数の推移



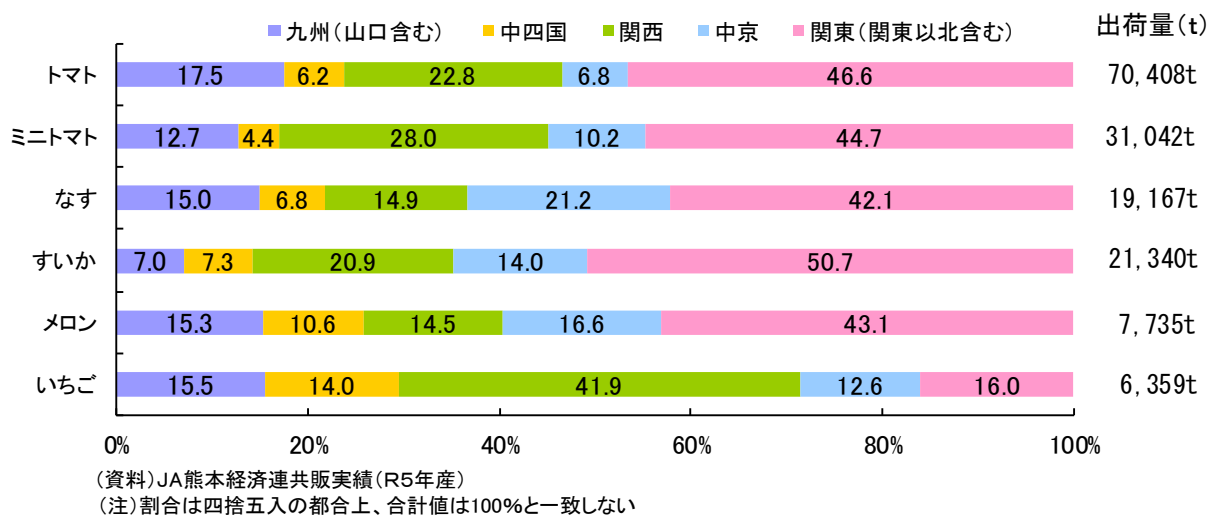
(参考) R5 加入目標 (経営体) : 県 3,540、国 100,000

5 農産物の流通

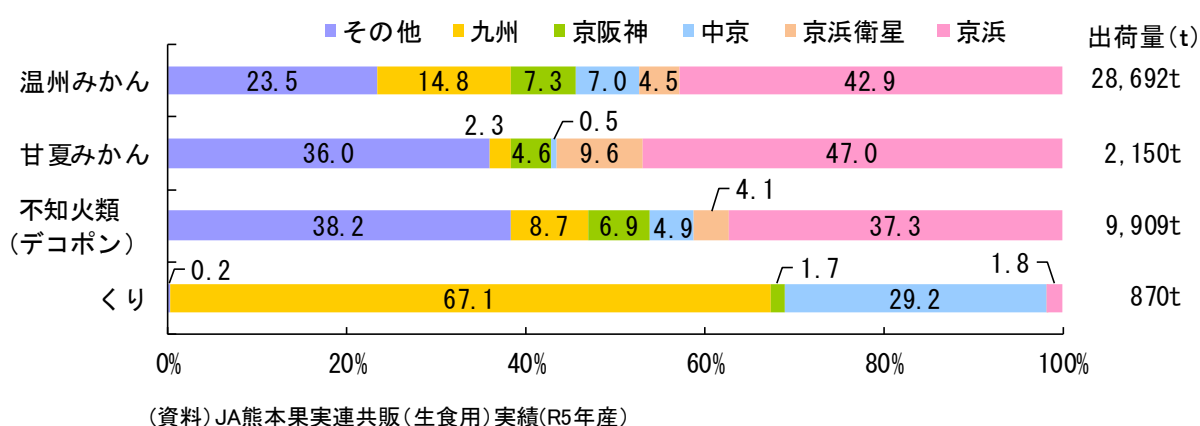
(1) 県産青果物の流通

- 本県で生産された青果物は、主に県外の大消費地へ出荷されています。施設野菜の主要6品目については、JA熊本経済連の共販実績によると、トマト、ミニトマト、すいか、メロンは関東を中心に出荷、いちごは関西を中心に出荷されています。また、なすは関東及び中京へ出荷されています。
- 主要果実については、JA熊本果実連の共販実績によると、かんきつ類は関東などの大都市中心の出荷となっており、くりでは加工用途の多い中京や九州中心の出荷となっています。

■ 主要野菜の地域別出荷割合（令和5年産）



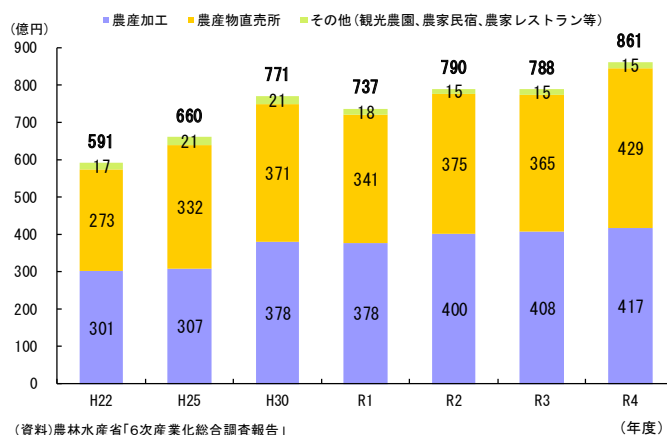
■ 主要果実の市場別出荷割合（令和5年産）



(2) 農業関連産業

- 農産物の加工、農産物直売所といった農業関連産業の販売実績は増加しており、令和4年度(2022年度)の販売金額は861億円となっています。

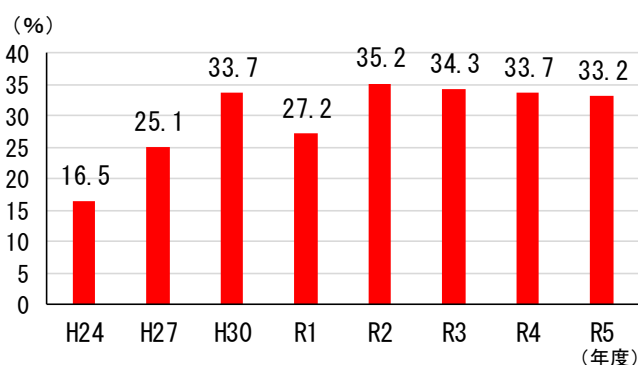
■ 農業関連事業の販売実績の推移



(3) くまもとブランドの認知度

- 平成24年度(2012年度)からスタートした「くまもとの赤」ブランドの認知度は、農業団体や県内企業等の自主的な取組みも定着し、令和5年度(2023年度)の認知度は全体で33.2% (県内は65.0% (データ省略)) となっています。

■ 「くまもとの赤」の認知度



県内、九州、関東、関西での認知度※の平均 (n=2,000)

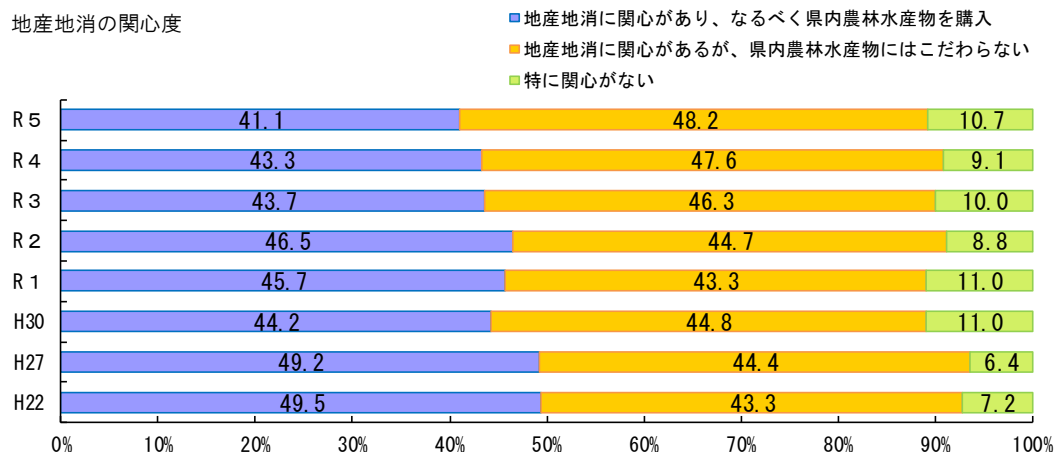
※認知度 = 「たしかに知っている」 + 「見聞きしたような気がする」

(4) 食と農への県民理解

- 平成21年(2009年)3月に「くまもと地産地消推進県民条例」が制定され、県内農畜産物等への理解促進を深め、地域活性化を促進し、県民の郷土愛をはぐくむ取組みを進めています。

令和5年度(2023年年度)の県民の地産地消に対する関心は約90%となっています。

■ 地産地消の関心度

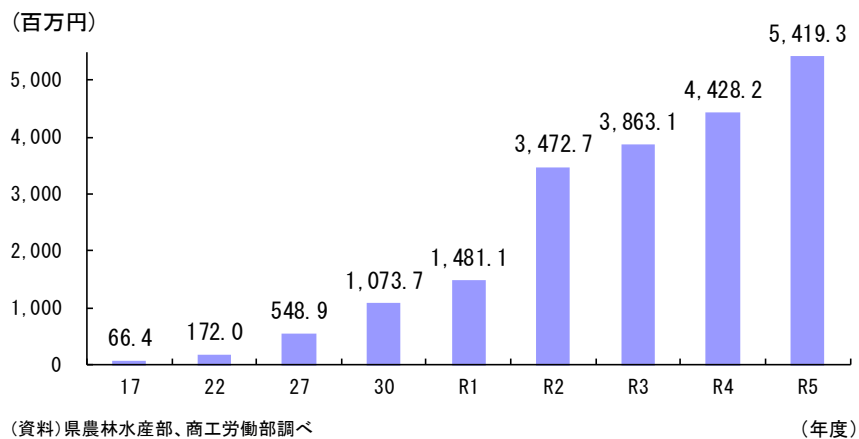


(資料) 県民アンケート調査結果

（５）県産農畜産物の輸出

- 本県の農畜産物の輸出は、近年急増しており、香港、シンガポール、台湾、アメリカなどに対し、令和５年度（２０２３年度）は牛肉、いちご、牛乳、メロンを中心に、５４億１９百万円の実績となっています。

■ 県産農畜産物の輸出額の推移



■ 県産農産物の主な輸出国と輸出品目（令和５年度（２０２３年度））

国名	品目名
香港	牛肉、いちご、加工食品、牛乳、メロン、かんきつ、かんしょ、梨
台湾	牛肉、いちご、加工食品、かんきつ、梨、牛乳
アメリカ	牛肉、加工食品、いちご、米
中国	加工食品
シンガポール	いちご、牛肉、加工食品、米、メロン、牛乳

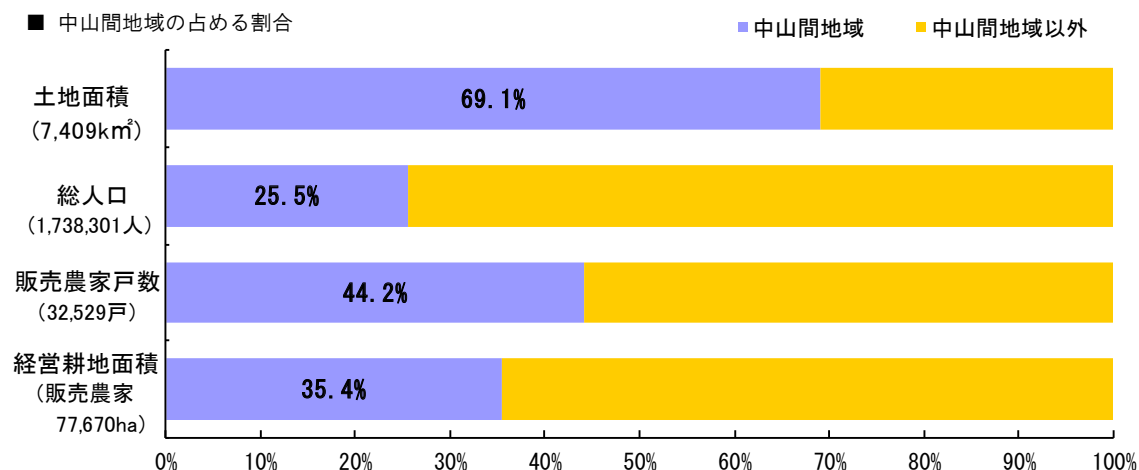
(資料) 県農林水産部、商工労働部調べ

(注) １品目あたり百万円以上の輸出額を掲載

6 くまもとの農村（中山間地域）

（１）中山間地域の概況、担い手の状況

- 中山間地域は、販売農家戸数で県全体の44.2%、経営耕地面積で県全体の35.4%を占めており、県の農畜産業を支える重要な地域となっています。



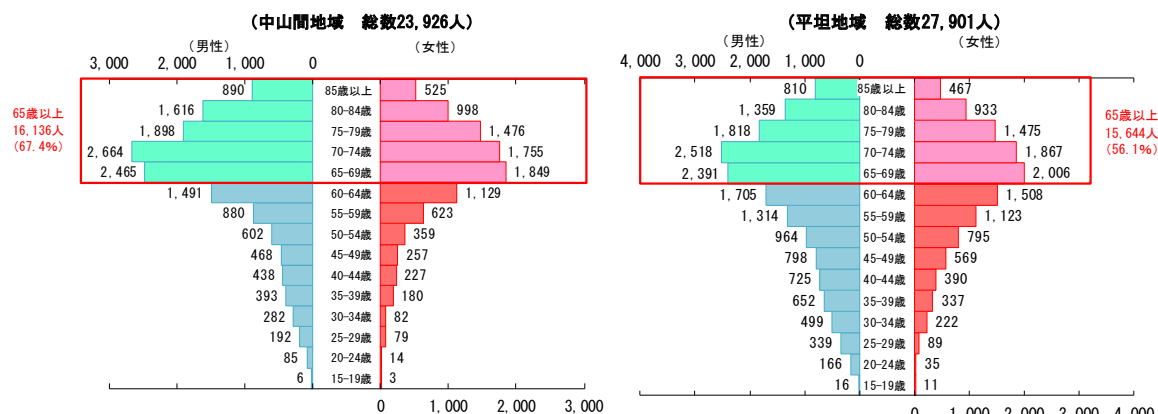
(資料)総務省「国勢調査」、農林水産省「2020年農林業センサス」

注1:本図における「中山間地域」とは、農業地域類型区分における「山間農業地域」と「中間農業地域」。

注2:中山間地域の土地面積・人口は、地域振興5法全指定(29市町村)の数値として計算しているため、農業地域類型の平坦地の値も含む。

- 主要な担い手である基幹的農業従事者(51,827人)のうち、中山間地域の割合は46.2%(23,926人)となっています。また、65歳以上の割合は67.4%と高く、平坦地域より高齢化が進んでいます。

■ 中山間地域と平坦地における基幹的農業従事者の年齢構成

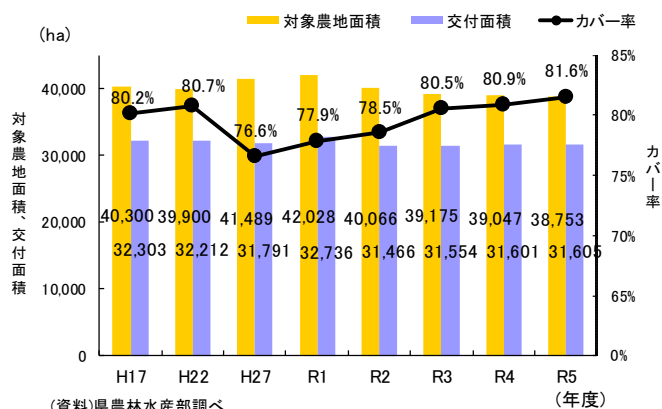


(資料)農林水産省「2020年農林業センサス」

(2) 中山間地域等直接支払制度の実施状況

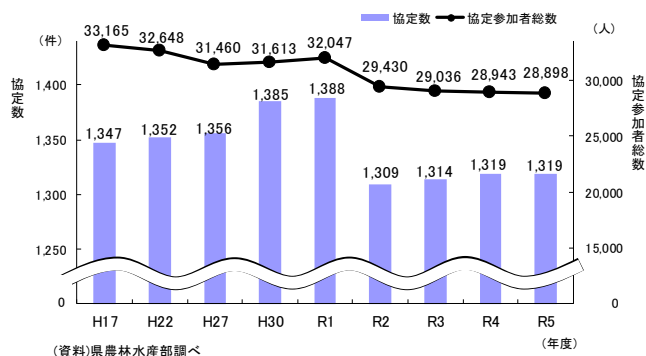
- 本制度では、中山間地域等における農業生産の維持を通じて水源かん養などの多面的機能を確保するため、平成12年度（2000年度）から集落等に対し交付金が直接交付されています。平成27年度（2015年度）からは、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度となり、令和2年度（2020年度）から第5期対策が実施されています。

■ 中山間地域等直接支払制度の実施状況（実施面積カバー率）



- 近年では、約1,300の集落協定等が交付金を活用し、農業基盤の整備、集落営農の取組み、都市と農村の交流など、自主的なむらづくりの取組みが実施されています。

■ 中山間地域等直接支払制度の実施状況（協定数、協定参加者数総数）



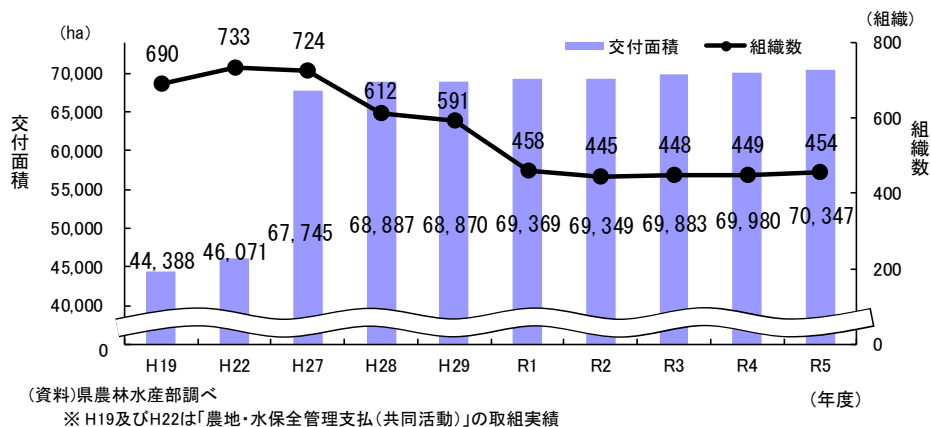
(3) 多面的機能支払制度の実施状況

- 農村における農地や農業水利施設等の生産基盤の保全管理と農村環境の向上を図るため、平成19年度（2007年度）から農家と非農家が一体となった共同活動の取組みを支援する「農地・水・環境保全向上対策」が開始されました。

この取組みは、平成27年度（2015年度）から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として多面的機能支払に引き継がれました。

- 令和5年度（2023年度）の対象面積は約7万haであり、地域ぐるみで行う草刈、水路の泥上げ、農道やため池の補修等の共同作業や、景観や生態系の保全活動に加え、異常気象時の応急措置等の多様な活動が実施されています。

■ 多面的機能支払交付金の取組実績

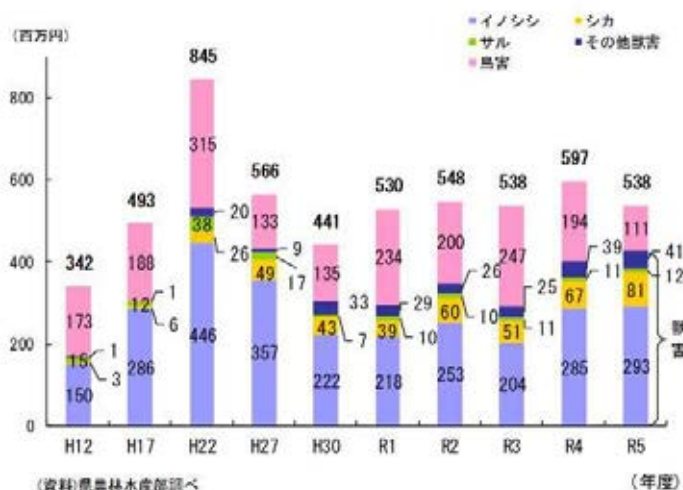


（４）鳥獣による農作物の被害の状況

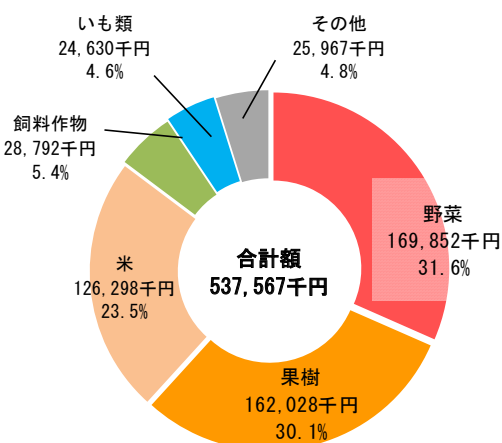
- 鳥獣による農作物被害金額は、平成 22 年度（2010 年度）に 8 億 4 千 5 百万円と非常に多い年がありましたが、平成 23 年度（2011 年度）以降は 5 億 5 千万円前後で推移しています。

近年の鳥獣害別の被害傾向は、イノシシによる被害額が 4 ～ 5 割程度を占め、カモ、カラス等の鳥類による被害額が約 3 割、シカによる被害額が 1 割程度となっています。

■ 鳥獣による農作物の被害金額の推移



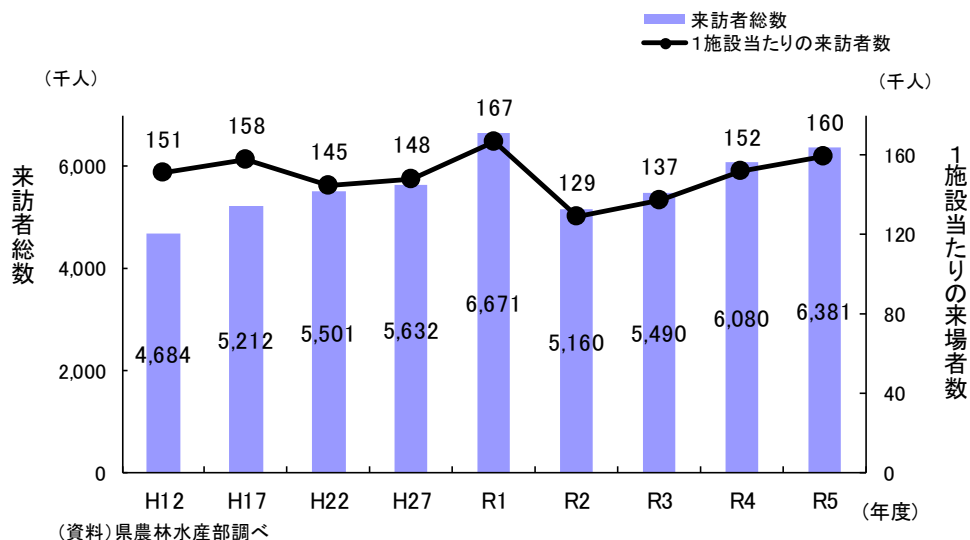
■ 作物別被害金額（令和 5 年度(2023 年度)）



（５）都市と農村の交流

- 都市と農村の交流は、農村の自然景観、伝統芸能・食文化等の多様な資源の活用だけでなく、都市と農村それぞれに住む人々がお互いの地域の魅力を分かち合い、理解を深めるために重要な取り組みです。
- 県内の都市農村交流施設の来訪者総数は、新型コロナウイルス感染症等の影響から回復傾向にあり、令和 5 年度（2023 年度）は、約 631 万人となっています。

■ 補助事業で導入した交流施設の来訪者数（40 施設）



第2章 くまもとの農畜産業を取り巻く情勢と課題

1 人口減少・高齢化社会への対応

本県の人口は、平成10年（1998年）を境に減少が続いています（令和5年（2023年）時点）。県では、2060年の人口が141.1万人程度になると推計しており、今後、年少人口及び生産年齢人口の減少とともに、老年人口が増加していく展望となっています。

農業分野でも、農業経営体数や基幹的農業従事者数は全国上位を維持していますが、担い手の減少や高齢化は進んでいます。今後、地域差はあるものの、県全域で担い手不足による生産力の低下や地域コミュニティの衰退などが懸念されます。

このため、親元就農をはじめとする新規就農者の確保・育成、認定農業者や地域営農組織の育成、企業等の参入促進の他、農業生産現場や集出荷施設等における外国人材・障がい者の受入れなどの多様な人材確保に取り組んでいくことが重要となっています。

また、今後、担い手や労働力不足が急速に進んでいくことに備え、効率的かつ生産性の高い農業経営への転換や生産体制の確立が急務となっています。このため、農地の集積・集約化や基盤整備等と併せて、スマート農業をはじめとする農業DX技術の現地実装により、労働生産性の向上をより一層進めていくことが重要です。

2 国内外の食をめぐる情勢の変化への対応

世界では、人口増加や経済発展を背景に、食料の需要が高まっています。加えて、ロシアによるウクライナ侵攻、中東情勢の悪化といった地政学リスクの高まりや、為替の円安基調なども重なり、日本では、燃油や生産資材などの価格が高止まりしており、農業経営に与えるマイナスの影響が長期化しています。

こうしたなか、本県は、畜産、野菜、果実、米等の農畜産物をバランスよく生産し、農業産出額全国第5位（最新値：令和5年（2023年））の農業県であるものの、将来にわたって持続的に農畜産業を発展させるには、複雑化する課題に対応しつつ、効率的かつ生産性の高い農畜産業経営への転換が必要です。

そこで、地域計画に基づき、担い手への農地の集積・集約化や基盤整備などに加え、スマート農業をはじめとする農業DX技術の現地実装をより一層進め、変化に対応した産地形成を図ることが重要です。

また、主力の畜産や施設園芸では、海外から輸入される飼料や化石燃料等への依存度が高い生産体制となっているため、耕畜連携強化や省エネ低コスト生産技術の開発・普及などの取組みを進め、持続性を高めていくことも必要です。

一方、流通・販売面では、国内の人口減少によって、市場の規模縮小が危惧されていることに加え、生産から消費までの各段階におけるコスト上昇や人手不足などの様々な課題が顕在化しています。

本県のトマトやかんきつ類などの農畜産物は、主に首都圏や関西圏などの大消費地へ出荷されていることから、需要に応じた生産を基本に、産地と関係者が連携して付加価値の最適化を図ることが重要になっています。

3 農地・農業用施設等の整備・保全

農地、農業水利施設、防災施設、農道等の農業生産基盤は、生産性の維持・向上に加え、地域の防災・減災の役割も担う重要な社会資本です。

農業者の高齢化と減少が進む中、意欲ある担い手への、農地の集積・集約化や高収益作物への転換等を実現するには、省力化や生産性向上に対応した基盤整備を着実に進める必要があります。

また、防災・減災の役割も担う平坦地域の排水機場などの施設では、耐用年数を超えた施設が多く残されていることから、計画的な整備・保全や機能強化が必要です。加えて、農業者の高齢化・減少等に伴い、施設の点検・操作や集落の共同活動が困難となる地域への対応が必要となることを見据え、ICT導入やDXの取組み等による作業の効率化、施設の集約・再編を推進し、施設を適切に保全・管理していく必要があります。

4 自然災害、病虫害・家畜伝染病の侵入・まん延リスクへの対応

近年、気候変動に伴い、自然災害が頻発化・激甚化しています。また、今後、地球温暖化が進行することで、更なる影響の深刻化も予測されています。

本県では、これまでも大雨や台風などの自然災害によって、農作物や農地・農業用施設に大きな被害が生じています。また、極端な高温や低温等によって、農作物の生育不良や品質低下などの影響を受けるだけでなく、病虫害の発生数増加や発生期間の長期化、新規侵入などのリスクも高まっています。

一方、畜産においては、国内外で高病原性鳥インフルエンザや豚熱、アフリカ豚熱等の家畜伝染病が依然として発生しており、農家経営に大きな影響を与えるリスクとして、侵入防止に向けた警戒・対策が欠かせないものになっています。

こうした気象や植物・家畜防疫などの生産・経営上の様々なリスクに対応するためには、平時からの体制の整備・強化が求められます。具体的には、ハード・ソフト両面からの防災・減災対策、気象災害に強い品種や環境に優しい技術の開発・普及、災害等に備えたセーフティネットの加入促進、家畜の飼養衛生管理基準の遵守等が必要です。

5 中山間地域等の農業・農村の振興

本県の中山間地域は、販売農家戸数で県全体の44.2%、経営耕地面積で県全体の35.4%を占め、県の農業生産を支えるだけでなく、水源涵養や国土保全、景観形成などの県民生活にとって大切な公益的機能を有する重要な地域です。

しかし、多くの中山間地域では、平坦地域以上に担い手の減少や高齢化が深刻化しており、鳥獣被害の増加や生産条件の不利地での営農継続などの課題を抱えているなど、多面的機能を支えてきた集落活動の停滞・衰退が危惧されています。

そこで、地域活動の核となる人材育成、樹園地集積等の農地・農業生産基盤の維持、地域の特色を活かした農業所得向上に向けた取組み支援、鳥獣被害対策や複数集落での機能補完等の実施による地域活性化が必要です。

第3章 くまもとの農畜産業の目指す姿

1 目指す姿

本県の農畜産業は、多彩な気候風土、豊富な地下水など、豊かな自然環境のもと、多くの意欲ある生産者によって、畜産、野菜、果樹、穀物等の多種多様な農畜産物がバランスよく生産されていることを強みとしています。

これまで、この強みを活かし、「稼げる農業」の確立に向けて取組みを進めてきました。全国に先駆けて農地集積やスマート農業技術導入などを推進し、生産力向上を図るとともに、担い手の確保・育成、環境に優しい農業の推進などの取組みを進め、魅力ある農畜産物が安定的に供給できる体制の構築・強化につなげてきました。

しかし、本県を含む国内の農業・農村を取り巻く環境は、担い手の減少に加え、自然災害の頻発化・激甚化、生産資材や燃料等の価格高騰など、一層厳しさが増えています。

このような変化に対応していくため、国は、令和6年（2024年）6月に食料・農業・農村基本法を四半世紀ぶりに改正し、新たに「食料安全保障の確保」や「環境と調和のとれた食料システムの確立」を基本理念に定めるとともに、農業の持続的な発展や農村の振興に取り組むとしています。また、法改正を受け、農業の構造転換について集中的に推し進めるとしており、農業・農村の施策は大きな変革期を迎えています。

こうした情勢を踏まえ、本県の基幹産業である農畜産業が持続的に発展し、かつ、平時から日本の食料安全保障の中核を担っていくためには、農畜産業が持つ可能性を十分に発揮していくことが必要です。このため、生産・加工から販売に至るまでの過程を磨き上げ、高付加価値化などによる「稼げる農畜産業」の実現とともに、食文化の視点で観光や商工との連携も図り、「食のみやこ熊本県」の創造に向けた新しい取組みが必要です。

そこで、「食のみやこ熊本県」の創造に向けた稼げる農畜産業の実現を目指し、「持続的で活力あふれる稼げる農畜産業の実現」と「中山間地域等の農村活性化」を2本柱とした農業・農村施策の取組みを進めます。

なお、これらの施策に取り組んだ結果として、現在の本県の食料自給率（国公表の最新値：令和4年（2022年））が、今後どの様な見通しになるのかを品目別生産目標等を基に試算しましたので、努力目標として示します。併せて、この見通しを支える農畜産業の生産構造の展望についても、次のとおり示します。

○ 本県の食料自給率の見通し

	現 況 令和 4 年度 (2022 年度)	目標年 令和 9 年度 (2027 年度)	参考年 令和 15 年度 (2033 年度)
カロリーベース	60%	61%	62%
生産額ベース	142%	153%	153%

注) 現況 (令和 4 年度 (2022 年度)) は、国が公表した数値 (概算値)

目標年 (令和 9 年度 (2027 年度)) 及び参考年 (令和 15 年度 (2033 年度)) は県で試算

○ 本県の品目別生産目標

品 目	単 位	現況		目標年		参考年	
		令和 4 年 (2022 年)		令和 9 年 (2027 年)		令和 15 年 (2033 年)	
		栽培面積 (飼養頭数)	生産量 (出荷頭数)	栽培面積 (飼養頭数)	生産量 (出荷頭数)	栽培面積 (飼養頭数)	生産量 (出荷頭数)
水稲	ha, t	31,300	156,800	30,000	153,900	29,000	148,770
麦	ha, t	7,913	30,289	8,790	29,712	8,790	29,712
大豆	ha, t	2,660	2,950	2,730	3,904	2,880	4,118
雑穀・豆類	ha, t	790	510	790	510	790	510
いも類	ha, t	1,442	33,800	1,392	34,590	1,332	34,895
野菜	ha, t	12,324	451,684	11,861	443,393	11,632	436,740
果樹	ha, t	8,093	116,439	7,833	131,589	7,492	128,245
常緑果樹	ha, t	4,964	104,637	4,861	120,069	4,686	117,556
落葉果樹	ha, t	3,129	11,802	2,972	11,520	2,806	10,689
花き	ha	396	—	375	—	375	—
工芸作物	ha	2,150	—	2,077	—	2,077	—
いぐさ	ha, t	380	5,810	367	5,451	367	5,451
茶	ha, t	1,110	1,290	1,050	1,240	1,050	1,240
葉たばこ	ha, t	660	1,869	660	1,670	660	1,670
畜産	—	—	—	—	—	—	—
肉牛 (肉専+乳用種+交雑種)	頭, 頭	68,450	41,844	68,550	41,907	69,150	42,272
乳用牛 (生乳)	頭, t	30,400	266,013	30,200	265,000	30,000	263,000
豚 (肉豚)	頭 (母豚), 頭	27,000	567,206	26,500	568,000	26,500	568,000
採卵鶏	千羽, t	2,493	42,904	2,490	43,000	2,490	43,000
ブロイラー	千羽, 千羽	3,848	19,160	3,850	19,160	3,850	19,160
飼料作物 ※	ha, t	28,109	136,283	28,410	137,605	29,000	140,153

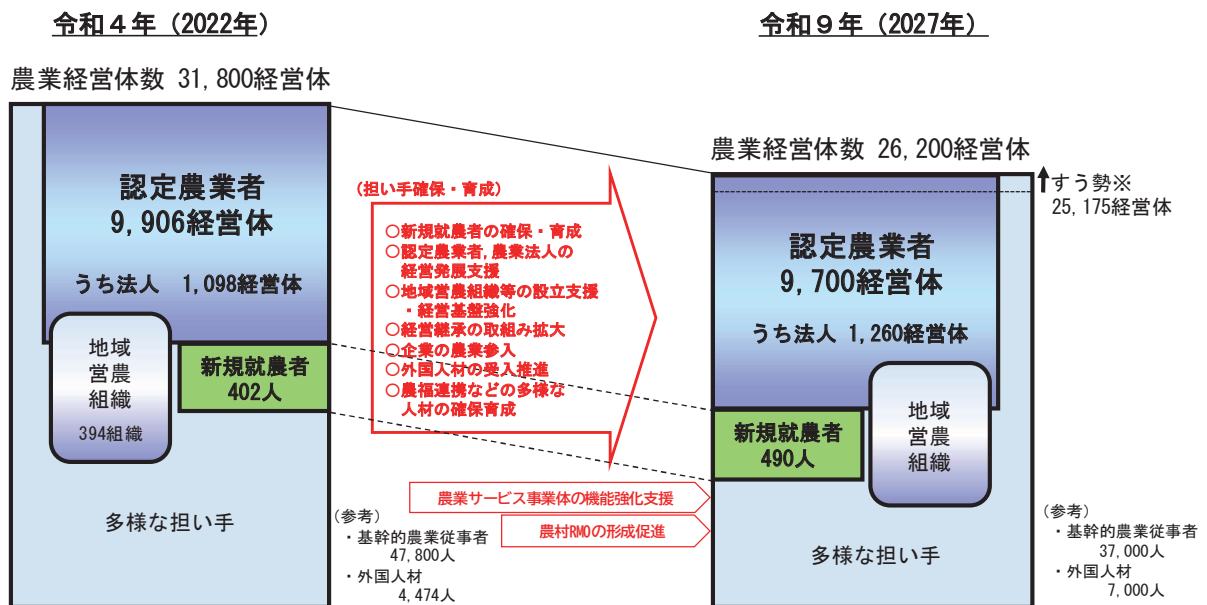
※飼料作物の生産量は、TDN (可消化養分総量) 換算して表示

○ 本県の農畜産業の生産構造の展望

農業経営体の減少が見込まれる中、親元就農をはじめとする新規就農者の確保・育成、認定農業者の経営発展などの取組みを強化し、将来の農畜産業の生産を支える担い手の確保・育成を図ります。

併せて、スマート農業技術の現地実装加速化、農地の大区画化・汎用化などによる生産性向上に加え、生産から販売までの工程の磨き上げ、販売力強化、6次産業化などの高付加価値化の取組みを強化し、更なる稼げる農畜産業の実現を目指します。

■担い手の見通し



※これまでの減少率を基に、すう勢値を推計。

なお、新規就農者の確保・育成、認定農業者の経営発展などの取組み強化により、令和9年の見通しを26,200経営体とした。

■農業産出額等の見通し

	令和4年 (2022年)	令和9年 (2027年)
農業産出額	3,512億円	3,537億円
販売金額1,000万円以上の 農業経営体の割合※	22.6%	28.0%

※ 2020 農林センサスにおける後継者確保割合及び、R6 県の担い手調査結果の一部（就農理由）を参考に販売金額を1,000万円以上とした

2 施策の展開方向

(1) 持続的で活力あふれる稼げる農畜産業の実現

1) 担い手の確保・育成と経営基盤強化

「食のみやこ熊本県」の創造も「稼げる農畜産業」の実現も全ては担い手が確保されてこそ実現されるものです。そこで、担い手の経営基盤の強化に加え、親元就農をはじめとする新規就農者の確保・育成として、就農相談から定着まで地域一体となったきめ細かな支援や、経営資産・農業技術の円滑な継承などの取組み強化を図ります。

また、外国人材の受け入れや農福連携による障がい者の就業促進等に取り組み、多様な人材が活躍できる農業現場を拡大します。

一方、半導体関連企業等の進出により、営農環境が変化している地域については、関係市町村と連携し、営農継続に向けた対策として、必要な農地確保と生産支援に取り組み、農畜産業振興と企業進出の両立を図ります。

2) 農畜産物の生産性向上・競争力強化

担い手の減少や労働力不足が一層見込まれる中、「食のみやこ熊本県」の核となる魅力ある農畜産物の生産性を高めるため、スマート農業・DX技術の実装加速化、新品種・新技術の開発・普及、農地や農業用施設等の生産基盤強化などに取り組みます。

また、引き続き、県産農畜産物が全国の消費者から選ばれるように生産技術の改善・向上、品質管理の徹底などの取組みによって競争力を強化し、将来にわたる安定生産と農業所得の向上につなげていきます。

3) 農畜産物の高付加価値化・販売力強化

「食のみやこ熊本県」の創造に向け、県産農畜産物の魅力を発信するとともに、地産地消や6次産業化、有機農業、ブランド戦略等を複合的に推進し、農畜産物の高付加価値化・販売力強化を図ります。

また、県南地域では、食文化を活かした新商品開発等によって、農畜産物の高付加価値化を図るとともに、食品関連企業の育成や誘致を進め、「くまもと県南フードバレー構想」ステージ2として地域の活性化を図ります。

4) 環境に優しく変化に対応した生産体制の確立

「熊本県地下水と土を育む農業推進条例」に基づき、有機農業をはじめとするグリーン農業や堆肥の広域流通、水田の有効活用の取組みを推進・高度化します。併せて、温室効果ガスの削減に向けた技術開発・普及等に取り組み、農業生産における環境負荷軽減を図ります。

また、自然災害、病虫害、家畜伝染病などの農業生産におけるリスクの高まりに対しては、生産基盤の防災・減災機能の維持・強化や、病虫害・家畜伝染病の発生予防・まん延防止の対応強化などに取り組み、持続可能な生産体制の確立を図ります。

（２）中山間地域等の農村活性化

１）地域資源を活用した元気で豊かな農村の実現

中山間地域においては、収益が見込める新たな農作物の導入や栽培方法、効率化や省力化等に向けたデジタル技術の活用を後押しし、農業を柱とした収入や複合的な収入による多様な所得の確保を図ります。

また、多種多様な組織と連携しながら地域をコーディネートできる人材を育成するとともに、都市との関係人口の拡大などの取組みを促進し、豊かな農村の実現につなげます。

更に、人口減少や高齢化に伴い、農地保全や地域コミュニティの維持が困難になることが危惧される地域においては、地元市町村等とも連携し、複数の集落の機能を補完する農村型地域運営組織（農村ＲＭＯ）の形成も進めます。

２）次世代へ引き継ぐ農業生産の強化と農業・農村の多面的機能の維持・発揮

農業インフラの保全活動をはじめ、美しい景観の保全や文化・コミュニティの維持・創造等を目的とした地域活動を支援し、農畜産物の生産だけでなく、農業の多面にわたる機能の増進を図ります。

また、中山間地域は野生鳥獣による被害の多発が懸念される地域であることから、地域ぐるみで「生息環境管理」「侵入防止対策」「有害鳥獣捕獲」等を総合的に組み合わせた対策を推進するとともに、捕獲されたイノシシやシカ等の野生鳥獣は地域資源としての利活用を図ります。

目指すべき姿の実現に向けた取組み

総論で示したくまもとの農畜産業の将来の方向等を見据え、農畜産業を産業として強くしていく産業施策と持続可能な農村を目指す地域施策それぞれについて、取組方針を明らかにしつつ具体的方策に沿って取り組んでいきます。

1 持続的で活力あふれる稼げる農畜産業の実現

（１）担い手の確保・育成と経営基盤強化

- ①担い手の確保・育成と経営継承の取組み拡大
- ②農業・農村を支える人材の確保・育成
- ③企業等の農業参入の促進
- ④担い手への農地の集積・集約
- ⑤農畜産業振興と半導体関連企業等の進出との両立に向けた営農継続支援
- ⑥農業団体の経営基盤・活動の強化

（２）農畜産物の生産性向上・競争力強化

- ①スマート農業・ＤＸの実装加速化による生産性向上
- ②生産力の強化に向けた新品種・新技術の開発・普及
- ③魅力ある農産物の生産体制強化
- ④持続的な畜産経営に向けた生産基盤強化・収益性向上
- ⑤強固な生産基盤の整備と保全管理

（３）農畜産物の高付加価値化・販売力強化

- ①県産農畜産物の販売力強化と生産、加工等工程の最適化
- ②６次産業化等の推進
- ③地産地消の推進
- ④農畜産物の輸出拡大

（４）環境に優しく変化に対応した生産体制の確立

- ①地下水と土を育む農業及びみどりの食料システムの推進
- ②農業・農村の国土強靱化の推進と災害対応
- ③自然災害・価格低迷等に対応したリスク軽減対策の推進
- ④家畜伝染病、病害虫の侵入リスクを最小化する防疫対策強化

2 中山間地域等の農村活性化

(1) 地域資源を活用した元気で豊かな農村の実現

- ①中山間地域の特徴を活かした「しごと」「暮らし」づくり
- ②都市と農村との交流による地域活力の向上

(2) 次世代へ引き継ぐ農業生産の強化と農業・農村の多面的機能の維持・発揮

- ①中山間地域における農地基盤整備と集積による基盤強化
- ②多面的機能の維持・発揮
- ③鳥獣被害対策とジビエの利活用の推進

1 持続的で活力あふれる稼げる農畜産業の実現

(1) 担い手の確保・育成と経営基盤強化

①担い手の確保・育成と経営継承の取組み拡大

取組方針（目指す姿）

農業者の減少・高齢化が今後、一層見込まれる中、本県農業を維持・発展させていくためには、新規就農者はもとより、認定農業者や地域営農組織などの担い手を確保・育成するとともに、地域の経営資産と優れた農業技術を次世代に引き継いでいくことが重要です。

新規就農者については、親元就農を含めた、多様化する就農ルートや就農形態に応じた、就農相談から定着まで、地域一体となったきめ細かな就農支援に取り組むとともに、高い定着率の維持を図っていきます。

認定農業者や地域営農組織などについては、本県農業の重要な担い手として、経営診断や農地の集積・集約、資本装備の高度化、スマート農業への取組み、経営管理の合理化などを総合的に支援します。また、農業就業人口の約半数を占める女性農業者については、経営参画と社会参画の推進を目標に、経営主として活躍される女性農業者の経営発展を支援するとともに、経営管理能力のスキルアップを支援します。

これらの取組みに合わせて、経営形態に関わらず、農業経営の基盤となる農地や施設、優れた技術を確実に次世代に引き継ぐため、経営継承の啓発及び推進を図ります。

具体的な方策

1 「熊本県農業経営・就農支援センター」の設立

- ・「熊本県新就農支援センター」「くまもと農業経営継承支援センター」「くまもと農業経営相談所」の3つの機関を統合し、令和7年（2025年）4月から新たに「熊本県農業経営・就農支援センター」（以下農業経営・就農支援センター）を発足し、窓口の一本化により利便性の向上を図り、複雑化・多様化する案件に迅速に対応します。

2 くまもとの農業を担う新規就農者の確保・育成

- ・若い世代に対する就農促進の取組みとして、農業が職業選択の一候補になるよう、中学生には農業の魅力や現状等を伝える体験学習等を、高校生には先進農家や農業大学校との連携による就農意欲を高める実践教育等を進めます。
- ・先進施設や機械の導入をはじめ最新の教育・研修環境整備の下、農業大学校において、時代の変化に即応する人材輩出のための教育を進めます。
- ・Uターン・Iターンなどの就農意欲の喚起や県内外からの就農希望者のニーズに応じた的確なサポートを行うため、県、農業経営・就農支援センターを中心に就農情報の発信や就農相談機能を強化します。
- ・Uターンや新規参入者等の社会人を対象に、就農後即戦力となる人材を育成するため、農業大学校において実践的な就農研修を実施します。
- ・就農希望者が短期間で経営管理能力や生産技術を習得できるよう、認定研修機関や受

入農家の指導能力向上を図り、研修内容を充実・強化します。

- ・ 初期投資が必要な部門への就農にあたっては、リタイアする農業者の資産や遊休施設等の有効活用や、永年作物である果樹や茶では、離農者等の樹園地（樹体を含む）を健全な状態で引き継ぐための中間管理組織づくり等、畜産分野においては、乳用牛及び肉用繁殖牛の導入や簡易牛舎整備への支援等、就農者の負担軽減のための支援を行い、就農しやすい環境整備を行います。
- ・ 就農希望者の呼び込み、相談対応の段階から研修、就農、定着までの全てのステージで、市町村、ＪＡ、生産部会等の関係機関が情報共有を図りながら一体となり、地域で支援する体制を県内全域に波及させます。
- ・ 就農後間もない農業者に対して、経営・技術研修会の実施や課題解決活動を充実させるとともに、組織活動を支援します。
- ・ 若手農業者を対象に経営発展のための講座等を開催し、将来の本県農業を担うリーダーを育成します。
- ・ 担い手の多くが 75 歳程度まで第 1 線で活躍している実態を踏まえ、中高年を対象とした就農支援の取組みを進めます。
- ・ 担い手の核となる親元就農者を確保・育成するため、幼少期から農業に触れる機会を増やし、農業が好きな人材の増加を促すとともに、切磋琢磨できる農業の仲間づくりを拡げるための支援を強化します。
- ・ 農家の後継者が農業に将来性を感じられるよう、引き続き、親世代の稼げる農業経営実現を支援し、親元就農への機運を高めます。

3 認定農業者や農業法人等の経営発展支援

- ・ 経営改善のため、長期経営計画の作成や規模拡大、雇用型経営を見据えた雇用管理能力の向上等を支援します。
- ・ 農業経営・就農支援センターの経営相談機能をフル活用し、認定農業者や農業法人等の経営診断を行うとともに、経営改善や法人化を支援するため、専門家を中心とする支援チームを派遣し、経営マネジメントの向上、次世代の人材育成、経営規模拡大、多角化などを見据えた戦略的な農業経営を行う担い手を育成します。
- ・ 意欲ある農業者を対象に「くまもと農業経営塾」等を実施し、くまもと農業を担うトップリーダーを育成するとともに、「くまもと農業アカデミー」を開催し、農家の学び直しの場を提供することで、担い手の経営力強化を図ります。
- ・ 市町村や農業委員会、農地中間管理機構等の関係機関と連携し、各種制度を活用しながら担い手への農地集積や経営高度化を目指した資本装備の充実を支援します。

4 地域営農組織等の設立支援と経営基盤の強化

- ・ 担い手が不足している地域を中心に、農地を守り地域の農業を支える地域営農組織の設立を促進するため、営農ビジョンづくりと合意形成を支援します。
- ・ 組織設立を目指す地区や法人化を進める地域営農組織に対し、農業経営・就農支援センターから支援チームを派遣し、専門家による経営診断などの助言指導を行い、地域営農組織の設立や法人化を支援します。

- ・経営基盤を強化するため、水田のフル活用や作付けの団地化・ブロックローテーションの取組みを進めるとともに、組織の再編・統合によりスケールメリットを活かせる経営規模への拡大を支援します。また経営基盤の強化に向けて、収益性の高い新規作物の導入等を支援します。
- ・小規模な地域営農組織については、6次産業化などを含めた経営の多角化や組織の再編・統合の取組みを支援します。また、地域外との広域作業受託の取組みを支援します。
- ・組織の設立に当たっては、合意形成の取りまとめ役となるリーダーを育成するセミナー等の開催や、持続的な経営を支えるため、事業戦略や労務管理などのノウハウ習得を支援し、組織をマネジメントできる人材を育成します。また次世代のオペレーターを育成するための研修会を開催します。

5 経営継承の取組み拡大

- ・農業経営・就農支援センターと地域機関が一体となり、研修会の開催により親族間や第三者への経営継承の機運醸成を図ります。また移譲希望者の経営資産情報をデータベース化し、出し手（移譲希望者）と受け手（継承希望者）のマッチングを実施します。併せて、マッチング成立後の移譲希望者と継承希望者の信頼関係構築のための相互交流促進（プレ研修）や移譲手続き等の支援を行います。
- ・新たに親族間の継承コーディネーターを設置し、認定農業者等の担い手を対象にセミナー等を開催し、親族間継承を推進する機運を醸成し、経営継承が円滑に行われる環境を作ります。
- ・高齢化で規模縮小が進む品目の産地維持の視点に立った継承体制（生産部会等）の構築を図ります。
- ・生産基盤の円滑な継承を推進するため、簡易農舎の整備やハウス等の生産基盤、牛舎の補改修、農業機械などの改修・再整備、樹園地の中間管理などを支援します。

6 女性農業者の経営参画の推進

- ・女性農業者が農業経営において更に能力を発揮できるよう、ゼミ講座等による支援を充実し、農業経営への関心を高め、経営管理能力のスキルアップを図ります。
- ・家族経営の中での女性の役割を明確化するため家族経営協定の締結を進め、農業経営改善計画の共同申請を推進します。
- ・農業委員会やJAなど農業関係団体等へ女性役員の登用などを働きかけ、女性農業者の社会参画を引き続き推進します。
- ・女性農業者や新規就農者が働きやすい環境づくりのため、ほ場近隣地への男女別トイレや更衣室など環境衛生施設の設置を推進します。

[目標]

指標名	基準年 (R5(2023))	目標年 (R9(2027))	参考 (R15(2033))
新規就農者数（人／年）	376	490	490
新規就農者の定着率(%)※1	93	95	95
認定農業者数（経営体）	9,913	9,700	9,400
認定農業者のうち法人数（法人）	1,119	1,260	1,480
女性認定農業者数（経営体）※2	1,457	1,500	1,550

※1 新規就農者が5年目に定着している割合

※2 認定農業者数は、女性単独と共同申請（夫婦）の合計

1 持続的で活力あふれる稼げる農畜産業の実現

(1) 担い手の確保・育成と経営基盤強化

②農業・農村を支える人材の確保・育成

取組方針（目指す姿）

本県農業を支える担い手が減少する中、外国人材の受入れや農福連携による障がい者等とのマッチング、人材派遣アプリ等を活用した潜在的な人材の掘り起こしなどにより、農業生産現場や集出荷施設等で必要な雇用人材を安定的に確保し、多様な人材が農業現場で活躍できる仕組みを構築します。

外国人材の受入れに対しては、雇用者の労務管理能力の向上や快適な就労環境づくりを進め、雇用の定着につなげるとともに、外国人材から選ばれるための受入れ・育成体制を整備します。

また、農業と福祉が連携し、障がい者等が農業の現場で継続的に活躍する場を生み出すとともに労働環境の改善を推進し、農業分野で喫緊の課題である労働力不足の解消と同時に福祉の面では農業を通じた自立促進が図られるという、農業と福祉の双方に「WIN-WIN」の関係の構築を図ります。

具体的な方策

1 外国人材に継続的に選ばれる受入体制・就労環境の整備

- ・「育成就労」や「特定技能」外国人材の受入れ拡大に向けて、外国人材の支援を担う人材育成や農繁期の異なる産地間の連携など、県域での受入れ体制構築や、地域一体となった生活環境づくりや交流活動などを進めます。
- ・熊本で働く外国人材をパートナーとして捉え、将来にわたって熊本が選ばれ、残ってもらえる就業先となるよう、農業の技術と知識向上のための学びの場を提供します。
- ・雇用者向けの労務管理研修会の開催など、雇用者のスキルアップと就労環境の向上を進めます。

2 農福連携への理解醸成と活躍の場の拡大

①農福連携への理解醸成と普及

- ・県庁内に設置している「農福連携推進会議」において、関係部局が協力して、障がい者等の農業現場への就業促進に向けた検討や情報収集・共有を図るとともに、研修会での先進事例の共有等による農福連携のメリットの発信と普及に努めます。
- ・ノウフク JAS 商品等、農福連携により生産・製造された商品を通じた農福連携の PR に取り組みます。

②効果的なマッチングによる農福連携の定着促進

- ・個々の障がい者の適性や従事する農作業等の特性を理解し、効率的なマッチングが図られるよう農福連携コーディネーター^{※1}の設置や、農福ジョブトレーナー^{※2}として活躍できる人材の育成、熊本県農福連携協議会等と連携し、関係者の連携体制整備に

取り組みます。

※1 農福連携コーディネーター

農業者や福祉事業所双方からの農福連携に関する相談対応や農業団体等への福祉事業所の紹介などを行います。

※2 農福ジョブトレーナー

農業現場の作業を工程ごとに切り分けて分かりやすく伝えることで、障がい者の施設外就労を支援します。

③働きやすい環境づくり

- ・従事者の就労環境の向上のために、休憩所やトイレ等の施設整備を推進します。
- ・マッチングの支援と併せて、障がい者等が円滑に作業出来るよう、従事可能な作業の切り出し・分業化の取組みを支援します。

3 農業人材の確保に向けた体制の構築

農業における人材不足を改善するため、農業関係機関が一体となり、担い手に係る情報共有や担い手をサポートする人材を確保する体制づくりを支援します。

[目標]

指標名	基準年 (R5(2023))	目標年 (R9(2027))	参考 (R15(2033))
外国人材の受入れ人数（育成就労、特定技能外国人材の合計（人）	5,457	7,000	8,000
農業法人等の農業現場で働いている障がい者数（臨時雇用含む）（人）	184	230	275

1 持続的で活力あふれる稼げる農畜産業の実現

(1) 担い手の確保・育成と経営基盤強化

③企業等の農業参入の促進

取組方針（目指す姿）

本県の農業を支える担い手が減少する中、企業等の農業参入には、新たな担い手として産地の維持・発展、地元雇用の創出等による地域全体への経済波及効果が期待されます。

平成 21 年度（2009 年度）の農地法改正により、本県での他産業からの農業参入は着実に増加しています（R5（2023）累計、262 件）。一方で、大規模な企業参入が少ないことや、また県南地域への農業参入が県北の半数程度となっていることなどが課題となっています。

そのため、市町村や県関係機関等と連携し、更なる企業等の農業参入を推進します。特に県南地域（八代・芦北・球磨）においては、市町村との連携を強化し、企業等が農業参入しやすい受入体制の整備を進め、本県の均衡ある発展を目指します。

具体的な方策

1 企業の農業参入支援

- ・企業の農業参入を促進するため、県内外での企業訪問や展示会出展、ホームページ活用等による積極的な誘致活動と情報発信等を展開します。また、参入する企業の円滑なスタートアップ（起業）に対して支援します。
- ・地域と調和した企業の農業参入を促進するため、市町村と企業の農業発展や環境保全、地域振興等に関する協定締結を支援します。

2 参入企業の定着支援

- ・農業参入した企業の経営の安定化に向けて、6次産業化や規模拡大等のステップアップ（更なる事業展開）を支援します。
- ・農業参入した企業の取り組みが持続的なものとなるよう、研修会や交流会等の開催による農業技術・経営等のフォローアップや企業間ネットワークの強化に取り組みます。

3 市町村の受入体制の整備

- ・企業の農業参入に対する市町村の意識を高めていくため、企業誘致に関するセミナーの開催やフォローアップを実施します。
- ・大規模な企業の農業参入を円滑に促進するため、市町村による企業向け営農提案書や産地構想の作成の他、農地情報の把握等を推進し、参入を希望する企業を受け入れやすい体制づくりを支援します。
- ・農地の集積や基盤整備による農地の有効活用を図るため、くまもと水土里 GIS 等の IT 技術を活用した農地情報を整備・提供します。

[目標]

指標名	基準年 (R5(2023))	目標年 (R9(2027))	参考 (R15(2033))
企業の農業参入件数（累計）	262	290	350

注）平成21年度（2009年度）の農地法改正以降の県調査結果

1 持続的で活力あふれる稼げる農畜産業の実現

(1) 担い手の確保・育成と経営基盤強化

④担い手への農地の集積・集約

取組方針（目指す姿）

今後、人口減少が避けられない中で、食料の生産基盤を維持するためには、将来にわたって農地の総量確保と適正・有効利用を行うとともに農地の受け皿となる多様な農業人材の確保が必要です。このことから、将来の地域農業の在り方や目標地図を示した地域計画を実践し更なる話し合い活動により計画を見直しながら、地域の実情に合わせた農地の集積・集約化を進めます。

また、地域計画の実現に向け、担い手等への農地の集積に加え、農地中間管理機構を軸として市町村、農業委員会、ＪＡ、土地改良区、農業公社、県等が一体となって担い手間の利用調整やほ場整備等の基盤整備を実施するとともに、遊休農地の再生利用も図りながら、担い手の農地の連担化や団地面積の増加を図ります。

中山間地域等の耕作条件が不利な地域や担い手不足の地域では、新規就農の促進に加え中小・家族経営などの地域社会の維持に重要な役割を果たしている多様な農業人材により、地域全体で農地の確保や有効利用を進めていきます。

具体的な方策

1 地域計画の実践

- ・市町村が主体となって策定した地域計画を実践するため、先行事例や計画の見直し手順等の情報提供を行い、「くまもと水土里GIS」等を活用して地域の話し合い活動や目標地図の見直しを支援します。
- ・地域計画の実践に向けて、市町村の農地集積推進チーム（市町村、農業委員会、ＪＡ、土地改良区、農業公社、県等）の活動を推進するため、県地域計画推進会議において取組方針や目標設定、進捗状況の確認等を行います。
- ・地域計画には、認定農業者や集落営農組織等の担い手に加え、中小・家族経営などの多様な農業人材を位置づけるとともに、遊休農地の解消・拡大防止等を含め、地域全体で農地の有効利用を進めます。

2 農地バンクを活用した農地集積・集約化

- ・農地の集約化は作付けの調整や農家の意向により短期間での取組みが困難であることから、段階的に集約化を進める取組みについて農地集積推進チームを核に支援を行います。
- ・機構集積協力金等を最大限に活用しながら、農地中間管理機構を通じた担い手への農地集積・集約化を進めます。
- ・中山間地域や樹園地等の耕作条件の厳しい地域においては、地域内の話し合いを踏まえ、まとまりのある農地集積の支援を推進するとともに、小規模な基盤整備と併せて園地集積の支援を行います。

[目標]

指標名	基準年 (R5(2023))	目標年 (R9(2027))	参考 (R15(2033))
地域計画策定地区における集約化を実施した地区数	—	50	336

1 持続的で活力あふれる稼げる農畜産業の実現

(1) 担い手の確保・育成と経営基盤強化

⑤農畜産業振興と半導体関連企業等の進出との両立に向けた 営農継続支援

取組方針（目指す姿）

半導体関連企業等の菊池地域への進出等により、周辺農地の売買が加速化し、農地の貸借契約の解除の発生により農地が減少するなど、営農継続に向け利用可能な農地の確保などが課題となっています。そこで、農畜産業振興と企業進出の両立を図るため、市町村等と連携し、営農継続に必要な農地の確保と生産支援について早急に対策を進めます。

また、営農継続県・市町村連絡会議等を通じて、今後の企業進出等による農地減少の動向を注視するとともに、営農継続の支障となる新たな課題の把握、対応等の検討を進めます。

具体的な方策

1 利用可能な農地の把握及び情報共有の仕組みづくり

<農地等のデータベース化>

- ・菊池地域及びその周辺地域の耕作放棄地等をくまもと水土里GISに取り込み、現地調査を行った上で、荒廃の程度、道路幅員等の情報や鳥獣被害をはじめとする必要な耕作条件、市町村が策定した地域計画及び農家のニーズ調査等の情報を加えて、利用可能な農地としてデータベース化（見える化）を進めます。

<マッチング>

- ・耕作放棄地などの「利用可能な農地情報」と借地を希望される農家の「借りたい土地の条件」をデータベース化し、これらの情報を市町村の相談窓口等と共有し、営農継続に向けて農地と農家のマッチングを進めます。
- ・マッチングにおいては、貸借契約の解除がされた農地がある市町村のみではなく、市町村を跨った調整にも取り組みます。

2 水田・畑作物等の生産支援

<畜産>

- ・飼料用とうもろこし等の飼料作物を確保するため、2期作作付面積拡大や単収向上技術の普及、広域的な飼料作物の流通などの取組みを支援します。
- ・また、地域社会との調和を維持していくため、家畜排せつ物の適正な処理・利用を推進します。地元市町、農業団体と連携を強化し、堆肥の広域流通や耕畜連携の取組みの促進、堆肥舎等の家畜排せつ物処理施設の整備などを支援し、地域の課題解決を図ります。

3 耕作条件の整備

<耕作放棄地の再生>

- ・代替農地として遊休農地の活用も必要となってくることから、現状を確認し再生が可能なものについて作付け可能な農地への再生を進めます。

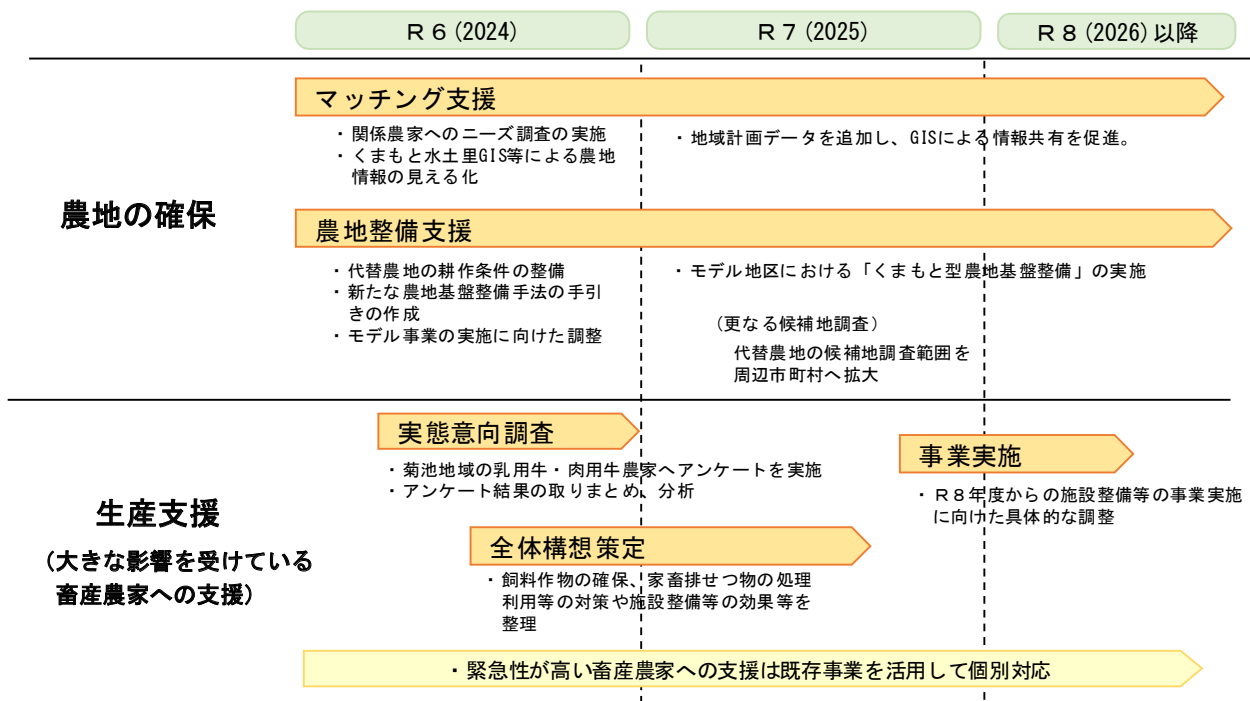
<鳥獣害対策>

- ・野生鳥獣による被害を受ける代替農地の耕作条件を整えるため、鳥獣の侵入防止柵等の整備を進めます。
- ・市町村が作成する被害防止計画に基づき、農林業等に被害を及ぼす被害防除、鳥獣の捕獲、生息環境管理等の取組への総合的な支援に取り組みます。

<基盤整備>

- ・全国でも事例のない短期間での林地を含めた代替農地の整備に向け手引書を作成し、関係市町村に共有するとともに、代替農地となり得る候補地の広域的な調査などに取り組みます。
- ・整備の必要性については、作付け希望者の意向を市町村等と連携して丁寧に把握したうえで、検討を進めます。

[主な年次計画]



1 持続的で活力あふれる稼げる農畜産業の実現

(1) 担い手の確保・育成と経営基盤強化

⑥農業団体の経営基盤・活動の強化

取組方針（目指す姿）

農業協同組合の経営管理体制及び事業実施体制の整備や財務の健全性の維持・向上を図るための助言・指導を行うことにより、組合が農業者の協同組織として「組合員への最大奉仕」という目的の達成に向けた事業運営を促進します。

また、農業共済組合の業務内容や運営体制について助言・指導を行うことにより、農業保険が農家意向に沿いつつ、それぞれの経営に応じた推進が図られ、自然災害や価格下落等に見舞われた際のセーフティネットとして、経営の安定や拡大に十分な役割を果たせる適正な制度運用が図られるような組織運営を促進します。

具体的な方策

1 農協の経営基盤・組織体制の強化

- ・ 定期的な検査や経営分析等により、安定した経営基盤の確立と法令等遵守態勢の整備について助言・指導します。
- ・ 県域JA構想など農協の組織整備の実現に向けた自主的な取組みをサポートします。
- ・ 組合等の本来の機能や役割が効率的・効果的に発揮されるよう、経営の健全化確保に向けた自主的な取組みを促進します。

2 農業共済組合の業務内容・運営体制の強化

- ・ 定期的な検査やヒアリングにより、執行管理態勢、法令等遵守態勢、リスク管理態勢等業務運営全般について、適正かつ効率的で健全な運営が行われているかを把握するとともに、問題がある場合にはその是正に向けて助言・指導を行います。
- ・ 各種価格安定制度等に未加入の農家を中心に、農業保険（収入保険・農業共済）の加入推進を図るため、農業共済組合の取組みを関係機関と連携しながら支援を行います。

[目標]

指標名	基準年 (R5(2023))	目標年 (R9(2027))	参考年 (R15(2033))
自己資本比率を満たした総合農協数	13	13	13

注) 合併により農協数が減少する場合がある

注) 自己資本比率の基準は、法令:4%以上、系統の自主ルール:8%以上であり、県内全総合農協において基準を上回っている

1 持続的で活力あふれる稼げる農畜産業の実現

(2) 農畜産物の生産性向上・競争力強化

①スマート農業・DXの実装加速化による生産性向上

取組方針（目指す姿）

担い手の減少、労働力不足など農業を取り巻く環境の変化に対応して農業の生産性を向上するため、令和6年（2024年）10月1日にスマート農業技術活用促進法[※]が施行されました。本県では、ロボット・AI・IoTなどの最先端の技術の活用や、デジタル技術を活用したデータ駆動型の農業経営を推進し、生産性の更なる向上を目指します。特に、本県で最も作付面積の大きい水稻栽培において、スマート農業の導入による省力化や省人化を重点的に進めます。

また、デジタル技術を現地で活用するうえで必要な人材の育成に取り組めます。

さらに、災害調査等のDX化、ICTを活用した工事の推進による農地基盤整備の加速化、およびGISシステムの活用による業務の効率化を進めます。

※ 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律

具体的な方策

1 生産性向上のための新技術開発、実証及び普及拡大

- ・研究や現地実証を行い、現場に導入できる技術の実装を進めます。
- ・スマート農業に関する農業者の理解促進とデジタル技術を現場で推進できる人材の育成に取り組めます。
- ・農業大学校と農業関係高校とが連携し、スマート農業技術を実習の中で実践することとで、技術習得及び就農意欲向上に繋がります。

【部門ごとの方策】

＜土地利用＞

- ・リモートセンシングデータと生育調査データの関連性を解明し、画像解析技術を活用した水稻や麦の生育診断による収量及び品質の向上に繋がる技術を開発します。
- ・ドローンによる効率的な防除は一定数普及が進んだことから、今後は農地の集積が見込まれる地域営農組織へのほ場管理システム導入を推進します。また労働力不足を補う省人化や低コスト化の更なる効果発現のため、圃場整備による大区画化の推進と併せ、自動運転機械や既存機械への自動操舵システム導入によるスマート農業の実装・普及を進めます。

＜野菜＞

- ・施設野菜では、AI、ICTを活用し、ハウス内環境と匠の技の「見える化」によって栽培環境と技術の最適化を図る高度な環境制御を推進します。
- ・露地野菜では、生育調査データ等から生育モデルを構築し、生育モデルと気象予報値から出荷時期を精密に予測するシステムを開発します。また、機械化一貫体系の導入により労働負荷軽減、効率的な栽培技術の普及に取り組めます。

<果樹>

- ・スマート農業機械の導入による防除、収穫、除草作業等の省力化・軽労化を進めます。併せて、機械化による省力化を図るため、樹園地の基盤整備や平坦地への植栽拡大に取り組みます。

<花き>

- ・栽培環境を数値化し、匠の技が見える化したマニュアルの整備と普及により、高品質な花き生産と計画出荷を推進します。

<畜産>

- ・ドローン等を活用した省力的な草地管理技術や放牧牛探索技術を開発します。また、各種センサーの活用による乳牛の繁殖成績向上技術やAIを用いた初生雛の雌雄判別技術を開発します。
- ・家畜の飼養管理の省力化や生産性向上を図るため、搾乳ロボットや発情発見装置などのスマート農業機械の導入を推進します。

2 業務及び工事現場でのDX推進

- ・ICT活用工事や遠隔臨場等の活用を推進し、工事現場の施工性、安全性の向上を図り、農地基盤整備の加速化等に取り組みます。
- ・「くまもと水土里GIS」を活用し、多様な情報が見える化し分析することで、農業政策の効率的かつ効果的な展開に取り組みます。

[目標]

指標名	基準年 (R5(2023))	目標年 (R9(2027))	参考 (R15(2033))
水稻栽培におけるスマート農業活用面積※ の割合(%)	25	35	50

※ 水稻栽培の各作業（耕起、代かき、田植、施肥、防除、水管理、除草、収穫）において、スマート農業技術（経営・生産管理システムを含む）を1つ以上の作業で活用した地域営農組織等の水稻作付面積

1 持続的で活力あふれる稼げる農畜産業の実現

(2) 農畜産物の生産性向上・競争力強化

②生産力の強化に向けた新品種・新技術の開発・普及

取組方針（目指す姿）

担い手の減少や労働力不足が進展する中、地球温暖化による気温上昇や集中豪雨・大型台風の襲来、新たな病害虫の侵入等に加え、近年の生産資材の価格や物流費の高騰による生産・流通コストの上昇など、農業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

一方で、食料安全保障の確保が求められており、食料生産県として、消費者や実需者が求める質の高い農畜産物を安定して供給することが重要です。

このような状況下において、農業者が安心して農業に取り組み、農業所得を最大化できるよう、品種の開発・選定、スマート農業・DXや自然環境・社会情勢の変化に対応した新技術の開発と、生産現場等への速やかな普及・定着を進めます。

具体的な方策

- 1 くまもと農業の未来発展につながる新品種の開発・選定
 - ・本県の魅力を発信し、生産現場が夢を描ける品種の開発・選定を進めます。
 - ・生産性、耐病性に優れる品種や気候変動に強い品種の開発・選定を進めます。
 - ・美味しさ、健康志向や流通形態への対応など消費者や実需者ニーズの多様化に対応した品種の開発・選定を進めます。
- 2 生産性の向上を目指した革新的な生産技術の開発
 - ・生産性が高く、品質や機能性に優れた農畜産物生産など、国内外に向けた本県の競争力を高める技術を開発します。
 - ・食料の安定供給につながる農畜産物・飼料等の生産拡大技術を開発します。
 - ・ICT、AI等の技術を活用し、低コスト・省力生産技術や品質向上・安定生産につながるスマート農業技術の開発を加速化します。
 - ・鮮度保持や品質維持につながる新たな生産や流通体系の構築に向けた技術を開発します。
 - ・地球温暖化や気候変動等の影響、新たに問題となった病害虫等の発生に対応した安定生産技術を開発します。
 - ・本県の特徴を活かしながら地域が抱える課題に対応し、地域振興につながる技術を開発します。
- 3 環境にやさしい農業を推進する技術の開発
 - ・環境負荷軽減と高い生産性を両立する土壌管理法や堆肥等の地域未利用資源等の利用を促進する技術を開発します。
 - ・天敵等の化学合成農薬に代わる資材や物理的・耕種的防除等を総合的に組み合わせた病害虫管理技術を開発します。

- ・農地や農業生産に由来する温室効果ガスの発生を低減させる栽培体系や土壌への炭素貯留促進など、農業における CO₂ ゼロエミッション化に貢献する技術を開発します。
- ・中山間地域における多面的機能や豊かな自然環境など、地域に潜在する資源や環境を活用することにより、持続可能な農業の実践を目指す技術を開発します。

4 開発技術の速やかな普及

- ・実用性の高い技術開発を行うため、生産現場での実証や農業者等との意見交換を行いながら研究を進めます。
- ・県普及組織がＪＡ営農指導等との連携を強化し、開発技術の普及・定着を加速します。

[目標]

指標名	基準年 (R5(2023))	目標年 (R9(2027))	参考 (R15(2033))
品種の開発・選定数（累計）（件）※ ¹	—	5	12
革新的な生産技術の開発及び環境にやさしい農業を進める技術の開発数（件）※ ²	30	30	30

※¹ 4か年における合計の目標数（品種の開発・選定件数/4か年）

※² 各年毎の目標数

1 持続的で活力あふれる稼げる農畜産業の実現

(2) 農畜産物の生産性向上・競争力強化

③魅力ある農産物の生産体制強化

取組方針（目指す姿）

くまもと農業の競争力を強めるため、消費者から選ばれる魅力のある農産物づくり及び生産体制の強化に取り組めます。そのため、需要に即した品種の導入・普及、栽培技術の改善・向上、品質管理の徹底により、魅力のある農産物づくりを進めます。また、土地利用型作物については、優良種子の供給や実需者ニーズへの対応を進めるとともに、省人化・コスト削減を加速化させます。さらに、園芸作物等については、品目ごとに需要に応じた生産体制づくりを強化することにより、将来にわたって安定的な農産物供給に貢献します。

具体的な方策

1 消費者から選ばれる魅力ある農産物づくりの推進

- ・食味、外観、耐病性、高温耐性などの優れた品種・系統の導入や、品質、日持ち性の向上、グリーン農業など、こだわった農産物づくりのための栽培技術の普及を行います。
- ・県育成登録品種については、農業団体や生産者と連携して種苗の適正な流通・管理を徹底します。
- ・水稻では、耐暑性を持ち高品質・良食味である県のリーディング品種「くまさんの輝き」の更なる作付面積の拡大を図り、県産米全体の品質の底上げと米産地としての評価向上を目指します。また、実需者から要望が強い業務用米に適した多収品種や、米粉用米、輸出用米等の新規需要米の生産拡大を支援し、収益確保に向けて需要に応じた米生産を推進します。
- ・大豆では難裂莢性品種「フクユタカ A 1 号」へ、麦では実需者ニーズに沿った品種への転換を進め、併せて品質向上に向けた施肥改善やほ場の団地化及び排水対策の徹底により、需要に応じた大豆・麦の安定生産を推進します。
- ・いぐさ・畳表では、県育成優良品種の栽培・加工技術向上による銘柄品の更なる高品質化、茶では全体の品質の底上げとともに、県育成新品種「熊本 T C O 1」による新たな熊本茶ブランドの確立を目指します。
- ・温州みかんでは、気象変動が激化する中、高品質果実の安定生産を図るため、効果的なシートマルチ栽培の更なる取組みを推進します。熊本デコポン（不知火類）では、加温から露地栽培までの合格率の向上を図り、12 月から 6 月までの長期間の計画出荷とこだわり商材（加温・無加温プレミアム、こだわり葉付き、こだわり後期鮮度保持資材個装）の安定出荷と拡大を推進します。また、外観や食味が優れている県育成カンキツ「熊本 E C 1 2」の導入を推進し、栽培面積拡大を図ります。
- ・花きでは、品質向上を図るとともに、消費者へ品質の良さを P R するため、日持ち性向上対策品質管理認証制度への取組みを推進します。また、県が育成したグリーン系

湿地性カラー「熊本FCO3」の導入を推進し、作付面積拡大を図ります。

- ・食の安全や生産工程に対する信頼性確保のため、GAPの取組みを推進し認証取得を支援します。

2 土地利用型農業の持続的な生産体制の強化

- ・水稲、麦、大豆では、「熊本県主要農作物種子の生産及び供給に関する条例」に基づき、将来にわたり優良種子の安定的な生産及び供給を確保します。
- ・水稲、麦、大豆の生産は、ブロックローテーションを基本とし、転換作物を含めた水田フル活用による産地の営農体制構築を支援します。
- ・認定農業者や地域営農組織等の担い手へのスマート農業機械やDX技術の導入・普及を進め、労働力不足を解消する省人化や低コスト化を加速化させるとともに、更なる農地の集積・集約化を進め、生産性の向上を図ります。

3 園芸産地等の需要に応じた生産体制づくり

- ・トマトでは、厳寒期の消費喚起対策を推進するとともに、業務用仕向けの検討や、優良品種の導入、生理障害（黄変果）・病虫害対策などにより出荷の安定・平準化を図ります。
- ・いちごでは、年内から春先まで安定出荷できる生産体制を確立するために、「ゆうべに」の作付面積拡大と生産技術の向上と併せ、パッケージセンター等を活用した出荷体制の整備・効率化を推進します。
- ・温州みかんでは、国内需要に対応できる生産量を確保するとともに、最大需要期である12月出荷量の拡大を図るため、園地の整備や集積・集約、品種更新を推進します。
- ・花きでは、データに基づく栽培管理や病虫害対策の徹底、作型に応じた品種選定により、計画出荷と単収向上を図るとともに、生産コスト削減につながる技術導入を推進します。
- ・農業用ハウス施設については、品目や作型に応じた防災にもつながるハウスの導入を推進するとともに、ハウス補強等による長寿命化、中古・遊休ハウス施設の有効活用を推進します。
- ・いぐさ・畳表、茶、葉たばこ、薬用作物などの特産農産物については、実需者の求める品質、規格、機能性、加工方法などに対応できる生産・加工・出荷体制の整備を支援します。

[目標]

指標名	基準年 (R5(2023))	目標年 (R9(2027))	参考年 (R15(2033))
「くまさんの輝き」作付面積 (ha)	2,910	6,000	7,000
温州みかんのマルチ等栽培の普及率 (%)	32	33	35
県育成茶品種「熊本TCO1」栽培面積 (ha)	1	30	79
トマトの10a当たり販売額 (万円/10a) ※	530	550	550

※ (R3(2021)–R5(2023))のJA熊本経済連の計画・実績より3カ年平均値

1 持続的で活力あふれる稼げる農畜産業の実現

(2) 農畜産物の生産性向上・競争力強化

④持続的な畜産経営に向けた生産基盤強化・収益性向上

取組方針（目指す姿）

近年、輸入飼料や燃油・資材等の物価が高騰しており、畜産物の生産コストが増大しています。一方で、畜産物の販売価格は、一部の品目を除き停滞しており、畜産経営の収益性に大きな影響を及ぼしています。

安定した畜産物の生産と持続的な畜産経営を実現するため、畜産生産基盤の維持・強化をはじめ、畜産物のブランド価値向上及び国産飼料の生産・利用拡大を進めます。

具体的な方策

1 畜産生産基盤の強化

- ・畜産の収益性の向上や生産基盤の強化を図るため、特に地域への波及効果が高いと認められる中心的な経営体について、家畜飼養管理施設や自給飼料生産施設等の整備及び機械導入を支援します。
- ・実需者や消費者のニーズに応じた畜産物の高品質化に対応するため、遺伝的情報等を活用した家畜改良の加速化や経済形質に優れた牛群への更新等の支援を進めます。また、褐毛和種については、消費者等のニーズや流通の実態に則した改良目標を設定するとともに増頭対策に取り組みます。

2 畜産の競争力強化

- ・県産牛肉のブランド価値向上に向け、県内の統一ブランド「くまもと黒毛和牛」の首都圏への安定的な出荷体制構築に取り組むとともに、GI登録された「くまもとあか牛」や交雑種ブランド「くまもとの味彩牛」の県内及び大都市圏でのPR強化と取扱指定店の新規開拓に取り組み、県産牛肉の販路・消費拡大を進めます。
- ・家畜市場における和子牛をはじめとする県産肉用牛の流通の合理化を推進するため、地域の実情を踏まえた県内家畜市場の再編に向けた取組みを支援します。
- ・県産畜産物の更なる輸出拡大に向け、農業団体等が実施する乳製品や牛肉の海外でのプロモーション活動等を支援します。

3 国産飼料の生産拡大、耕畜連携の強化

- ・飼料生産に取り組む耕種農家等の生産者集団や耕畜連携をサポートする外部支援組織の機械導入やモデルとなる新たな取組みを支援し、国産飼料の増産を進めます。
- ・家畜排せつ物の適正処理と有効利用を進めるため、堆肥保管施設や散布機の整備等による堆肥の広域流通の更なる促進と、研修会等によるニーズに合った良質堆肥の生産及び利用供給体制の構築を進めます。

[目標]

指標名	基準年 (R5(2023))	目標年 (R9(2027))	参考 (R15(2023))
肉専用種繁殖雌牛頭数（頭）	41,320	42,100	43,140
県産牛肉取扱指定店数（店）	256	280	310
飼料生産外部支援組織受託面積（ha）	3,261	3,300	3,360

1 持続的で活力あふれる稼げる農畜産業の実現

(2) 農畜産物の生産性向上・競争力強化

⑤強固な生産基盤の整備と保全管理

取組方針（目指す姿）

今後、人口減少が進み、農業者の減少や高齢化が一層進行する中、食料の安定的な供給や農畜産物の生産力向上のためには、担い手への農地集積・集約や農作業の省力化を進める必要があります。また、併せて需要が高い野菜や麦・大豆等の畑作物の生産拡大も必要であり、その条件を整える農業生産基盤の整備は必要不可欠です。

このため、農地の大区画化、水田の汎用化等に向けた基盤整備を推進します。

また、農業水利施設は、重要な社会資本ストックですが、その多くが戦後の高度経済成長期に整備され、老朽化対策が課題となっています。中でも排水機場は、経年劣化による突発的な事故も増加傾向にあります。

このため、農業水利施設の更新整備を加速化するとともに、施設の監視・診断・補修・更新等の長寿命化を図る戦略的な保全管理を推進します。

具体的な方策

- 1 農地集積を加速化する農地の大区画化
 - ・ 地域の特性や営農に則した基盤整備（区画整理）を実施し、農地の大区画化と担い手への農地集積・集約を推進します。
 - ・ スマート農業の導入に対応した基盤整備を推進します。
- 2 国産農産物の生産拡大に向けた基盤整備や汎用化の推進
 - ・ 高収益作物の導入や麦・大豆・飼料作物等畑作物の作付拡大に向け、近年の気象状況、農村地域の開発状況等を踏まえた排水対策及び暗渠排水・客土等による水田の汎用化等を推進します。
 - ・ 畑地において、導入作物等の営農に応じたかんがい施設等の整備を推進します。
- 3 老朽化する農業水利施設の着実な整備
 - ・ 老朽化が進行している排水機場をはじめ頭首工、農業用排水路などの更新整備を計画的に推進します。
- 4 農業水利施設等の適正な保全管理と土地改良区の組織運営基盤の強化
 - ・ 土地改良区が地域の関係者と連携し、農業水利施設を将来にわたって適正に保全していくため、「地域の農業生産基盤の保全」及び「土地改良区の運営基盤の強化」に関する事項について定める「水土里ビジョン」策定の支援に取り組みます。
 - ・ 農業水利施設等の点検・診断結果等のデータを「くまもと水土里 GIS」で定期的に管理する体制を確立し、リスク管理やライフサイクルコストの低減を図るストックマネジメントに取り組みます。
 - ・ 熊本県土地改良区統合整備計画に基づき合併を推進するとともに、女性の役員登用の働きかけなど、土地改良区の運営の活性化に向けた支援に取り組みます。

[目標]

指標名	基準年 (R5(2023))	目標年 (R9(2027))	参考年 (R15(2033))
基盤整備※実施面積(ha)	—	430	860
更新整備又は長寿命化対策に着手した 農業水利施設の受益面積(ha)	—	2,500	5,000
女性理事がいる土地改良区の割合(%)	12.1	66	100

※ 土地改良法に基づく区画整理

1 持続的で活力あふれる稼げる農畜産業の実現

(3) 農畜産物の高付加価値化・販売力強化

①県産農畜産物の販売力強化と生産、加工等工程の最適化

取組方針（目指す姿）

食料安全保障や食の信頼への関心の高まり、農産物輸送における 2024 年問題等への対応など、農畜産物の持続可能な生産・流通体制の強化を図るためには、生産、加工、流通・輸送、市場、小売等の事業者ごとの対応だけでは難しい横断的な問題が増加しています。

また、消費者が県産農畜産物の品質の高さや生産のこだわりなどの価値を知り、安心して購入できるようになるためには、生産、加工、流通・輸送、市場、小売等の各段階の事業者が農畜産物の付加価値を向上させ、消費者に伝えることが重要です。

このため、県産農畜産物の付加価値を産地から消費地まで効果的、効率的に届けるため、各事業者や関係機関による連携を強化し、県産農畜産物の生産出荷工程の最適化や販売力強化を進めます。

具体的な方策

1 くまもと産農畜産物の認知度向上と販売力強化

- ・大都市圏の卸売市場に対して、県産農産物等の信用力の向上とシェアの拡大を図るため、トップセールス等による販売力の強化を図ります。
- ・大都市圏の量販店等に対し、相互の情報交流やフェアを通じた販売支援等により連携を強化し、主力品目を中心に売り場確保、販路拡大、取引量の増加を図ります。
- ・有望な新品種等について、その特長や魅力の紹介、食べ方や加工方法の提案等、販売実証を通じたPRや売込みを行います。
- ・県産主要農林畜水産物を広く周知するため、「くまもとの赤」を切り口にしたPR活動や国内外に発信力のある各種大使を活かした取組みを展開します。
- ・首都圏の有名ホテルやレストランのシェフや経営者等を県内産地見学に招聘し、熊本の農林水産物の良さを認識してもらったうえで、熊本フェアの開催や恒常的利用を進めます。
- ・消費者に生産履歴等の情報を提供するため、QRコード等を活用したトレーサビリティシステムの導入を進めます。

2 生産、加工等工程の最適化と特色のある農畜産物の販路拡大

- ・生産や流通の現場に専門家等を派遣し、施設、機械の高度化や一連の作業の最適化への取組みを支援します。
- ・魅力ある地域資源のブランド確立により、産地のイメージと商品の価値を消費者に届ける取組みを支援します。
- ・特色のある県産農畜産物等については、こだわりの産品を求める大都市圏の百貨店や飲食店、食品事業者等への情報発信を強化するとともに、新しい生活様式に対応した商談機会の創出やECサイトの活用などによる販路の拡大につなげます。

- ・地域ならではの特性を持つ県産農畜産物等のブランド保護や他産地との差別化を図るため、地理的表示（G I）保護制度等の活用を支援します。

3 産地出荷体制の機能強化と効率的な輸送体制の実現

- ・県産農畜産物等の安定供給を確保し市場等からの信頼を堅持するため、トラック輸送を中心とした輸送体系を維持しつつ、選果施設等の荷役作業の改善支援の他、農産物等の一時保管施設や中継基地の活用など、効率的で安定した輸送体制の構築を進めます。
- ・トラックドライバーの時間外労働の上限規制が罰則付きで適用されたことにより、県産農畜産物の県外輸送に滞りがないよう、農業団体等と連携して出荷体制の強化や効率的な輸送体制の構築を進めます。
- ・穀類共同乾燥調製施設及び茶工場等については、産地が主体となった需要に応じた生産による、品目・品種の変化に対応した施設の機能強化・再編整備を推進します。また、園芸品目については、選果施設等の機能強化や自動化による安定した選果体制の構築とともに、ＪＡの枠組みを超えた広域集荷体制・他品目利用による施設の広域利用を推進します。
- ・県産農産物として品質や規格が一定したものを供給するため、選果場間の規格や選果基準の統一、糖度センサーを活用した区分出荷などの取組みを推進します。

[目標]

指標名	基準年 (R5(2023))	目標年 (R9(2027))	参考年 (R15(2033))
首都圏ホテル、レストランにおける熊本フェア開催数（社（日））	3 (90)	5 (120)	7 (150)
首都圏等における県産農畜産物連携量販店※ （社（回））	15 (30)	16 (30)	18 (40)
県内ＪＡ農産物集出荷システム構築	—	1	1
集出荷施設等の再編・広域利用（箇所）	11	13	15

※ 量販店、果実専門店、百貨店等

1 持続的で活力あふれる稼げる農畜産業の実現

(3) 農畜産物の高付加価値化・販売力強化

② 6次産業化等の推進

取組方針（目指す姿）

6次産業化とは、農林畜水産物の付加価値を高め、農林漁業者の所得向上に資する取組みの一つです。本県の農業生産関連事業（農産加工、農産物直売所等）による年間総販売金額は、全国4位の861億円（R4年度6次産業化総合調査）であり、活発な取組みがみられます。

近年では、農林畜水産物の多様な地域資源を活用した付加価値の創出によって、所得と雇用機会の確保を図る取り組みが注目されています。

また、本県には加工原料として需要が多い全国有数の農畜産物があるものの、6次産業化による付加価値の創出や認知の向上につながっていない地域資源もみられます。

そこで、「食のみやこ熊本県」の創造に向け、新たな加工・販売を含めたビジネス展開の推進と産地からのブランド確立に向けた発信により、地域経済の発展や担い手の持続的な経営発展を図ります。

特に県南地域については、「くまもと県南フードバレー構想」をステージ2として、更なる展開を図り、地域活性化に取り組みます。

具体的な方策

1 付加価値の高い農畜産加工品の開発、販路開拓の支援

- ・「地域資源活用・地域連携熊本サポートセンター」や「熊本県農産物加工推進協議会」の運営により、6次産業化に取組む農業者への専門性の高い商品づくりと事業拡大を支援します。また、全国展開に向けた高付加価値化と販路拡大・開拓のため、アグリビジネスセンターや異業種連携等による商品開発や商談成約を支援します。
- ・6次産業化のための施設整備が困難な農業者等を支援するため、アグリビジネスセンターでの試作やOEM事業者の情報提供やマッチングを行います。
- ・HACCP等の高度な衛生管理基準取得を推進するため、加工機器・施設等の環境整備を支援します。

2 経済波及効果を生み出す食関連事業者の誘致・育成

- ・農業と地域社会をつなげるアグリビジネスの展開や農業の枠を超えた新たな付加価値を創出するため、ソフト面では農畜産物の機能性やデザイン性に着目した商品開発、ハード面では加工施設・直売所・レストラン等の複合型6次産業化施設整備等の取組みを支援します。
- ・特に県南地域については、更なる食関連企業の誘致と地場企業の育成を推進し、食と農を核とした地域活性化に取り組みます。

3 魅力ある地域資源の産地ブランド確立

- ・消費者のニーズや人気が高い6次産業化商品の原材料となる豊富な地域資源（農畜産物）の産地ブランド化を進めるため、地元市町村と連携を深めながら、地域の協働体制の構築や地域資源の認知・評価向上の取組みを支援します。

4 くまもと県南フードバレー構想ステージ2の推進

- ・令和5年度（2023年度）に構想策定から10周年を迎えたフードバレー構想については、引き続き市町村や食関連企業等と連携しながら、「くまもと県南フードバレー推進協議会」を中心に新商品開発による農畜産物の高付加価値化を推進していくとともに、インバウンドを含めた販路拡大、人材の育成等に取り組めます。

[目標]

指標名	基準年 (R5(2023))	目標年 (R9(2027))	参考 (R15(2033))
6次産業化関連販売金額(億円)・全国順位※1	861(4位)	931(3位)	1,000(2位)
くまもと県南フードバレー推進協議会等の支援による累積商談成約件数※2	332	465	765

※1 農林水産省の6次産業化総合調査（農産物加工、農産物直売所、農家レストラン、観光農園、農家民宿の販売額）。数字は、前年度の調査値

※2 協議会が支援等を行う展示商談会及び個別商談会へ出展した事業者の商談が成約した件数及びフードバレーアグリビジネスセンターのマッチングによる商談成約件数

1 持続的で活力あふれる稼げる農畜産業の実現

(3) 農畜産物の高付加価値化・販売力強化

③地産地消の推進

取組方針（目指す姿）

熊本県は全国に先駆け、平成 21 年（2009 年）に食材のみならず、木材やいぐさなども対象とした「くまもと地産地消推進県民条例」を制定しました。

この理念のもと、県内農林畜水産物等に対する県民の理解促進や消費拡大、地域の伝統的な生活文化の継承を行い、市町村、生産者、事業者及び県民の自発的な取組みを推進し、本県農業の持続的な発展と豊かな県民生活の実現を目指します。

具体的な方策

1 情報発信による消費者理解と消費行動の促進

- ・ ホームページ「くまもとのアグリ&フード」や「くまもとグリーン農業」、SNS「KUMA RICH」等を活用した情報発信を強化し、若年層を含めた幅広い世代への理解促進を図ります。
- ・ 県民の地産地消への関心を喚起できるようなイベントや旬の情報を継続的、かつ、タイムリーに提供していくために、県内市町村やJA等関係機関との連携を強化します。
- ・ 地産地消の趣旨に賛同し、県産品を販売する店舗及び県産品を使用する飲食店を「熊本県地産地消協力店」として指定し、生産者と消費者との橋渡しの役割を広く担ってもらうことにより、地産地消の取組みを推進します。
- ・ 地産地消推進の中核を担っている県内の直売所や物産館における売り場の魅力アップやネットワーク化に向けた支援を強化し、県民の地産地消行動を促進します。
- ・ 県内消費者を対象とした体験交流イベント等を通して、地産地消実践の機運醸成を行うとともに、消費者の本県農業に対する理解促進を図ります。
- ・ 県内の保育園や小学校等を対象に、県産の温州みかんや緑茶等、地域の特産である農畜産物や文化に対する理解を深める取組みを推進するとともに、県産花きの企業や家庭での需要を拡大する取組みを推進します。

2 県産農林畜水産物等の利用促進

- ・ 県産農林畜水産物の県内消費を図るため、半導体企業をはじめとした県内企業等の社員食堂で県産品の利活用を働きかけ、食堂での恒常的な利用と社員等の日常生活での購買につなげていきます。
- ・ 地産地消協力店となっている飲食店に対して、県産農林畜水産物及び加工品のマッチングを行い、更なる利用拡大を推進します。
- ・ 学習教材を通して、学童期からの県産農林畜水産物の理解促進を図るとともに、給食等での県産品の利用を推進します。

- ・県産品の県内流通を促進するため、地域内流通システムの構築を図ります。
- ・県産品表の普及・消費拡大のため、イベント等での周知活動を行うとともに、住宅や公共施設等への利用を促進します。

3 食文化の継承

- ・郷土料理に関する知識や技術を有する「くまもとふるさと食の名人」と学校教育の連携による出前授業等を通じ、次世代へ地域の食文化を伝承します。
- ・「くまもとふるさと食の名人」による地元食材を使った料理講習などにより、地産地消を推進します。

[目標]

指標名	基準年 (R5(2023))	目標年 (R9(2027))	参考 (R15(2033))
地産地消に関心があり、なるべく県産農林水産物を購入している人の割合※（％）	41.1	45.0	50.0
地産地消サイト（HP）の年間閲覧数	51,733	57,000	57,000

※ 県民アンケート調査結果

1 持続的で活力あふれる稼げる農畜産業の実現

(3) 農畜産物の高付加価値化・販売力強化

④農畜産物の輸出拡大

取組方針（目指す姿）

人口減少に伴い国内市場が縮小する中で、輸出の促進は、農林畜水産業や食品産業の維持・発展のために重要な取組みの一つとなっています。

これまで本県では、輸出の拡大に取組む事業者への支援等に力を入れてきました。その結果、県産農畜産物の輸出額は、海外での日本食人気の高まりを背景に、新たな販路開拓・拡大により、順調に増加しています。

引き続き、畜産物（牛肉・牛乳）やいちご、メロン等、主力品目の更なる輸出拡大を目指し、台湾をはじめとするアジア圏やアメリカにおける販路拡大、新規国の市場開拓に加え、輸出先の検疫や食品衛生等の規制に対応できるよう、県内産地の体制整備・強化等の支援を行います。

また、本県が育成した優良品種が海外へ流出しないように、海外における知的財産権保護に取り組めます。

具体的な方策

1 輸出に取り組む事業者等の育成

- ・牛肉やいちごなど、商品力の向上を図りながら、農業団体等が実施する海外での商談会やプロモーション等を支援します。
- ・輸出畜産物、特に食肉の取扱いにおいて認定を受けた適合施設に対し、輸出先国から求められる衛生管理基準に対応した施設の機能向上や、アニマルウェルフェアに対応した施設の運営体制構築等を支援します。
- ・農産物では、輸出相手国の検疫条件を満たす園地や施設の登録を進めるとともに、各国の残留農薬基準に対応する防除暦の策定等を支援します。

2 海外での知的財産権の保護

- ・優良な県育成品種の海外流出や無断増殖防止のため、海外での品種登録に取り組めます。

[参考]

農林畜水産物等の輸出額※

(R5 (2023))	122.4 億円/年
(R9 (2027))	140 億円/年

※ 「くまもと新時代共創総合戦略」重要業績評価指標（農畜産物以外も含む）

1 持続的で活力あふれる稼げる農畜産業の実現

(4) 環境に優しく変化に対応した生産体制の確立

①地下水と土を育む農業及びみどりの食料システムの推進

取組方針（目指す姿）

本県のきれいな地下水と豊かな土を守り、熊本の宝として 50 年先、100 年先に引き継がれていくよう、地下水と土を育む農業推進条例に沿った取組を実施します。

一方、地球温暖化による大規模な自然災害の頻発や生物の生息環境への影響など、農業においても環境に配慮した対応の強化が求められています。そこで、環境負荷を低減させ持続的な農業を進めるため、熊本県地下水と土を育む農業等の推進に関する計画に基づき、土づくりを基本としたくまもとグリーン農業とCO₂ゼロエミッション化を推進するとともに、県民の理解と協力を得る取組を進め、「環境にやさしい農業」と「稼げる農業」の両立を実現させます。

具体的な方策

1 くまもとグリーン農業の推進による環境負荷低減

- ・化学肥料については、生産性の維持・向上を図りながら更なる削減を進めるため、土壌分析に基づく適正施肥をはじめ、化学肥料の代替となる堆肥や有機質肥料の活用、堆肥の肥料成分を考慮した施肥設計を推進するとともに、未利用資源を活用した肥料の開発支援、試験研究における効率的な施肥方法等の技術開発に取り組めます。
- ・化学農薬については、農産物の安定した品質・収量を確保しつつ更なる削減を進めるため、環境への負荷が小さい農薬への転換や発生の予防に重きを置いた総合防除など、環境負荷低減や省力化につながる技術の確立と普及を推進します。
- ・有機農業の取組みを拡大するため、新規参入や慣行栽培からの転換の促進、有機農地の団地化、集出荷システムの構築、技術サポート体制の整備等に取り組めます。

2 温室効果ガスの発生抑制と地下水かん養等の環境保全の推進

- ・農業に由来する温室効果ガスの発生を低減させるため、燃油の消費を極力減らす省エネ施設・機械の導入を支援するとともに、排出抑制につながる栽培管理方法や作型、家畜排せつ物の管理方法や家畜の飼養管理等について、技術開発と普及を進めます。
- ・農地土壌への炭素貯留を推進するため、バイオ炭や緑肥等の有機物施用による作物への影響や温室効果ガス削減効果を検証するとともに、技術開発と普及を進めます。
- ・農業生産におけるプラスチック類の使用量を削減するため、プラスチック被覆肥料等の代替技術の開発・普及を進めるとともに、廃プラスチックの回収・リサイクルを推進します。

- ・地下水保全のため、農業団体等と連携しながら、主食用米や飼料用米、WCS用イネ等の生産活動に加え、休作期間の湛水など、水田を有効活用した地下水かん養につながる取組みを推進します。
- ・地下水保全や温室効果ガス削減の取組みを効果的に進めるため、農業生産活動に関連した地下水保全の効果や、農業に由来する温室効果ガスの排出量と削減方策等について、学術機関や試験研究機関と連携して調査を行い、得られた調査結果や情報を広く共有します。

3 県民運動の展開と消費者理解の促進

- ・地下水かん養や環境負荷を低減した農業の取組みの機運を更に高めるため、農業者への制度周知と取組推進に加え、流通・消費に至る各段階での相互連携と協働を進めるとともに、企業や消費者団体、教育機関等とも連携した積極的な情報発信や啓発活動に取り組みます。
- ・消費者の購買行動につながるよう、地下水と土を育む農畜産物やくまもとグリーン農業農産物に対する理解醸成や購入機会の拡大を進めます。

[目標]

指標名	基準年 (R5(2023))	目標年 (R9(2027))	参考 (R15(2033))
化学肥料の削減割合 (H28 年比%)	3.7	15	24
化学農薬の削減割合 (R 元年比%)	6.2	8	13
耕地面積に占める有機農業の割合※ (%)	1.2	1.5	1.8

※ 基準年はR4年度（2022年度）

1 持続的で活力あふれる稼げる農畜産業の実現

(4) 環境に優しく変化に対応した生産体制の確立

②農業・農村の国土強靱化の推進と災害対応

取組方針（目指す姿）

安定した農業経営や安心・安全な農村環境の実現のためには、自然環境と向き合い、豪雨、地震、台風、火山の噴火等の自然災害に強い持続可能な農業・農村を構築していく必要があります。

そのため、土地改良施設等の防災・減災機能の維持や強化を着実に進めるとともに農村地域の国土強靱化対策を推進します。

特に、近年、頻発化・激甚化する自然災害に対応していくため、市町村や関係農家等との連携のもと農地や農業用水利施設を活用した流域治水を推進します。

また、自然災害が発生した場合も迅速なサポートや応急工事等により、農家の痛みを最小化します。さらに、災害からの復旧・復興にあたっては、単なる原形復旧に留まることなく改良復旧に積極的に取り組むとともに本県農業の発展を見据えた創造的復興に取り組めます。

具体的な方策

1 国土強靱化に向けた防災・減災対策

- ・排水機場をはじめとする農業水利施設や海岸保全施設など、防災・減災インフラの保全管理と整備を計画的に進めます。
- ・県内の農業用ため池について、劣化状況や目視点検などの結果を踏まえ、適正な保全管理に向けた取組みを推進します。特に防災重点農業用ため池については、関係法に基づき、市町村等と連携を図りながら地震豪雨耐性評価を含む防災工事等を計画的に進めます。
- ・農業用ダムについては、かんがいや治水などの機能を発揮するよう適切に管理を行います。さらに、事前放流の状況や貯水位等のダム情報など、防災に関する情報を収集し河川管理者と連携してリアルタイムの情報発信・共有に取り組めます。
- ・豪雨による被害を軽減するため、農業水利施設を活用した事前放流のほか、農家や多面的機能活動組織等と連携した「田んぼダム」による流域治水を推進します。
- ・降灰による農作物被害を最小化するため、速やかな技術情報の提供や資材や設備、機械の導入等に取り組めます。

2 自然災害からの創造的復興

- ・災害が発生した際には、「くまもと水土里 GIS」などの IT 技術を活用した被害状況の見える化等による初動対応に加え、応急対応を含む災害復旧事業等により生産基盤の速やかな機能回復を図ります。
- ・災害復旧にあたっては、再度災害の防止等に向けた改良復旧に積極的に取り組めます。

- ・また、被災農地の周辺も含めた大区画化や個別経営体又は地域営農組織等への農地集積・集約化及び農地の汎用化など、地域の将来を見据えた創造的復興に取り組みます。

[目標]

指標名	基準年 (R5(2023))	目標年 (R9(2027))	参考 (R15(2033))
更新整備又は長寿命化対策に着手した排水機場の受益面積 (ha)	—	1,500	3,700
情報発信に取り組む農業用ダム(基)	0	7	7
田んぼダムの取組み面積 (ha)	617	770	1,000

1 持続的で活力あふれる稼げる農畜産業の実現

(4) 環境に優しく変化に対応した生産体制の確立

③自然災害・価格低迷等に対応したリスク軽減対策の推進

取組方針（目指す姿）

近年、極端な気象によりこれまでにない長雨、豪雨、干ばつ、異常高温、台風、暖冬、積雪などにより農業被害や出荷時期の集中が発生しており、収量や販売価格に影響を及ぼしています。

このため、気象等に左右されない生産体制を構築し、生産者の安定した所得確保のための取組を推進するとともに、価格低迷の影響を小さくするため、農業経営の規模拡大や農地集積など生産基盤の強化による生産コストの低減や、需要に応じた生産・販売等ができる体制を整えるとともに、減収や価格低迷等が発生した場合でも、農業保険制度や各種経営安定制度、価格安定制度の活用等により、生産者が安心して経営に取り組める環境の整備を進めます。

具体的な方策

- 1 災害防止施設等持続可能な生産体制の強化
 - ・ 土地利用型作物については、品種の組み合わせや作期分散によるリスク軽減や適期防除等による被害軽減など栽培面での対策を支援します。
 - ・ 施設園芸では、高温対策として、温暖化対応品種の選定や遮光資材活用などの生産技術での対策を推進します。また、台風対策では、資本金力、技術力のある生産者には、品目・作型・経営に応じて耐候性強化ハウスの導入を進め、強風からのリスク回避による生産安定を図ります。なお、耐風性が低い既存ハウスにおいても、耐風性の強化を図るため防風ネット設置や補強等を推進します。
 - ・ 気象条件の影響を受けやすい永年性作物については、果樹では温暖化対応品種への転換や、暴風・干ばつ・長雨、豪雨等に対応するための防風施設や果樹棚強化、灌水排水施設等気象災害に対応できる園地、施設整備を支援します。茶では晩霜被害等に対応するための防霜ファン等の整備を支援します。
 - ・ 畜産については、暑熱等の影響を軽減するため、畜舎内への細霧装置や換気設備等の整備、畜舎屋根への遮熱材や散水器の設置など畜舎環境の改善を支援します。また、家畜への十分な給水や良質な飼料の供給など、適切な飼養管理を進めます。
- 2 セーフティーネットへの加入促進による担い手の経営安定
 - ・ 様々なリスクにさらされている農業の経営安定を図るため、農業保険（収入保険、農業共済）制度の更なる周知啓発や収入保険の加入促進に向けた青色申告者の増加につながる取組みを、熊本県農業共済組合等の関係団体と連携し、農家の経営状況や生産作目に応じて推進します。
 - ・ また、品目別の収入や価格の低下対策としての米等のナラシ対策、野菜、畳表や畜産の価格安定制度等、同じく国費が投入されている農業保険との重複ができない制度を

含め、農業者が自らの経営実態に則した適切なセーフティーネットを選択し利用できるように取組みを進めます。

- ・ 燃油価格高騰に対しては、国のセーフティーネット（野菜、果樹、花き、茶等の燃油価格高騰対策）への加入を進めます。

3 災害発生後の生産体制復旧支援

- ・ 人的支援、生産指導、金融支援など、経営の継続や早期再建に向けたきめ細かなサポート体制を構築します。
- ・ 冠水や土砂流入に対し速やかな対応を実施するための技術情報の提供を行います。

[目標]

指標名	基準年 (R5(2023))	目標年 (R9(2027))	参考年 (R15(2033))
落葉果樹の気象災害軽減施設整備面積割合（％）※	41	50	60
認定農業者のセーフティーネット加入率（％）	91	95	100

※ ナシ、カキ等の落葉果樹における防霜ファン、スプリンクラー、強化棚等整備

1 持続的で活力あふれる稼げる農畜産業の実現

(4) 環境に優しく変化に対応した生産体制の確立

④家畜伝染病、病害虫の侵入リスクを最小化する防疫対策強化

取組方針（目指す姿）

全国各地で発生が確認されている鳥インフルエンザや、豚熱、また、近隣諸国で発生している口蹄疫やアフリカ豚熱については、依然として発生・国内への侵入リスクが高い状態です。これら家畜伝染病の発生は、畜産の計画的及び安定的な生産に大きな影響を与えるものであり、防疫対策を強化することは、畜産物に対する消費者の信頼を得るためにも不可欠です。このため、飼養衛生管理基準に基づいた畜産農家への指導に取り組み、伝染病の発生及びまん延を防ぐ体制を強化するとともに、産業動物獣医師及び公務員獣医師の継続的な確保・育成に取り組みます。

一方、近年の温暖化等による気候変動、人やモノの国境を越えた移動の増加等に伴い、国内及び県内未発生の重要病害虫の侵入するリスクが高まっています。こうした重要病害虫が県内に侵入した場合に、早期に発見し、速やかに的確な防除を実施できるよう、侵入警戒の強化並びに初動防除・まん延防止の体制整備に取り組みます。

具体的な方策

1 家畜伝染病防疫対策の強化

- ・ 悪性家畜伝染病侵入防止対策の高位平準化のため、地域一体となって飼養衛生管理基準に基づいた防疫体制強化を行う関係団体等への指導と必要な支援に取り組みます。
- ・ 県の悪性家畜伝染病防疫対策マニュアルについて、国の防疫指針や発生状況等に応じて随時見直し、発生及びまん延防止対策に取り組みます。
- ・ 野生いのししのサーベイランス及び捕獲の強化を行い、豚熱やアフリカ豚熱の侵入及びまん延防止に取り組みます。
- ・ 家畜保健衛生所が関係市町村及び団体と連携して行う臨床立入検査により、畜産農家における飼養衛生管理基準遵守の指導に取り組みます。
- ・ 家畜保健衛生所が行う病性鑑定において、畜産農家における慢性疾病等の診断を行い、産業動物獣医師がその結果に基づく適切な治療及び再発防止対策を行うことにより、畜産農家の生産性の向上を促します。

2 獣医師の確保及び育成

- ・ 熊本県内で産業動物獣医師又は公務員獣医師として働くことを希望する獣医大学生を対象として、「獣医師確保修学資金」により支援するとともに、小中高生を対象とした獣医師確保 PR 動画等による情報発信及び獣医師育成のための研修の充実等に取り組みます。

3 侵入病害虫まん延防止体制の強化

- ・植物防疫法に基づく、防疫体制を強化するため、市町村及び農業団体等で構成される地域連絡会議の体制整備と連携強化に取り組みます。
- ・病害虫防除所が実施する侵入調査については、病害虫の発生状況に応じて見直しを行いながら、重要病害虫等の早期発見に取り組みます。
- ・新たな病害虫の診断に対応するため、病害虫防除所等において、診断に必要な機器等を整備し、診断技術の向上に取り組みます。

[目標]

指標名	基準年 (R5(2023))	目標年 (R9(2027))	参考 (R15(2033))
産業動物又は農林水産部公務員獣医師の確保人数（人）	10	20	30

注） 獣医師確保修学資金（産業動物獣医師確保修学資金貸与事業）を貸与した学生が、県内の産業動物獣医師か県の農林水産部公務員獣医師として修業した累計の人数

2 中山間地域等の農村活性化

(1) 地域資源を活用した元気で豊かな農村の実現

①中山間地域の特徴を活かした「しごと」「暮らし」づくり

取組方針（目指す姿）

中山間地域を今後も安定的に維持していくためには地形的制約等がある一方で、冷涼な気候等を利用した農作物の生産が可能である点を活かし、農業を柱とした収入や複合的な収入による多様な所得を確保することが重要です。

そのため、収益が見込める新たな農作物の導入や栽培方法、効率化や省力化等に向けたデジタル技術の活用により、地域の様々な課題の解決や地域活性化に繋げる取組みを意欲的に行う地域を後押しします。

一方で、人口減少や高齢化がさらに進行し、共同活動による農地保全や地域コミュニティの維持が困難となることが予想されます。

そのため、中山間地域において複数の集落の機能を補完する農村型地域運営組織（農村RMO）の形成を推進し、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて生活支援に資する取組みを通じ、元気で豊かな農村地域社会を次世代に継承します。

具体的な方策

1 デジタル技術や新たな取組み等による中山間地域の特色を活かした収入確保

- ・中山間地域の課題を捉えて地域が自ら作成した計画等を実現するために、ICTやAIを活用した生産の効率化、省力化などのデジタル技術の導入や新たな農業所得確保に向けた創意工夫あふれる取組みを支援します。
- ・気候や土質など中山間地域の多様な環境を活かした新たな農作物の導入や、高収益農作物の生産、農作物の高付加価値化、販路開拓など、収益力向上や販売力強化に関する取組みを支援します。
- ・新たな農作物や既に中山間地域にある有力作物を導入した経営が早期に安定するよう、技術面・経営面においても継続して支援します。

2 農村RMOの形成促進による地域コミュニティの維持

- ・県や市町村等関係者が連携し、地域コミュニティの機能を維持する農村RMOの形成を進めます。
- ・中山間地域等の協議会等による地域の話し合いを通じた農用地保全、地域資源活用、生活支援に係る将来ビジョンの策定や、ビジョンに基づく調査・計画・実証事業等の取組みを支援します。
- ・これまでの中山間地域に対する施策で得られた成功事例や、農村RMOの形成に着手した先行地区の事例を、市町村をはじめ県内の中山間地域集落と共有するとともに、研修会等により他の中山間地域にも波及させます。

[目標]

指標名	基準年 (R5(2023))	目標年 (R9(2027))	参考 (R15(2033))
「デジ活」中山間地域※ ¹ の登録数(地区)	3	7	13
農村RMO※ ² の形成に着手した地区数(地区)	2	10	22

※¹ デジタル技術を活用し、多様な内外の人材を巻き込みながら社会課題解決に向けて取組を積み重ねることで活性化を図る地域

※² 農村型地域運営組織(農村RMO: Region Management Organization)とは、複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織

2 中山間地域等の農村活性化

(1) 地域資源を活用した元気で豊かな農村の実現

②都市と農村との交流による地域活力の向上

取組方針（目指す姿）

中山間地域等の農山漁村には、豊かな自然、食文化、歴史、景観等の地域資源が多数存在しており、耕作条件に応じた農業振興に取組みつつ、賦存する資源を活用した滞在型、体験型の交流参加者の受入れ促進により中山間地域の活力を維持し、住民の誇りを醸成するため、地域に内在する豊かな資源を活用したむらづくりを支援します。

一方、農山漁村地域を応援したい都市住民等との交流を促進するため、地域ぐるみのツーリズム推進や農業者と都市住民等のニーズに沿ったツアー開発、県内農泊事業者間の連携による都市住民等の受入れ体制強化や情報発信を支援します。また、田園回帰の潮流を捉え、他地域の方々が中山間地域の担い手として活躍するための関係人口の拡大や農業以外の人材・組織との連携強化など多彩な人的資源の流入・確保に向けた取組みを推進します。

具体的な方策

- 1 多様な人材の育成等を通じたむらづくりの推進
 - ・活力あるむらづくりを推進するため、多様な組織と連携しながら地域をコーディネートする人材を育成するための研修会等を開催するとともに、各地域に存在する人材の交流促進や連携強化を図ります。
 - ・農業・農村体験を通して農業の楽しさを広める活動や農山漁村に滞在して農村をまるごと体験する農泊の取組みが継続的に行われるよう、地域ぐるみの活動支援や県内農泊事業者の連携強化を促進します。
- 2 都市住民等の受入れ体制強化による関係人口拡大
 - ・農業の重要性や食料生産上の意義のみならず、土とふれあう楽しさや地下水涵養、生物多様性等の環境学習など、次世代に向けた農業・農村の持つ機能への理解促進のため、子どもや都市住民を対象とした体験型の交流を支援するとともに、様々なニーズに対応した新たなツーリズム商品の開発等を推進します。
 - ・農業・農村体験や農泊等の魅力について、ホームページ「くまもとふるさと応援ねっ」とやSNS等を活用した効果的な情報発信により、都市住民等との交流を促進します。
 - ・農山漁村の地域住民自らによる景観保全や農村文化の伝承等を目指す活動を支援し、農山漁村地域の魅力や付加価値を高めることにより、関係人口の拡大や移住・定住のきっかけづくりを促します。

[目標]

指標名	基準年 (R5(2023))	目標年 (R9(2027))	参考 (R15(2033))
むらづくりへの主体的な取組みを志す人材 の数（人）	204	360	590
農泊※の実践事業者数	126	180	260
ＨＰ「くまもとふるさと応援ねっと」への アクセス数（件）	28,035	30,100	33,400

※ 「農山漁村滞在型旅行」のこと。農山漁村に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ旅行の一形態を指す。（宿泊事業者のみを指すわけではなく、地域資源を活用した体験提供事業者等を含む）

2 中山間地域等の農村活性化

(2) 次世代へ引き継ぐ農業生産の強化と農業・農村の多面的機能の維持・発揮

①中山間地域における農地基盤整備と集積による基盤強化

取組方針（目指す姿）

生産の効率化と農業所得の向上に向け、収入の柱となる作物の導入等を進めるためには、基礎となる基盤整備が不可欠です。

このため、農業者が継続的に営農できるよう、地形条件や地元農家のニーズに応じたきめ細かな基盤整備を進めるとともに、農地中間管理機構の活用などを進めながら、農地集積の促進を図ります。

また、中山間地域に多く存在する樹園地では、営農環境を改善し生産性を高めるための基盤整備を推進するとともに、多様な担い手等への農地集積を図るなど、産地維持の取組みを推進します。

具体的な方策

- 1 地域の実情に応じたきめ細かな基盤・施設整備の推進
 - ・等高線区画や用排兼用水路など地形条件に応じた基盤整備を推進します。また、推進にあたっては生産性と自然環境、景観など多面的機能維持の双方に配慮します。
 - ・地域に適した作物への転換、地域営農組織設立や法人化の取組推進など、地域特性や地域資源を生かした特色ある営農が展開できるよう、暗渠排水や農道拡幅等の営農ニーズに応じたきめ細かな基盤整備を推進します。
 - ・法面の緩傾斜化や水路のパイプライン化などスマート農業導入に対応した基盤整備を実施し、営農の省力化を推進します。
 - ・鳥獣害対策に対応した基盤整備を推進します。
 - ・農業者の自力施工も活用することで、農家の経済的負担を軽減できる小規模な基盤整備を支援します。
 - ・畑地及び樹園地において、地域特性に応じたかんがい施設等の整備を推進します。
 - ・中山間地域の活性化を図るため、集落道路や集落排水路などの農村生活環境の整備を推進します。
- 2 基盤整備を契機とした農地集積の推進・支援
 - ・地域計画で策定した目標地図や「くまもと水土里 GIS」を活用して担い手等の農業者の現状を把握し、地域での話し合いを支援します。
 - ・地域営農組織の設立及び地域外からの多様な農業者の確保など、農地中間管理機構を活用して農地集積を推進します。
 - ・基盤整備の実施にあたっては、農地集積に応じた促進費交付等により、農家負担を軽減するなど、基盤整備を契機とした農地集積と担い手等の多様な農業者の確保・育成を一体的に推進します。

- ・ 樹園地における農作業の効率化を図るため、地域での話し合いを進め、基盤整備を契機とした農地集積を推進します。

[目標]

指標名	基準年 (R5(2023))	目標年 (R9(2027))	参考年 (R15(2033))
中山間地域における基盤整備※実施面積 (ha)	—	250	500

※ 土地改良法に基づく区画整理

2 中山間地域等の農村活性化

(2) 次世代へ引き継ぐ農業生産の強化と農業・農村の多面的機能の維持・発揮

②多面的機能の維持・発揮

取組方針（目指す姿）

農業・農村の有する多面的機能は、県民に多くの恵みをもたらしています。その恵みを将来にわたって県民が享受することができるよう、集落による共同活動の継続や拡大を図り、農村における多面的機能の維持・発揮を図ります。

そのために、美しい景観の保全や文化・コミュニティの維持・創造等を目的とした地域活動を支援することで、環境、景観や文化を将来にわたって継承します。

また、生産条件の厳しい中山間地域の農業生産活動の継続や地域活動の支援を行い、引き続き農用地や水路・農道等の土地改良施設が保全されるよう取組みを進めます。

さらに、本県には世界農業遺産や世界かんがい遺産、つなぐ棚田遺産など、数多くの地域資源が存在しています。これらの資源を地域の人々や関係団体が連携して保全し、活用する取組みを推進します。

具体的な方策

1 農業・農村の有する多面的機能を維持する取組みの推進

- ・多面的機能支払交付金を活用し活動組織が行う農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮に向けた取組みを支援します。また、「くまもと水土里GIS」を活用して周辺農地の状況を把握し、市町村、土地改良区、JA、あるいは農業者以外の団体などの関係機関と連携して、活動組織の広域化や非農家の参加促進等を進めながら取組みの維持・拡大を後押しします。
- ・生産条件が不利な中山間地域等において、耕作放棄を防止し、農地や集落を維持するため、中山間地域等直接支払交付金を活用し、複数の集落協定間でのネットワーク化やスマート農業による農作業の省力化等、農業生産活動の継続に向けた取組みを支援します。
- ・環境保全型農業直接支払交付金を活用し、より良好な農村環境の形成に向けて、農業生産に由来する環境負荷の低減や地球温暖化防止、生物多様性保全等にも効果の高い取組みを推進します。
- ・長年にわたる農業の営みにより守られてきた農村の美しい景観を保全・継承するための景観農業振興地域整備計画づくりの取組みを支援します。
- ・農業農村整備事業の実施に当たっては、環境に関する情報収集や地域住民・有識者との意見交換を通じて、農村地域の環境や景観等に配慮した整備を進めます。

2 くまもとの農業遺産の継承と活用

- ・世界農業遺産に認定された「阿蘇の草原の維持と持続的農業」の更なる認知度向上や草資源を活用した農畜産物の販売促進、「食」を介して世界農業遺産の価値をわ

かりやすく発信します。これにより、消費者に阿蘇地域の農畜産物を積極的に選んで購入してもらう取組み等を行い、阿蘇地域循環型農業システムの継続を推進することで、阿蘇の農業の価値を次世代へ継承する取組みを支援します。

- ・農業の営みと景観、文化、生物多様性などと結びついた「世界かんがい施設遺産」や「つなぐ棚田遺産」などの現在も活躍する歴史的な農業遺産が県内各地には数多く残されています。これらの農業遺産の魅力を県民に発信するとともに、次世代に継承する取組みを支援します。

3 棚田地域の振興

- ・条件不利地の象徴である棚田とその周辺地域において一体的な維持・保全を進めるため、棚田を保全すべき意義や資源としての価値等を広く県民へ啓発します。また、地域内外の人材による草刈り等の棚田の保全活動や田植え体験等の交流活動を支援し、地域の資源としての棚田の保全や活用を推進します。

[目標]

指標名	基準年 (R5(2023))	目標年 (R9(2027))	参考 (R15(2033))
多面的機能支払制度の取組面積 (ha)	70,347	71,600	73,500
指定棚田地域※の振興に取り組む地域数	36	44	56

※ 棚田地域振興法第7条に基づく地域

2 中山間地域等の農村活性化

(2) 次世代へ引き継ぐ農業生産の強化と農業・農村の多面的機能の維持・発揮

③鳥獣被害対策とジビエの利活用の推進

取組方針（目指す姿）

鳥獣被害防止対策は、地域の実情に合わせて、「生息環境管理」「侵入防止対策」「有害鳥獣捕獲」等を総合的に組み合わせ、地域が主体となって対策に取り組むことが重要です。このため、「地域ぐるみの鳥獣被害対策」を推進し、「えづけSTOP!」をキーワードに、正しい鳥獣被害対策の理解促進や対策技術の普及、鳥獣被害防止特措法に基づき市町村等が行う被害防止の取組みを支援します。

併せて、農作物被害防止のため、捕獲されたイノシシやシカ等の野生鳥獣の地域資源としての利活用を推進します。このため、くまもとジビエコンソーシアムの活動を通じたジビエビジネスの確立を推進し、処理技術力の向上や安定供給体制の構築、消費者へのPR・普及活動を一層強化し、「くまもとジビエ」のブランド化への取組みを加速させます。

具体的な方策

1 「地域ぐるみの鳥獣被害対策」の推進

- ・「生息環境管理」として、地域ぐるみで鳥獣の生態や被害防止に関する正しい知識を理解したうえで、鳥獣のエサとなるものやひそみ場の除去を行う「えづけSTOP!対策」を推進します。
- ・「侵入防止対策」として、地域が一体となり守れる集落・守れる農地にすべく侵入防止柵の計画的・効果的な設置を促進します。併せて、侵入防止柵の効果を継続的に発揮するための維持管理に注力した資材の選定、管理体制の構築等への支援に取り組めます。
- ・「有害鳥獣捕獲」として、「くまもと水土里GIS」などのIT技術を活用した野生鳥獣の生息域や分布、被害や捕獲の実態の調査・分析に基づく、庁内関係部局と連携した地域間や広域での捕獲活動を推進します。
- ・野生鳥獣による農作物被害が広域に及ぶ重点地域を設定し、地域一体的な被害防止対策につなげていきます。

2 鳥獣被害対策を担う人材の育成・確保

- ・県・市町村職員や農業関係団体職員を対象とした「えづけSTOP!対策」の知識習得や地域の実態に応じた対策を実践できる人材の育成を推進し、認定した「えづけをやめなん隊」による鳥獣被害対策の知識と技術の普及に取り組めます。
- ・鳥獣被害対策において、集落や地域が主体的に取り組んでもらうための体制構築に取り組めます。

- ・学校教育と連携して、ジビエ利活用を含めた鳥獣被害対策における人材育成を推進します。

3 ジビエ利活用の推進と「くまもとジビエ」のブランド化

- ・ジビエ利活用の普及拡大に向けて、ジビエ処理加工施設への技術支援や衛生管理向上の普及、消費者へのPR・普及を図り、安定供給に向けた体制整備、トレーサビリティの確立、ブランド化と販路の開拓を推進します。
- ・捕獲された野生鳥獣の地域資源としての有効活用を加速するため、「くまもとジビエコンソーシアム」の活動支援を通じた「くまもとジビエ」のブランド化を促進します。
- ・ジビエ処理加工施設の整備や機能強化に向けた支援を通じ、県が定める衛生管理ガイドラインに基づく適正処理による安全性や品質が確保された安定供給体制を構築し、安全で安心なジビエの流通を促進します。

[目標]

指標名	基準年 (R5(2023))	目標年 (R9(2027))	参考 (R15(2033))
野生鳥獣による農作物被害金額（百万円）	538	510	420
ジビエ処理加工施設※における捕獲獣の処理頭数（頭）	3,317	3,600	4,300

※ くまもとジビエコンソーシアム構成員の処理加工施設（R5 時点で 17 施設）

食料の安全保障に係る本県の取組み

1 はじめに

国は、食料安全保障の確保として、国内生産の増大を基本に、輸入及び備蓄を適切に組み合わせ、安定的な食料供給に取り組んでいます。

しかし、世界の食料需給の変動や地球温暖化の進行、国内人口の減少など、食料、農業及び農村をめぐる情勢は刻々と変化しており、食料安全保障の強化は喫緊の課題の1つとなっています。

2 これまでの取組み

本県は、畜産、野菜、果樹、穀物等をバランスよく生産しており、全国に先駆けて農地集積や担い手の育成などに取り組む、平時の生産力を強化してきました。また、農業生産にあたっては、スマート農業技術の導入、農地の大区画化や水田の汎用化などの農業生産基盤の整備による生産性・収益性の高い農業の実現だけでなく、くまもとグリーン農業をはじめとする環境にやさしい農業との両立も進めてきました。

その結果、図1に示したとおりバランスよく生産された農畜産物によって、日本の食料の安全保障の一翼を担っています。

3 今後の取組み

今後も、県産農畜産物の持つポテンシャルを最大限に発揮し、カロリー源としての食料生産だけでなく、野菜や果実をはじめとする健康で充実した生活に欠かせない栄養を含む農畜産物をバランスよく生産する県として、図2に示した取組みを継続し、「食のみやこ熊本県」の創造を図るとともに、国の目指す食料安全保障の確立に貢献していきます。

また、改正された食料・農業・農村基本法の基本理念を踏まえ、新たに開始される食料の合理的な価格形成については、国と連携しながら生産から消費までの各段階における理解促進などに取り組む、本県の農畜産業の持続可能な成長につなげていきます。

図1 農業産出額に占める品目別割合（令和5年（2023年））

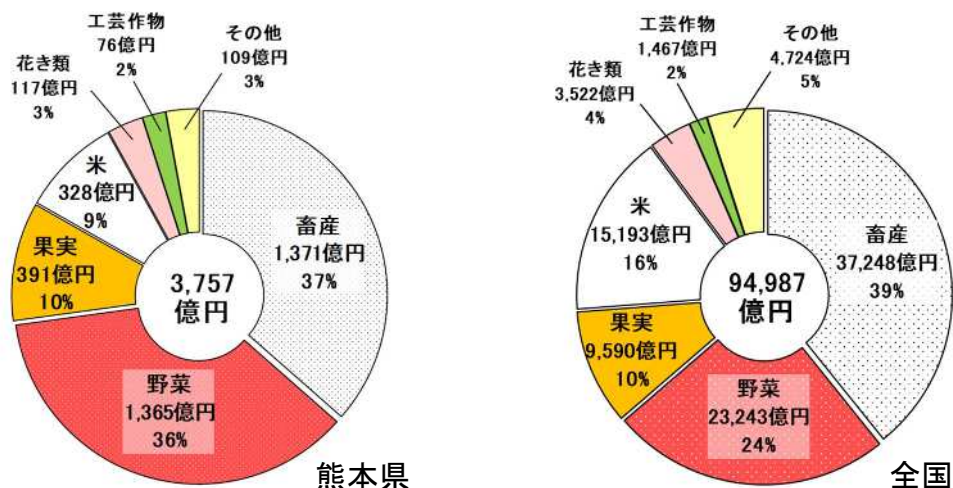
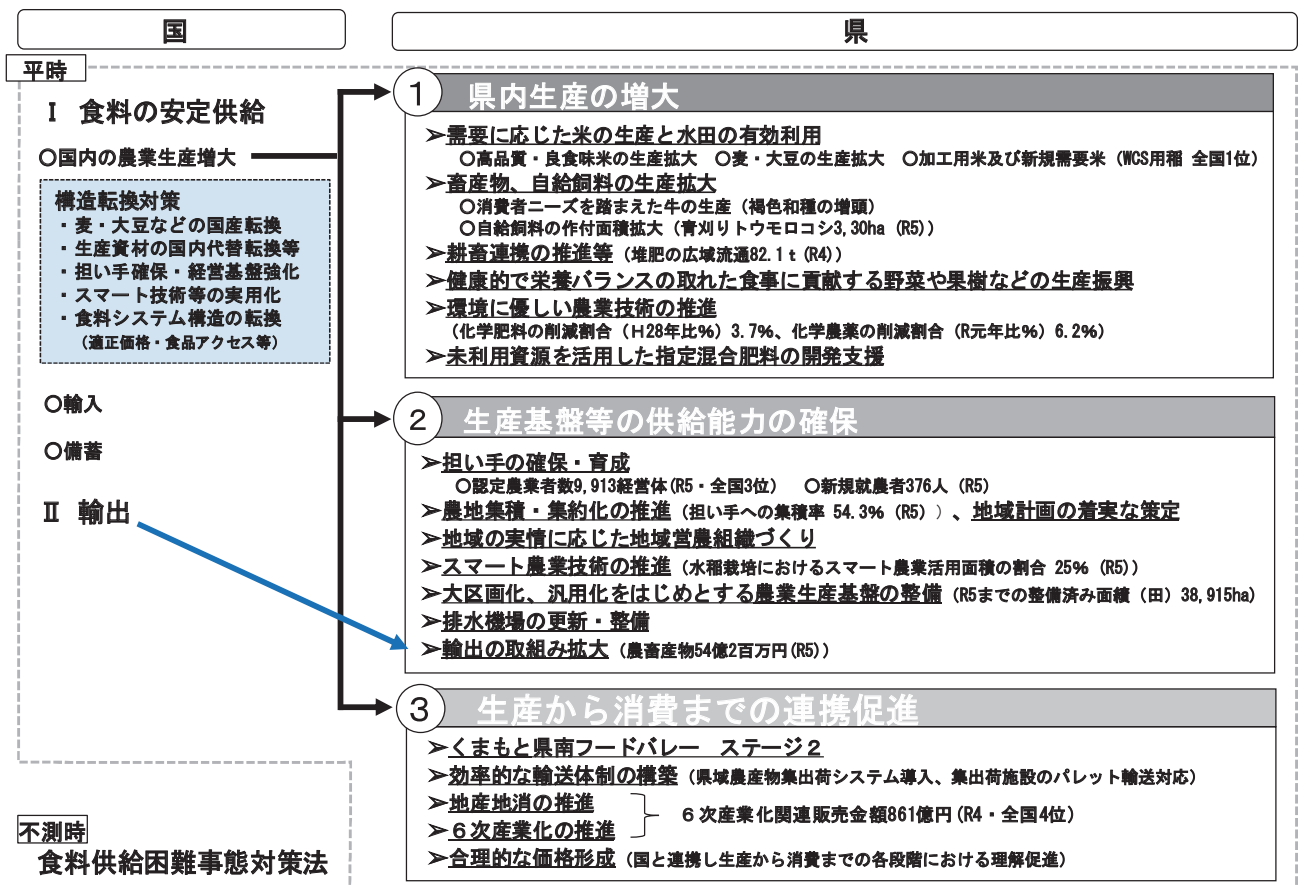


図2 食料の安全保障の確立に向けた国と県の主な取組み



(参考)

■本県の食料自給率の見通し

カロリーベース		生産額ベース	
(R4(2022))	60%	(R4(2022))	142%
(R9(2027))	61%	(R9(2027))	153%

※ 令和4年度(2022年度)は、国が公表した数値（概算値）。令和9年度(2027年度)は県で試算

■輸出の取組み

農林畜水産物等の輸出額※	
(R5(2023))	122.4 億円/年
(R9(2027))	140 億円/年

※ 「くまもと新時代共創総合戦略」重要業績評価指標（農畜産物以外も含む）

(参考資料) 計画と SDGs との関連性

	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
1 持続的で活力あふれる稼げる農畜産業の実現						
(1) 担い手の確保・育成と経営基盤強化		○	○	○	○	
(2) 農畜産物の生産性向上・競争力強化		○			○	
(3) 農畜産物の高付加価値化・販売力強化		○				
(4) 環境に優しく変化に対応した生産体制の確立		○				○
2 中山間地域等の農村活性化						
(1) 地域資源を活用した元気で豊かな農村の実現		○	○			
(2) 次世代へ引き継ぐ生産基盤や多面的機能の強化・発揮		○				

	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任、つかう責任
1 持続的で活力あふれる稼げる農畜産業の実現						
(1) 担い手の確保・育成と経営基盤強化		○	○	○		○
(2) 農畜産物の生産性向上・競争力強化		○	○			○
(3) 農畜産物の高付加価値化・販売力強化		○	○			○
(4) 環境に優しく変化に対応した生産体制の確立		○	○		○	○
2 中山間地域等の農村活性化						
(1) 地域資源を活用した元気で豊かな農村の実現		○	○		○	○
(2) 次世代へ引き継ぐ生産基盤や多面的機能の強化・発揮		○	○		○	○

	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナースHIPで目標を達成しよう
1 持続的で活力あふれる稼げる農畜産業の実現					
(1) 担い手の確保・育成と経営基盤強化			○		○
(2) 農畜産物の生産性向上・競争力強化			○		○
(3) 農畜産物の高付加価値化・販売力強化			○		○
(4) 環境に優しく変化に対応した生産体制の確立	○		○		○
2 中山間地域等の農村活性化					
(1) 地域資源を活用した元気で豊かな農村の実現			○		○
(2) 次世代へ引き継ぐ生産基盤や多面的機能の強化・発揮			○		○

■参考資料(専門用語)

あ行

○ アフリカ豚熱

A S F ウイルスが豚やいのししに感染する伝染病であり、発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病。我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

○ あんきょはいすい 暗渠排水

農地の地下水位の低下を目的とし、地中に埋設した施設。使用する材料によって、無材暗渠、簡易暗渠（石礫、もみ殻）、本暗渠（土管やプラスチックの有孔管）がある。

○ 育成就労（制度）

国内の人手不足分野における人材確保と人材育成を目的とする制度で、受入れ対象は特定技能と同じ農業を含む16分野が対象。

育成期間（在留期間）は原則 3 年。技能や日本語能力の試験に合格すれば在留資格「特定技能 1 号」への移行が可能となっている。

○ 親元就農

親族が経営する農業経営体に就農すること。

か行

○ 海岸保全施設

都道府県知事が指定した海岸保全区域内にある堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜その他海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設をいう。

○ 価格安定制度

農畜産物の市場価格等の変動に伴い、生産者が負うリスクを軽減するためその価格が著しく低下した場合に補給金等を交付することにより、農家の経営安定と消費者への安定供給を図る制度。

○ 家畜伝染病（法定伝染病）

牛・馬・豚等の家畜がかかる感染症で、特に伝染力が強く被害が大きいため、家畜伝染病予防法で規定しているもの。口蹄疫・豚熱・アフリカ豚熱・高病原性鳥インフルエンザなど28種。同法施行規則で規定される牛流行熱・破傷風・馬鼻肺炎など71種の届出伝染病と合わせて監視伝染病とも言う。

○ 環境にやさしい農業

土づくりを行い化学合成農薬や化学肥料の削減を行うなど環境にやさしい農業を行うこと。

○ 環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通

じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業

- 基幹的農業従事者
15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者のこと。
- くまもとグリーン農業
熊本県が推進する「環境保全型農業」のこと。土づくりを基本として、慣行農法に比べて化学肥料や化学合成農薬を削減するなど環境にやさしい農業と定義。
- くまもとジビエ
ジビエ（仏：gibier）とは、狩猟で捕獲された野生鳥獣の食肉のこと。熊本県では、県内で捕獲され、食品営業許可を得た県内施設で処理加工され、熊本県イノシシ肉・シカ肉衛生管理ガイドラインに沿って処理加工された野生イノシシ肉及びシカ肉のこと。
- 熊本県地下水と土を育む農業推進条例
本県の豊かな地下水と肥沃な土を本県の宝と位置づけ、地下水と土を育む農業が健全に営まれることにより守り育んでいくことを目的として、平成27年(2015年)3月に制定、4月1日に施行された条例。
- 熊本県地産地消協力店
県民が県産品の購入・利活用をすすめていくために、店舗独自の自主的な取り組みにより県産品の良さをPRする販売店、飲食店。
- くまもと地産地消推進県民条例
地産地消の推進に関する基本理念を定めるとともにとともに、県の責務並びに市町村、生産者、事業者及び県民の役割を明らかにすることにより、本県における農林水産業の持続的な発展及び豊かな県民生活の実現を図っていくことを目的として平成21年(2009年)3月に制定された県議会議員提案による条例。
- 熊本県土地改良区統合整備計画
県では、土地改良区の運営基盤強化や組合員負担金（賦課金）の二重賦課解消等に向け、土地改良区の統合整備を進めており、その具体的な推進方針や目標を「熊本県土地改良区統合整備計画」として定めている。
- 熊本県農業経営・就農支援センター
令和7年(2025年)4月から経営相談、新規就農、経営継承の各センター機能を一本化し、より密な相互連携を図りながら、ワンストップでの伴走支援を行う。後継者候補がいる農業者に対して、しっかりと継承手続き等を支援し、着実な世代交代につなげる。
- くまもとの赤
本県は全国有数の食料生産県として多様な農林水産物が生産されており、トマト、あか牛、真鯛など「赤」をイメージさせる農林水産物が多数存在している。
このため、「赤」をイメージする本県農林水産物を対象に「くまもとの赤」ブランドとして全国に発信し、県内外で認知度を向上させる取り組み。

○ くまもと農業アカデミー

意欲ある農業者の学び直しの場（リカレント教育）として、県や大学、農業関連企業など様々な機関が農業技術等の幅広いテーマで開催する講座。

○ くまもと農業経営塾

県内の意欲ある農業者を対象に、経営者精神、リーダーシップ、マーケティング、マネジメントに関する能力を磨き、将来、県の農業を担うトップリーダーを育成するために開設した講座。

○ くまもとふるさと食の名人

郷土の料理などについて卓越した知識・経験・技術等を有するとして知事が認定し、その伝承活動や農林水産業の理解促進活動などに取り組んでいる者。

○ 耕作放棄地

農林水産省の統計調査における区分。農林業センサスにおいては、以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、数年の間に再び耕作する考えのない土地をいう。

なお、これに対して、過去1年間全く作付けしなかったが、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は不作付け地といわれ、経営耕地に含まれる。

○ 耕畜連携

耕種農家と畜産農家が連携して行う飼料の生産や堆肥の還元による資源循環型農業の取り組みのこと。耕種農家が生産する飼料用稲（稲WCS、飼料用米）や稲わらを畜産農家が飼料として利用したり、家畜排せつ物由来のたい肥を耕種農家が有機物資源として土づくりに有効利用している。

○ 国土強靱化

どのような災害が発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる、強さとしなやかさを備えた国土・地域・経済社会を構築すること。

さ行

○ 指定棚田地域

自治体が作成する「棚田地域振興計画」に対し、国が指定する地域。指定棚田地域に対しては、国の補助事業などの優先採択や要件緩和等の優遇措置が講じられる。

○ 収入保険制度

農業保険法に基づき、平成31年(2019年)1月から開始した国の公的保険制度で、農業経営の安定を図るため、品目にとらわれず、自然災害による収量減少による収入減少はもちろん、価格低下など農業者の経営努力では避けられない収入の減少を補てんするもの。

○ 食料自給率

国内の食料消費について国内の農業生産でどの程度賄えているかを示す指標であり、その示し方として「カロリーベース総合食料自給率」、「生産額ベース総合食料自給率」の2通りが用いられる。

「カロリーベース総合食料自給率」・・重さが異なる全ての食料を足し合わせ計算するために、その食料に含まれるカロリーを用いて計算した自給率の値。

「生産額ベース総合食料自給率」……カロリーの代わりに、価格を用いて計算した自給率の値。比較的低カロリーであるものの、健康を維持、増進する上で重要な役割を果たす野菜やくだものなどの生産等がよりの確に反映されるという特徴がある。

○ 水田の汎用化

水田として利用してきた農地を水稻作及び畑作のいずれにも利用できるようにすること。

○ スtockマネジメント

農業水利施設等について、管理段階から、施設の劣化状況等の調査・評価の結果を踏まえた対策・実施とその後の評価、モニタリングまでをデータベースに蓄積された様々なデータを活用しながら進めることにより、リスク管理を行いつつ施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るための技術体系及び管理手法の総称。

○ スマート農業

ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産の実現を目指す新たな農業のこと。農業の現場における課題の一つである労働力不足が深刻化する中、スマート農業を活用することにより、農作業の省力・軽労化や、生産性の飛躍的向上、高品質な農産物の安定生産などが期待される。

○ 生産農業所得

農業生産によって社会経済的にみて、どれだけの価値が生み出されたかを示す指標で、農業産出額から物的経費（減価償却費及び間接税を含む。）を控除し、補助金等を加味した農業純生産額（付加価値額）。

○ 世界農業遺産

国連食糧農業機関が、次世代に継承すべき重要な農林水産業や生物多様性、農業景観を有する地域をシステムとして認定するもの。阿蘇地域は「阿蘇の草原の維持と持続的農業」として平成25年(2013年)5月に認定。

○ 創造的復興

災害発生後、単に元あった姿に戻すだけでなく、地域の将来を見据え、更なる発展につながるような取組みを進めること。

た行

○ （農業の有する）多面的機能

国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能。

○ 多面的機能支払制度

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図ることを目的に、農業者や地域住民等が行う法面の草刈り、水路の泥上げなどの農地・農業施設の管理活動、植栽による景観形成などの地域住民と連携した共同活動、水路、農道等の補修・更新を支援するための制度。

○ 地域営農組織

生産組織のうち集落あるいは集落を超えた旧市町村など自然的、地縁的なまとまりのある範囲やライスセンター（米麦を収穫した後、乾燥する施設）などの農業生産を行う範囲を単位として、地域の土地利用調整を前提とし効率的かつ安定的な営農を行う組織。

○ 地域計画

これまで、地域の話合いによって作成・実行してきた「人・農地プラン」を法定化し、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した計画のこと。

計画実現のため、地域内外から農地の受け手を幅広く確保するとともに、農地バンクを活用した農地の集約化等が進められる。

○ 地域資源活用・地域連携熊本サポートセンター

6次産業化等の取組みにつながる案件の発掘から事業化まで、農林漁業者による6次産業化等の取組みに対して総合的なサポートを行う機関。

○ 地下水と土を育む農業

「熊本県地下水と土を育む農業推進条例」第2条で定義する、土づくりを行うことにより化学肥料及び農薬の使用を減少させ又は原則として使用しない取組み、家畜排せつ物を使用した良質な堆肥を生産及び流通させる取組み、飼料用米等の生産とその飼料の利用による畜産物の生産等及び農作物を作付しない期間における湛水等水田を有効活用しに寄与する取組みのいずれかの取組みを行う農業であって、地下水の水質、水量の保全又は地力の増進に資すると認められる農業。

○ 中山間地域

山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域のこと。なお、農林水産省では、統計上、「山間農業地域」と「中間農業地域」を「中山間地域」としている。また、法律上では、特定農山村法、山村振興法、過疎地域活性化特別措置法、半島振興法、離島振興法の5法指定地域が対象となる。

○ 中山間地域等直接支払制度

中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産の維持を通じて、農業・農村の多面的機能を確保するため、自然的・社会的・経済的条件の不利な地域で農業生産活動を行う農業者などに対し、直接支払交付金が交付される制度。

○ 地理的表示保護制度（GI）

農林水産物・食品等の名称であって、品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結びついている産品について、その名称を知的財産として国が保護する制度（平成27年（2015年）6月施行）。

○ 特定技能外国人材

深刻な人材不足に対応するため、平成 31 年(2019 年) 4 月に創設された新たな在留資格「特定技能」に基づき、就労する外国人材。技能実習生が技能実習 2 号を良好に修了している場合には、特定技能へ移行することができ、最長 5 年間在留できる。

○ 土地改良区

土地改良法に基づき都道府県知事の認可を得て設立される公的団体で、土地改良事業の事業主体となるばかりでなく、できあがった施設の管理まで行うことができる。

○ 土地改良施設

農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設のこと。貯水池、頭首工、排水機場、水路等が該当する。

○ トレーサビリティシステム（生産流通履歴情報システム）

食品などの生産や流通に関する履歴情報を追跡・遡及することができるシステムのこと。

な行

○ 認定研修機関

就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等であると県が認めた研修機関のこと。

○ 認定農業者

計画的に自らの農業経営の改善を図っていこうとする農業者が、おおむね 5 年後を見通した「農業経営改善計画」を作成し、市町村長等の認定を受けた者。

○ 農業委員会

「農業委員会等に関する法律」に基づき市町村に設置される独立の行政委員会で、主に合議体としての意思決定を行う農業委員（推薦・公募の実施後、議会の同意を経て市町村長が任命）と、現場活動を積極的に行う農地利用最適化推進委員（農業委員会が定める区域ごとに推薦・公募を実施後、農業委員会が委嘱）によって構成される組織。

農業委員会は、農地法等の規定により専属的な権限を行使する法令業務の執行機関及び担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進の取組みを行う農地利用の最適化の推進・実施機関としての役割を担っている。

○ 農業共済組合

農業保険法に基づき農業保険制度を運営する農業団体。

○ 農業経営改善計画

農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者になるために市町村に提出する計画。

農業経営の現状、5 年後に実現を目指す農業経営の改善に関する目標、目標を達成するためにとるべき措置を記載する。

○ 農業産出額

都道府県を推計単位とし、農産物の生産量及び価格に関する諸統計等を用いて、都道府県

別の品目ごとの生産量に、品目ごとの農家庭先販売価格（消費税を含む。）を乗じて求めたもの。

○ 農業就業人口

15歳以上で農業のみに従事した者及び農業とその他の仕事の両方に従事したが農業従事日数の方が多い者。

○ 農業水利施設

農業用水を水源から取水し、農地へ運び農地からの排水を河川や海まで運ぶための施設。

例：頭首工（取水堰）、揚水機場（揚水ポンプ）、用水路、排水路、排水機場（排水ポンプ）、樋門等

○ 農業生産資材価格指数

農家が購入する農業生産に必要な資材の小売価格を指数化したもの。

○ 農業法人

「法人形態」によって農業を営む法人の総称。この農業法人には、「農事組合法人」と「会社法人」の2つのタイプがある。農地や採草放牧地を利用して農業経営を行う場合は、農地所有適格法人であることが必要。

○ 農業保険制度

農業保険法に基づき、農業経営の安定を図るため、収入保険制度と農業共済制度からなる国の公的保険制度。

○ 農産物価格指数

農家が販売するそれぞれの農産物の価格を総合的に把握するため、基準年を基に算出した指数。

○ 農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）

複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織。

○ くまもと水土里GIS（農地情報図）

地図と農地や水路などの図形情報、農地の地番や作物名などの文字情報、航空写真などの画像情報を結び付けて、コンピュータ上に再現し、位置や文字情報からの検索・各種情報の重ね合わせ・分析・分かりやすい地図表現等を行うシステム。

○ 農地中間管理機構

農業経営を縮小する農家や相続した農地の借り手を探している方などから農地を借り受けて、地域の担い手農家などに貸し出しを行い、担い手への農地の集積・集約化を進めていく機関。

本県では、公益財団法人熊本県農業公社が、平成26年(2014年)3月に県から「農地中間管理機構」として指定を受け、平成26年(2014年)4月1日から業務を開始。

○ 農福連携

障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組み。農福連携に取り組むことで、障害者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながることを期待されている。

○ 農用地区域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農業振興地域整備計画で用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定めて設定する区域のこと。

は行

○ 排水機場

地域の排水をポンプによって強制排水するための施設。大雨等により地域の水位が上昇し、自然排水が困難となった場合、逆流を防ぐために水門を閉め、大型ポンプにより、海や河川へ強制排水して農地や宅地への浸水被害を軽減する。

○ 販売農家

経営耕地面積が30 a 以上、または農作物販売金額が50万円以上の農家。

○ 日持ち性向上対策品質管理（花き）

農林水産省が実施する日持ち性向上品質管理認証（通称：リレーフレッシュネス認証）に向けた取組み。花きに携わる個人や団体を対象に、作業場、バケツ等の清潔度、温度管理、鮮度保持剤の適正な使用など、約20項目の基準を基に審査が行われ、生産部門、流通部門、小売部門それぞれに認証が与えられる。

○ 豚熱

C S F ウイルスの感染による豚とイノシシの病気。強い伝染力と高い致死率が特徴で、家畜伝染病予防法において家畜伝染病に指定されている。このため、発生した農場では、飼養豚等を対象に防疫措置を行うこととされている。

ま行

○ みどりの食料システム（戦略）

食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるため、中長期的な観点から戦略的に取り組む国の政策方針。

令和32年（2050年）までに目指す姿として、農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現、化学農薬使用量（リスク換算）の50%低減、化学肥料使用量の30%低減、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%に拡大等、14の数値目標を掲げている。

や行

○ 有害鳥獣

人や家畜及び農作物などに被害を与える鳥獣のことで、クマ、シカ、イノシシ、サル、カラスなどが農地や集落等に入り込み、何らかの害を及ぼす場合にいう。

○ 有機農業

「有機農業の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 112 号）の第二条において、有機農業は次のように定義される。「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」。

ら行

○ ライフサイクルコスト

農業水利施設等について、その建設に要する経費に、供用期間中の運転、補修等の維持管理に要する経費及び廃棄に要する経費を合計した金額。

○ 6次産業化

農業者が生産（第 1 次産業）、加工（第 2 次産業）、販売・流通（第 3 次産業）の一体化により付加価値を増大させる経営の多角化の取組みのこと。

英字

○ AI（Artificial Intelligence）

人工知能（AI）とは、人間の知的ふるまいの一部をソフトウェアを用いて人工的に再現したもの。経験から学び、新たな入力に順応することで、人間が行うように柔軟にタスクを実行する。

○ GAP（Good Agricultural Practice）

農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。

○ HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）

食品等事業者自らが原材料の受入れから最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入などの危害要因を分析（HA）した上で、危害の防止につながる特に重要な行程（CCP）を継続的に監視・記録する工程管理システム。

○ ICT（Information and Communication Technology）

情報通信技術のこと。ICTは各種産業への普及が期待できるが、農業では農業機械のGPSナビゲーションシステムや施設園芸における複合環境制御などへの導入が期待される。

○ IoT（Internet of Things）

様々な「モノ（物）」が自律的にインターネットに接続され（単に繋がるだけでなく、モノがインターネットのように繋がる）、情報交換することにより相互に制御する仕組み。

○ WCS（Whole Crop Silage）

とうもろこしや稲のように、従来は子実をとることを目的に作られた作物を、繊維の多い茎葉部分と栄養価の高い子実部分を一緒に収穫してサイレージに調整したもの。こうして利用することにより、乳用牛や、肉用牛にとってバランスがとれた栄養収量の高い飼料生産が可能となる。

発 行 者：熊本県
所 属：農林水産政策課
発行年度：令和7年度(2025年度)

